

令和2年度(2020年度)

包括外部監査の結果報告書

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する
事務の執行について

豊中市包括外部監査人
公認会計士 木下 哲

目次

第1 外部監査の概要	5
1. 外部監査の種類	5
2. 選定した特定の事件(テーマ)	5
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由	5
4. 監査対象年度	5
5. 監査の方法	6
6. 監査の実施期間	10
7. 補助者	10
8. 利害関係	10
第2 監査対象の概要	11
1. 豊中市における高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の概要	11
2. 関連する事務事業の主な所管部署	25
第3 監査の総括	29
1. 情報資産管理の重要性の全庁的な共有について(監査の意見)	29
2. 内部統制制度導入を契機とした事務の見直し等について(監査の意見)	30
3. 事務事業評価の評価単位について(監査の意見)	31
4. 委託契約における実費精算方式採用の要否について(監査の意見)	32
5. 市が施設を所有する必要性の見直しについて(監査の意見)	33
6. 監査の結果及び意見の一覧	34
第4-1 監査の結果及び意見(介護認定・介護保険料の賦課徴収関連)	39
I 長寿安心課	39
1. 介護認定審査会、要介護・要支援認定調査等	39
II 保険資格課・保険収納課	47
1. 第1号被保険者保険料(介護保険事業特別会計:歳入)	47
2. 過年度包括外部監査の措置状況(介護保険事業特別会計:債権管理)	56
3. 保険資格得喪管理事業、保険料賦課管理事業、保険料収納管理事業	58
4. 第1号被保険者保険料還付金	64
第4-2 監査の結果及び意見(施設の維持・運営に係る事業)	66
I 長寿社会政策課	66
1. 養護老人ホーム管理運営	66
II 長寿安心課	75
1. 介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)、介護予防センター施設管理(旧老人福祉センター)、介護予防センター施設運営(旧老人福祉センター)	75

2. 老人憩の家施設管理	85
3. 街かどデイハウス事業運営補助(一般会計)	96
4. 地域包括支援センター運営支援・管理業務(総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的・継続的支援事業費)(介護保険事業特別会計)	99
Ⅲ 長寿安心課・施設課・契約検査課	109
1. 介護予防センター整備事業(一般会計)	109
2. 老人憩の家整備事業(一般会計)	113
第4-3 監査の結果及び意見(施設の維持・運営以外の事業)	117
Ⅰ 長寿社会政策課	117
1. 地域密着型サービス運営検討部会(介護保険事業特別会計)	117
2. 介護保険サービス事業者指定(介護保険事業特別会計)	120
3. 総合事業評価事業(介護保険事業特別会計)	124
4. 生活支援体制整備事業(介護保険事業特別会計)	129
5. 主要給付適正化事業(介護保険事業特別会計)	134
Ⅱ 長寿安心課	139
1. 認知症地域支援・ケア向上事業(介護保険事業特別会計)	139
2. 認知症初期集中支援チーム配置事業(介護保険事業特別会計)	148
3. 徘徊高齢者家族支援サービス事業(介護保険事業特別会計)	157
4. 老人クラブ支援業務(一般会計)	162
5. シルバーハウジング生活援助員派遣事業(介護保険事業特別会計)	169
Ⅲ 長寿安心課・障害福祉課	174
1. 軽度生活援助事業(一般会計)	174
2. 高齢者外出支援サービス事業(一般会計)	181
3. 避難関連事業(一般会計)	186
Ⅳ 保険給付課	192
1. 高額介護サービス費(介護保険事業特別会計)	192
Ⅴ 福祉指導監査課	195
1. 介護保険サービス事業者指導監査(介護保険事業特別会計)	195
第4-4 監査の結果及び意見(情報セキュリティ関連)	201
1. 豊中市保険システムの概要	201
2. 豊中市における情報セキュリティに関する取り組みの概要	202
3. 検討対象の範囲及び監査にあたっての着眼点等	204
Ⅰ デジタル戦略課	206
1. 自己点検関連	206

Ⅱ 長寿社会政策課.....	216
1. 介護保険関連システムの運用(介護保険事業特別会計).....	216
Ⅲ 長寿安心課.....	225
1. 介護認定支援システムの運用(介護保険事業特別会計).....	225

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書中の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の内訳の合計額と総額等とが一致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 数値等の出所

報告書に記載する数値・表記等は、原則として豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いており、その場合には、原則として数値等の出所は記載していないが、明示することが望ましいと判断した場合には、その出所を記載している。また、豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたものについては、その出所を記載している。

加えて、監査人が独自に集計等を行い作成したものについては、その旨を併せて記載している。

3. 監査の結果及び意見

監査の結論については、対象となる事業等の単位ごとに「監査の結果」と「監査の意見」とに分け、その旨を明示している。

監査の結果	法令、条例及び規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の意見	監査の結果以外で、改善・検討を求める事項

(報告書中における記載例)

「① 認定結果通知に要する期間の長期化への対応について (監査の意見)」

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

高齢者の方々が、介護等が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができることは、その地域社会において人々が生まれ安心して充実した人生を送る上で必須なものといえる。豊中市においても、「第 4 次豊中市総合計画」に掲げるまちの将来像「みらい創造都市とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」を実現する施策の方向性の一つとして、介護サービス基盤の充実を図るとともに高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めることを挙げており、「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(第 7 期:平成 30 年度(2018 年度)～32 年度(2020 年度)」(以下「第 7 期計画」という。)において、高齢化等に起因する様々な課題を克服していくため、豊中市の実情に応じた高齢者分野の地域包括ケアシステムを深化・推進していくものとしている。

一方、豊中市の人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合が平成 28 年には 25%を超えるとともに、介護保険における要介護認定者数も増加傾向にあり、豊中市の財政面に大きな影響を与えている。

以上のことから、中長期的に介護需要が増加する中、限られた財源で高齢者を取り巻く様々な課題に対していかに対応しているのか、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について監査を行うことは、豊中市の今後の行財政運営にとって有用なもの判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査対象年度

令和元年度の執行分

必要に応じて、平成 30 年度以前及び令和 2 年度についても対象とした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

監査の対象の詳細については「(3) 監査の対象」にて記載するが、対象とする介護保険事業特別会計を中心に、その財務事務の実施にあたり各種の情報システムにおいて大量のデータ処理が行われている。このため、対象とする財務事務について合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行うだけではなく、関連する情報システムに係る情報セキュリティの管理体制についても、特に検討の対象とすることとした。

なお、情報セキュリティの管理体制を検討するに際しての着眼点等については、「第4-4 監査の結果及び意見(情報セキュリティ関連)」の「3. 検討対象の範囲及び監査にあたっての着眼点等」にあらためて記載している。

[監査の視点]

- ・高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例及び規則等に従い、適正に行われているか。
- ・高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ・高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行に際して利用している情報システムについて、情報セキュリティの管理体制が適切に構築され、運用されているか。

(2) 主な監査手続

- ・高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に係る事業の目的及び概要について担当部署より説明を聴取し把握する。
- ・関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関連する施設等のうち、入居又は通所する利用者のいる施設等について現地調査を実施する。

(3) 監査の対象

第7期計画及び関連する事業概要についての説明聴取の結果を踏まえ、介護保険事業特別会計とともに一般会計における特定の予算科目を対象とすることとし、金額的な重要性及び事業間の関連性等を勘案の上で具体的な対象事業を選定した。

① 一般会計における対象予算科目等

一般会計において監査の対象とした予算科目及び監査対象事業は以下のとおりである。

一般会計における監査対象予算科目			
一般会計			
【款】民生費	【項】社会福祉費	【目】老人福祉費	
【款】民生費	【項】社会福祉費	【目】介護予防センター整備費	
【款】民生費	【項】社会福祉費	【目】老人憩の家整備費	
【款】民生費	【項】介護保険事業費	【目】介護保険事業費繰出金	

ア. 老人福祉費における監査対象事業

No.	事務事業	細事業	決算額
1	介護予防事業	介護予防センター施設管理 (旧デイサービスセンター) (注2)	8,831 千円
		介護予防センター施設運営 (旧老人福祉センター)	105,447 千円
		介護予防センター施設管理 (旧老人福祉センター)	92,378 千円
2	軽費老人ホーム運営助成	軽費老人ホーム事務費補助金	49,786 千円
3	敬老の日事業	敬老の集い事業補助	20,627 千円
4	老人クラブ支援事業	老人クラブ支援業務	18,151 千円
5	老人憩の家運営管理事業	老人憩の家施設管理(注2)	54,960 千円
6	介護保険利用者負担等軽減事業	社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業	578 千円
		民間事業所介護保険利用者負担軽減事業	965 千円
7	高齢者在宅生活支援事業	街かどデイハウス事業運営補助	23,888 千円
8	高齢者在宅生活支援事業	緊急通報システム事業	12,356 千円
		軽度生活援助事業	1,265 千円
		高齢者外出支援サービス事業	6,399 千円
		高齢者福祉電話貸与事業	3,043 千円
		日常生活用具給付事業	782 千円
		訪問理美容サービス事業	108 千円

No.	事務事業	細事業	決算額
9	老人ホーム等措置事業	養護老人ホーム入所等措置業務	178,259 千円
10	養護老人ホーム施設運営管理事業	養護老人ホーム施設運営管理	220 千円
11	災害時高齢者安否確認事業	避難関連事業	1,013 千円

(注1) 決算額は令和元年度決算額。

(注2) 以下の細事業に係る決算額には次の繰越明許費を含む。

- ・「介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)」:2,189 千円
- ・「老人憩の家施設管理」:871 千円

イ. 介護予防センター整備費における監査対象事業

No.	事務事業	細事業	決算額
1	介護予防事業	介護予防センター整備事業	5,170 千円

(注) 決算額は令和元年度決算額。

ウ. 老人憩の家整備費における監査対象事業

No.	事務事業	細事業	決算額
1	老人憩の家運営管理事業	老人憩の家整備事業	32,714 千円

(注) 決算額は令和元年度決算額。

エ. 介護保険事業費繰出金における監査対象事業

No.	事務事業	細事業	決算額
1	特別会計の健全化	介護保険事業費繰出金	5,264,929 千円

(注) 決算額は令和元年度決算額。

② 対象部署

資料閲覧及びヒアリング等の対象とした部署は、以下のとおりである。なお、従前の総務部情報政策課については、令和2年10月1日における組織体制の見直しにおいてデジタル戦略課に改編されていることから、本報告書においてはデジタル戦略課として表記する。

- ・福祉部 福祉指導監査課
- ・福祉部 長寿社会政策課
- ・福祉部 長寿安心課
- ・福祉部 障害福祉課
- ・健康医療部 保険給付課
- ・健康医療部 保険資格課
- ・健康医療部 保険収納課
- ・総務部 行政総務課
- ・総務部 デジタル戦略課(旧情報政策課)
- ・総務部 契約検査課
- ・都市経営部 経営計画課
- ・財務部 財政課
- ・財務部 施設課
- ・危機管理課

③ 現地調査

監査対象事業に関連する施設等のうち、入居又は通所する利用者のいる施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しながら可能な範囲で現地調査を行った。現地調査を実施した施設は以下のとおりである。

また、必要に応じて対象部署の執務室への実地監査を行った。

施設等の種類	対象施設等
養護老人ホーム	豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか
介護予防センター	庄内介護予防センター 高川介護予防センター
軽費老人ホーム(ケアハウス)	花みずき
老人憩の家	庄本老人憩の家、高川老人憩の家
地域包括支援センター	庄内包括支援センター(本センター、分室) 少路包括支援センター(本センター、分室)

施設等の種類	対象施設等
豊中市保険システム (サーバー)	デジタル戦略課電子計算機室

6. 監査の実施期間

令和2年6月22日から令和3年2月15日まで

7. 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	加藤 聡
公認会計士	小森泰邦
公認会計士	柳原匠巳
公認会計士	山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 豊中市における高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の概要

(1) 豊中市における高齢化等の状況

① 人口、高齢者人口及び高齢化率の推移

豊中市の人口は年々増加する一方、65歳以上の高齢者人口も増加しており、令和元年における高齢者人口は104,607人、高齢化率は25.6%である。また、平成27年から令和元年までの4年間に於いて人口は1.2%（単純平均：年0.3%）増加したのに対して、高齢者人口は4.6%（単純平均：年1.2%）と4倍近く増加しており、結果として、同期間において高齢化率は0.8ポイント上昇している。

令和元年における高齢化率は大阪府内全域よりも1.4ポイント、全国よりも2.8ポイント低く、平成27年から令和元年までの期間における高齢化率の上昇率も大阪府内全域よりも0.4ポイント、全国よりも1.1ポイント低い水準にとどまっているものの、高齢者人口の増加及び高齢化率の上昇は継続的であり、豊中市においても高齢化が進展していることが現れている。

表1 人口、高齢者人口及び高齢化率の推移

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	増減
人口	403,260人	403,795人	405,271人	406,076人	408,110人	+4,850人 (+1.2%)
高齢者人口	100,006人	101,693人	102,951人	103,807人	104,607人	+4,601人 (+4.6%)
高齢化率	24.8%	25.2%	25.4%	25.6%	25.6%	+0.8%

(注1)各年における10月1日現在の数値。

(注2)「増減」欄は平成27年度から令和元年度までの増減数。()内は同期間における増減率。

(出所：市ウェブサイト人口統計より監査人作成)

表2 人口、高齢者人口及び高齢化率の大阪府内全域及び全国との比較

区分		豊中市	大阪府内全域	全国
令和元年	人口	408,110 人	8,823,453 人	126,181 千人
	高齢者人口	104,607 人	2,382,017 人	35,775 千人
	高齢化率	25.6%	27.0%	28.4%
増減	人口	+4,850 人 (+1.2%)	△16,016 人 (△0.2%)	△723 千人 (△0.6%)
	高齢者人口	+4,601 人 (+4.6%)	+103,693 人 (+4.6%)	+2,221 千人 (+6.6%)
	高齢化率	+0.8%	+1.2%	+1.9%

(注1)「区分」欄の「令和元年」は令和元年10月1日現在の数値。

(注2)「区分」欄の「増減」は、平成27年から令和元年までの増減数。()内は同期間における増減率。

(出所:市ウェブサイト人口統計、大阪府ウェブサイト毎月推計人口、e-Statより監査人作成)

② 前期高齢者人口及び後期高齢者人口の推移

豊中市における前期高齢者(65歳以上74歳以下)人口は平成28年以降減少傾向に転じているが、後期高齢者(75歳以上)人口は一貫して増加している。このため、平成29年を境に高齢者人口の過半を後期高齢者が占める状況となっており、令和元年における後期高齢化率は13.6%である。

令和元年における後期高齢化率は大阪府内全域よりも0.3ポイント低いものの、その差は高齢化率の差1.4ポイントよりも小さい。また、平成27年から令和元年までの期間における後期高齢者人口の増加率18.6%は、大阪府内全域よりも0.7ポイント低い全国より5.5ポイント高い水準にあり、前期高齢者人口は減少に転じたものの、後期高齢者が高い水準で増加していることが現れている。

表 3 前期高齢者人口及び後期高齢者人口等の推移

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	増減
高齢者人口	100,006 人	101,693 人	102,951 人	103,807 人	104,607 人	+4,601 人 (+4.6%)
前期	53,372 人	52,623 人	51,492 人	50,601 人	49,290 人	△4,082 人 (+7.7%)
後期	46,634 人	49,070 人	51,459 人	53,206 人	55,317 人	+8,683 人 (+18.6%)
構成比	46.6%	48.3%	50.0%	51.3%	52.9%	+6.3%
後期高齢化率	11.6%	12.2%	12.7%	13.1%	13.6%	+2.0%

(注 1) 各年における 10 月 1 日現在の数値。

(注 2) 「区分」欄の「前期」は前期高齢者人口、「後期」は後期高齢者人口、「構成比」は高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合。

(注 3) 「増減」欄は平成 27 年度から令和元年度までの増減数。()内は同期間における増減率。

(出所: 市ウェブサイト人口統計より監査人作成)

表 4 前期高齢者人口及び後期高齢者人口等の大阪府内全域及び全国との比較

区分		豊中市	大阪府内全域	全国
令和元年	前期	49,290 人	1,152,794 人	17,429 千人
	後期	55,317 人	1,229,223 人	18,346 千人
	後期高齢化率	13.6%	13.9%	14.5%
増減	前期	△4,082 人 (△7.7%)	△95,050 人 (△7.6%)	+90 千人 (+0.5%)
	後期	+8,683 人 (+18.6%)	+198,743 人 (+19.3%)	+2,131 千人 (+13.1%)
	後期高齢化率	+2.0%	+2.3%	+1.8%

(注 1) 「区分」欄の「令和元年」は令和元年 10 月 1 日現在の数値。

(注 2) 「区分」欄の「前期」は前期高齢者人口、「後期」は後期高齢者人口。

(注 3) 「増減」欄は平成 27 年度から令和元年度までの増減数。()内は同期間における増減率。

(出所: 市ウェブサイト人口統計、大阪府ウェブサイト毎月推計人口、e-Stat より監査人作成)

③ 高齢者世帯の状況

古いデータとなるが、平成 27 年における前回の国勢調査の結果によれば、高齢者がいる世帯数が総世帯数に占める割合と高齢者単身世帯数が総世帯数に占める割合は各々 39.2%と 13.4%であり、大阪府内全域と同水準である。

表 5 総世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合の比較

区分	豊中市	大阪府内全域	全国
高齢者世帯率	39.2%	39.1%	40.7%
独居世帯率	13.4%	13.3%	11.1%

(注 1)平成 27 年 10 月 1 日現在の数値。

(注 2)「区分」欄の「高齢者世帯率」は高齢者がいる世帯数が総世帯数に占める割合。

(注 3)「区分」欄の「独居世帯率」は高齢者単身世帯数が総世帯数に占める割合。

(出所:第 7 期計画)

④ 近隣市との高齢化率等の比較

高齢化率、後期高齢化率、高齢者世帯率及び独居世帯率について大阪府内全域と比較すると、ほぼ同程度か低い水準にある。しかし、平成 27 年における前回の国勢調査の結果に基づき、府県を越えて隣り合う西宮市、尼崎市及び吹田市と比較すると、いずれについても尼崎市よりは低い水準にあるものの、吹田市及び西宮市より高い水準にある。

表 6 近隣市との高齢化率等の比較

区分	豊中市	吹田市	西宮市	尼崎市
高齢化率	24.8%	22.5%	22.3%	26.8%
後期高齢化率	11.6%	10.3%	10.2%	12.2%
高齢者世帯率	39.2%	33.4%	34.4%	39.5%
独居世帯率	13.4%	10.9%	10.7%	13.8%

(注 1)平成 27 年 10 月 1 日現在の数値。

(注 2)「区分」欄の「高齢者世帯率」は高齢者がいる世帯数が総世帯数に占める割合。

(注 3)「区分」欄の「独居世帯率」は高齢者単身世帯数が総世帯数に占める割合。

(出所:e-Stat より監査人作成)

⑤ 要介護認定者数等の推移

介護保険事業における要介護認定者数は継続的に増加しており、平成 27 年から令和元年までの 4 年間に於いて 2,598 人増加しており、第 1 号被保険者数の増加を上回るペースで増加している。また、令和元年における要介護認定者数における要介護度別の構成比を見ると、要介護 4 及び 5 の割合が少ない一方、要介護 1 の割合が大きいことが特徴的である。

表 7 第 1 号被保険者数及び要介護認定者数等の推移

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	増減
第 1 号被 保険者数	100,123 人	101,802 人	103,093 人	103,928 人	104,630 人	+4,507 人 (+4.5%)
要介護認 定者数	21,176 人	21,629 人	22,406 人	23,082 人	23,774 人	+2,598 人 (+12.2%)

(注 1) 各年における 10 月 1 日現在の数値。

(注 2) 「増減」欄は平成 27 年度から令和元年度までの増減数。()内は同期間における増減率。

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 8 要介護度別の構成比に係る大阪府内全域及び全国との比較

区分		豊中市	大阪府内全域	全国
令和元年	要介護 5	8.1%	9.0%	9.1%
	要介護 4	9.9%	11.3%	12.2%
	要介護 3	12.1%	12.1%	13.1%
	要介護 2	17.1%	17.1%	17.3%
	要介護 1	19.0%	16.4%	20.2%
	要支援 2	15.3%	14.9%	14.1%
	要支援 1	18.6%	19.2%	14.0%

(注) 令和元年 9 月 30 日現在の数値に基づく。

(出所:市提供資料より監査人作成)

(2) 豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要

① 策定の趣旨

平成 29 年 5 月に、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を大きな柱とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、保険者機能の強化により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められている。

市においても、平成 29 年 3 月に「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を策定し、少子化・高齢化等に起因する様々な課題を克服していくために、市が持っている市民力・地域力や、これまでの取り組みを活かしたシステムとして「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を掲げている。また、高齢者分野の地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む計画として、平成 30 年 3 月に第 7 期計画を策定し、中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開を図っている。

② 法令の根拠及び豊中市総合計画等との関係

第 7 期計画のうち高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(保健・医療に関する分野は除く。)に相当し、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画に相当し、これらの計画を一体的に策定したものである。

また、第 4 次豊中市総合計画の施策体系「安全に安心して暮らせるまちづくり」に対応しており、高齢者保健福祉及び介護保険分野の分野別計画に位置付けられる。

③ 計画の期間

第 7 期計画の計画期間は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年である。

④ 基本理念及び目標像

第 7 期計画においては 7 つの基本理念を掲げるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進の先にある目指すべき姿として、令和 7 年を見据えた目標像を掲げている。また、目標像の実現に向けた施策を展開していくため、7 つの基本目標を設定している。

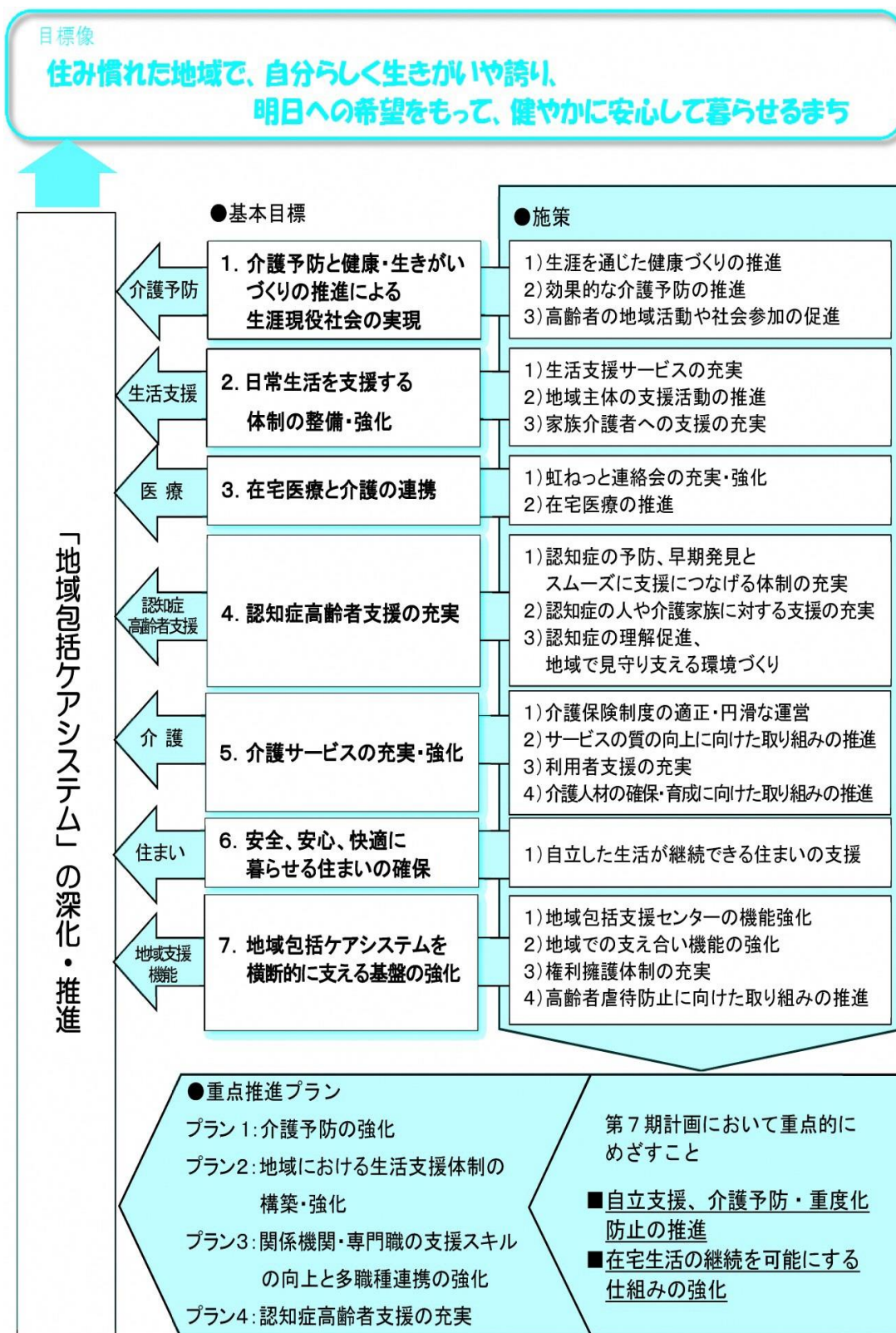
【基本理念】
<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人としての尊厳・人間性の尊重 2. 総合的な介護予防の推進 3. 高齢者等の自立支援と生活の質(QOL)の向上 4. 自己決定の尊重 5. 安全・安心して暮らせる環境整備 6. 地域ぐるみでの地域福祉の推進 7. 市民一人ひとりや多様な主体の意識変革への働きかけ
【目標像】
住み慣れた地域で、自分らしく生きがいや誇り、明日への希望をもって、健やかに安心して暮らせるまち
【基本目標】
基本目標 1 介護予防と健康・生きがいの推進による生涯現役社会の実現
基本目標 2 日常生活を支援する体制の整備・強化
基本目標 3 在宅医療と介護の連携
基本目標 4 認知症高齢者支援の充実
基本目標 5 介護サービスの充実・強化
基本目標 6 安全、安心、快適に暮らせる住まいの確保
基本目標 7 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化

⑤ 施策体系

第7期計画の施策体系は図1のとおりであり、各基本目標を達成するための施策が示されている。

また、前期計画(第6期計画)の振り返りの結果や国・大阪府の動向等を踏まえ、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」と「在宅生活の継続を可能にする仕組みの強化」の2つを「第7期計画において重点的にめざすこと」とし、これらを具体的に展開するため、4つの取り組みを重点推進プランとして設定している。

図1 第7期計画における施策体系



(出所：第7期計画)

(3) 豊中市介護保険事業特別会計の概要

① 介護保険事業特別会計における決算額等の推移

ア. 歳入

歳入合計は増加傾向にある。令和元年度における歳入合計 35,753 百万円は平成 29 年度に比べて 2,903 百万円増加(+8.8%)しており、第 1 号被保険者保険料も同期間において 605 百万円(+8.8%)増加している。ただし、令和元年度において、消費税率の引き上げに伴い介護保険法が改正され、平成 27 年度から実施の低所得者の保険料軽減がより一層図られたこと等から、平成 30 年度と比較すると第 1 号被保険者保険料は減少し、一方で、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金は増加している。

表 9 介護保険事業特別会計(歳入)の概要

科目		(単位:千円)			
		平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 当初予算額 決算額	
保険料	第1号被保険者保険料	6,838,955	7,592,739	7,355,197	7,444,005
使用料及び手数料	総務手数料	3,675	2,113	2,757	2,481
国庫支出金	介護給付費国庫負担金	5,586,228	5,827,165	6,351,134	5,998,474
	調整交付金	1,549,794	1,490,738	1,800,237	1,677,477
	地域支援事業交付金(総合事業)	147,765	353,093	390,094	357,292
	地域支援事業交付金(包括・任意)	217,324	214,319	220,948	218,150
	介護保険災害臨時特例補助金	276	333	372	278
	介護保険事業費国庫補助金	6,150	9,360	9,360	27,359
	保険者機能強化推進交付金	—	61,745	50,000	60,917
		国庫支出金(計)	7,507,538	7,956,753	8,822,145
支払基金交付金	介護給付費交付金	8,413,664	8,187,285	9,067,893	8,604,152
	地域支援事業支援交付金	167,690	400,707	415,320	415,320
		支払基金交付金(計)	8,581,354	8,587,992	9,483,213
府支出金	介護給付費府負担金	4,205,575	4,370,786	4,563,921	4,496,860
	地域支援事業交付金(総合事業)	79,999	180,409	192,281	178,282
	地域支援事業交付金(包括・任意)	108,662	107,159	110,475	109,075
		府支出金(計)	4,394,237	4,658,355	4,866,677
財産収入	利子及び配当金	1,483	1,947	4,474	854
繰入金	介護給付費負担金	3,738,403	3,802,605	4,197,859	3,987,801
	地域支援事業繰入金(総合事業)	78,109	160,888	192,281	164,027
	地域支援事業繰入金(包括・任意)	102,734	102,547	110,458	99,196
	その他一般会計繰入金	843,284	702,249	828,213	697,275
	低所得者保険料軽減繰入金	80,590	88,379	90,197	316,629
		繰入金(一般会計)(計)	4,843,122	4,856,670	5,419,008
基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	—	—	600,000	—
繰越金	繰越金	655,710	448,900	1	882,524
諸収入	延滞金、加算金及び過料	149	276	100	342
	預金利子	1,000	—	1	—
	雑入	22,495	8,430	1,394	14,253
		諸収入(計)	23,644	8,706	1,495
歳入合計		32,849,720	34,114,178	36,554,967	35,753,030

(注1) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)については地域支援事業交付金(総合事業)に、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)については地域支援事業交付金(包括・任意)に計上している。
(注2) 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)については地域支援事業繰入金(総合事業)に、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)については地域支援事業繰入金(包括・任意)に計上している。

イ. 歳出

歳出合計も歳入と同様に増加傾向にあり、令和元年度における歳出合計 35,192 百万円は平成 29 年度に比べて 2,791 百万円(+8.6%)増加しているが、その主要因は保険給付費 2,004 百万円(+6.7%)の増加である。高齢化の進展による要介護認定者数の増加等が保険給付費の増加をもたらしているものといえる。

表 10 介護保険事業特別会計(歳出)の概要

(単位:千円)

科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
		決算額	決算額	当初予算額	決算額	
総務費	総務管理費	536,415	432,880	460,082	413,098	
	徴収費	26,576	30,140	41,193	33,502	
	介護認定審査会費	285,570	244,121	338,773	281,026	
	趣旨普及費	5,661	7,628	1,655	1,099	
	総務費(計)	854,223	714,771	841,703	728,727	
保険給付費	居宅介護サービス給付費	14,746,468	15,287,168	17,283,025	16,109,654	
	特例居宅介護サービス給付費	2,053	2,000	2,741	2,062	
	地域密着型介護サービス給付費	4,261,584	4,457,829	5,147,800	4,769,870	
	特例地域密着型介護サービス給付費	—	—	1,000	—	
	施設介護サービス給付費	6,242,268	6,433,231	6,572,580	6,497,683	
	居宅介護福祉用具購入費	42,844	44,098	54,288	45,725	
	居宅介護住宅改修費	73,877	66,339	87,483	64,400	
	居宅介護サービス計画給付費	1,566,738	1,659,624	1,785,340	1,752,472	
	特例居宅介護サービス計画給付費	—	—	100	—	
	介護サービス等諸費(小計)	26,935,835	27,950,292	30,934,357	29,241,868	
	介護予防サービス給付費	1,044,992	542,822	537,163	604,317	
	特例介護予防サービス給付費	940	—	1,026	—	
	地域密着型介護予防サービス給付費	24,817	29,940	44,945	28,895	
	特例地域密着型介護予防サービス給付費	—	—	200	—	
	介護予防福祉用具購入費	16,067	13,481	18,077	13,852	
	介護予防住宅改修費	55,539	46,138	64,901	47,354	
	介護予防サービス計画給付費	187,539	128,683	117,811	139,997	
	特例介護予防サービス計画給付費	—	—	7	—	
	介護予防サービス等諸費(小計)	1,329,897	761,066	784,130	834,418	
	審査支払手数料	27,549	27,193	32,590	29,064	
	高額介護サービス費	787,736	842,757	934,199	949,253	
	高額介護予防サービス費	1,523	976	1,958	1,093	
	特定入所者介護サービス費	714,430	732,632	743,596	725,745	
	特例特定入所者介護サービス費	—	—	50	—	
	特定入所者介護予防サービス費	252	324	214	237	
	特例特定入所者介護予防サービス費	—	—	1	—	
	高額医療合算介護サービス費	112,271	112,569	152,113	132,229	
	高額医療合算介護予防サービス費	1,112	1,149	1,576	1,183	
	高額介護サービス等諸費(小計)	1,644,876	1,717,602	1,866,297	1,838,807	
	保険給付費(計)	29,910,609	30,428,961	33,584,784	31,915,094	
	地域支援事業費	一般介護予防事業費	85,550	76,180	99,420	84,842
		一般介護予防事業費(小計)	85,550	76,180	99,420	84,842
		介護予防・生活支援サービス事業費	477,487	1,078,222	1,266,167	1,095,753
介護予防ケアマネジメント事業費		60,250	129,274	168,332	128,065	
審査支払手数料		1,587	3,516	4,304	3,553	
介護予防・生活支援サービス事業費(小計)		539,325	1,211,013	1,438,803	1,227,373	
総合相談事業費		117,593	116,021	117,934	115,951	
権利擁護事業費		120,495	122,266	120,489	110,874	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費		91,495	93,684	103,185	90,527	
任意事業費		144,378	148,250	149,866	126,977	
認知症総合支援事業費		13,134	10,830	13,020	12,780	
在宅医療・介護連携推進事業費		3,933	4,772	25,694	17,418	
生活支援体制整備費		36,000	36,000	37,200	36,594	
地域ケア会議推進事業費		—	1,057	6,675	4,345	
包括/任意事業(小計)		527,031	532,883	574,063	515,471	
地域支援事業費(計)		1,151,907	1,820,078	2,112,286	1,827,687	
基金積立金		介護給付費準備基金積立金	314,212	126,042	4,474	290,883
諸支出金	償還金及び還付加算金	168,868	141,801	11,720	430,391	
	高額介護サービス費貸付事業費	1,000	—	—	—	
歳出合計		32,400,820	33,231,654	36,554,967	35,192,784	

② 介護(予防)給付の推移

前述のとおり保険給付費は増加傾向にあり、第1号被保険者数の増加以上に伸びていることから、一人あたりの保険給付費も上昇傾向にある。

表 11 保険給付費、第1号被保険者数等の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保険給付費	29,910,609 千円	30,428,961 千円	31,915,094 千円
第1号被保険者数	103,522 人	104,232 人	104,969 人
被保険者一人あたり保険給付費	288,929 円	291,934 円	304,043 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 12 居宅介護サービスに係る介護(予防)給付の状況の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問介護	5,398,051 千円	5,299,704 千円	5,634,301 千円
	75,871 人	62,428 人	64,210 人
訪問入浴介護	170,643 千円	152,743 千円	146,615 千円
	2,644 人	2,322 人	2,212 人
訪問看護	1,182,910 千円	1,309,665 千円	1,465,420 千円
	26,852 人	30,055 人	33,863 人
訪問リハビリテーション	269,370 千円	283,490 千円	312,593 千円
	7,825 人	8,125 人	8,722 人
通所介護	3,048,420 千円	2,889,090 千円	3,027,593 千円
	51,154 人	43,089 人	44,627 人
通所リハビリテーション	943,283 千円	949,432 千円	983,598 千円
	14,752 人	15,866 人	17,495 人
福祉用具貸与	1,165,808 千円	1,218,331 千円	1,281,697 千円
	93,068 人	99,216 人	105,683 人
短期入所生活介護	853,117 千円	898,179 千円	928,358 千円
	8,325 人	8,552 人	8,856 人
短期入所療養介護	105,491 千円	107,092 千円	110,451 千円
	1,274 人	1,202 人	1,197 人
特定施設入居者生活介護	1,997,515 千円	1,995,077 千円	2,031,291 千円
	10,957 人	11,002 人	11,225 人
居宅療養管理指導	659,842 千円	729,183 千円	794,112 千円
	43,687 人	47,419 人	51,670 人

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
居宅介護・介護予防支援	1,754,277 千円	1,788,308 千円	1,892,469 千円
	147,615 人	140,093 人	147,217 人
福祉用具購入費	58,912 千円	57,580 千円	59,578 千円
	—	—	—
住宅改修費	129,417 千円	112,477 千円	111,754 千円
	—	—	—
給付費合計	17,737,062 千円	17,790,357 千円	18,779,837 千円
受給者数合計	484,024 人	469,369 人	496,977 人

(注) 上段: 保険給付費、下段: 受給者数

(出所: 市提供資料より監査人作成)

表 13 地域密着型サービスに係る介護(予防)給付の状況の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症対応型 共同生活介護	1,483,249 千円	1,499,537 千円	1,539,237 千円
	5,863 人	5,922 人	5,939 人
定期巡回・随時対応型 訪問看護	90,763 千円	100,568 千円	128,578 千円
	573 人	702 人	857 人
夜間対応型訪問介護	11,265 千円	7,658 千円	5,388 千円
	241 人	199 人	132 人
小規模多機能型居宅介護	894,272 千円	1,000,017 千円	1,056,349 千円
	4,509 人	4,989 人	5,055 人
認知症対応型通所介護	110,085 千円	110,443 千円	114,526 千円
	881 人	957 人	1,002 人
地域密着型 介護老人福祉施設	727,575 千円	814,350 千円	906,159 千円
	2,663 人	2,858 人	3,036 人
看護小規模多機能型 居宅介護(複合サービス)	19,502 千円	33,004 千円	79,435 千円
	104 人	154 人	347 人
地域密着型通所介護	949,687 千円	922,188 千円	969,089 千円
	15,853 人	15,866 人	16,727 人
給付費合計	4,286,401 千円	4,487,770 千円	4,798,765 千円
受給者数合計	30,687 人	31,647 人	33,095 人

(注) 上段: 保険給付費、下段: 受給者数

(出所: 市提供資料より監査人作成)

表 14 施設サービスに係る介護(予防)給付の状況の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護老人福祉施設	3,500,168 千円	3,618,094 千円	3,582,934 千円
	13,603 人	13,730 人	13,459 人
介護老人保健施設	2,620,804 千円	2,745,463 千円	2,842,087 千円
	9,524 人	9,688 人	9,704 人
介護療養型医療施設	121,296 千円	64,658 千円	43,268 千円
	337 人	174 人	114 人
介護医療院	—	5,014 千円	29,392 千円
	—	13 人	72 人
給付費合計	6,242,268 千円	6,433,231 千円	6,497,683 千円
受給者数合計	23,464 人	23,605 人	23,349 人

(注) 上段: 保険給付費、下段: 受給者数

(出所: 市提供資料より監査人作成)

表 15 利用者負担軽減制度等の状況の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高額介護(予防)サービス費	789,260 千円	843,733 千円	950,346 千円
特定入所者介護(予防)サービス費	714,683 千円	732,957 千円	725,983 千円
高額医療合算(予防)サービス費	113,383 千円	113,718 千円	133,412 千円

(注) 金額は保険給付費。

(出所: 市提供資料より監査人作成)

2. 関連する事務事業の主な所管部署

高齢者保健福祉及び介護保険事業に関する事務事業のうち、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関することや介護サービス事業者の指定等については福祉部長寿社会政策課が所管し、介護予防の企画及び推進や地域包括支援センターの運営等については福祉部長寿安心課が所管している。

一方、介護保険事業に係る要介護認定に係る資格審査については長寿安心課、介護保険料の賦課及び収納管理等については健康医療部保険資格課、介護保険料の滞納処分(債権管理課に属するものを除く。)等については健康医療部保険収納課、介護保険サービス事業者への介護報酬の支払い等に関する事務事業については福祉部長寿社会政策課、介護保険の被保険者への償還払い等に関する事務事業については健康医療部保険給付課がそれぞれ所管している。

また、介護保険サービス事業者や介護保険施設の指導監督等については福祉部福祉指導監査課が所管し、介護保険システム等を含む各種システムに関する情報セキュリティの総括に関しては、総務部デジタル戦略課が所管している。

各課の事務分掌は下記のとおりである。

課名	分掌事務
福祉部 長寿社会政策課	(1) 長寿社会の形成に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) 介護保険に係る企画及び調整並びに統計に関すること。 (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。 (4) 豊中市介護保険事業運営委員会に関すること。 (5) 介護保険に係る啓発及び関係機関との調整に関すること。 (6) 居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、第1号訪問事業及び第1号通所事業の事業者並びに介護保険施設の指定等並びに設備運営基準に関すること。 (7) 介護サービス事業者の業務管理体制の届出に関すること。 (8) 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設の届出及び認可に関すること。 (9) 有料老人ホームの設置の届出の受理に関すること。 (10) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備運営基準に関すること。

課名	分掌事務
	<p>(11) 居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設並びに老人福祉施設の整備の支援に関すること。</p> <p>(12) 基準該当居宅サービス及び基準該当居宅介護支援に関すること（福祉指導監査課に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 介護保険サービス等(要介護認定に関するものを除く。)の苦情処理に関すること。</p> <p>(14) 介護相談員派遣事業に関すること。</p> <p>(15) 指定居宅サービス事業所等介護保険に係る事業者及び介護保険施設への支払(特定入所者介護サービス費等を除く。)に関すること。</p> <p>(16) 介護給付費明細書の点検並びに第三者行為の求償及び収納に関すること。</p> <p>(17) 居宅サービス計画の作成の支援及び審査に関すること。</p> <p>(18) 養護老人ホーム永寿園とよなかの管理に関すること。</p>
<p>福祉部 長寿安心課</p>	<p>(1) 介護予防の企画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 生きがい事業及び敬老事業に関すること。</p> <p>(3) 老人クラブの育成に関すること。</p> <p>(4) 介護予防センターに関すること。</p> <p>(5) 要介護認定等の申請に関すること。</p> <p>(6) 要介護認定等に係る訪問調査に関すること。</p> <p>(7) 豊中市介護認定審査会に関すること。</p> <p>(8) 要介護認定等の通知に関すること。</p> <p>(9) 要介護認定等に係る苦情処理に関すること。</p> <p>(10) 居宅サービス計画の作成の届出に関すること。</p> <p>(11) 高齢者の自立支援に係る相談及び各種給付事業等(医療助成及び介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(12) 介護保険に係る相談に関すること。</p> <p>(13) 高齢福祉に係る在宅援護及び施設入所(介護保険に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(14) 要援護高齢者等の安否確認に関すること。</p>

課名	分掌事務
	<p>(15) 地域包括支援センターに関すること。</p> <p>(16) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。</p> <p>(17) 高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援に関すること。</p> <p>(18) その他長寿に係る支援に関すること。</p>
<p>福祉部 福祉指導監査課</p>	<p><u>(注)介護保険事業に直接的に関連する分掌事務のみ抜粋して記載。</u></p> <p>(5) 指定居宅サービス事業者等介護保険に係る事業者及び介護保険施設の指導監督等に関すること。</p> <p>(6) 老人福祉施設、有料老人ホーム及び老人居宅生活支援事業の立入検査等に関すること。</p>
<p>健康医療部 保険給付課</p>	<p><u>(注)介護保険事業に直接的に関連する分掌事務のみ抜粋して記載。</u></p> <p>(5) 介護保険(特定入所者介護サービス費等に限る。)に係る特定介護保険施設等への支払に関すること。</p> <p>(6) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者への償還払いに関すること。</p> <p>(11) 国民健康保険料及び介護保険料の滞納並びに医療保険料等の未納に係る保険給付の一時差止めに関すること。</p> <p>(13) 保険専用公印の管守に関すること。</p> <p>(14) その他国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料及び介護保険料(以下「国民健康保険料等」という。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)</p>
<p>健康医療部 保険資格課</p>	<p><u>(注)介護保険事業に直接的に関連する分掌事務のみ抜粋して記載。</u></p> <p>(1) 国民健康保険及び介護保険の被保険者の資格得喪及び調査並びに被保険者証の交付に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に係る受給資格証明書等の発行に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険料及び介護保険料の賦課及び調定に関すること。</p> <p>(5) 国民健康保険料及び介護保険料の減免に関すること。</p> <p>(9) 出張所窓口との連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 国民健康保険料等の収納(債権管理課に属するものを除く。)及び督促状の発行に関すること。</p>

課名	分掌事務
	(11) 国民健康保険料等の過誤納金の還付に関する事 (12) 国民健康保険料等の口座振替に関する事 (13) 国民健康保険料等の納入通知書及び納入済証明書に関する事 (16) 証明専用公印の管守に関する事
健康医療部 保険収納課	(1) 国民健康保険料等の納付に関する企画及び調整に関する事 (2) 国民健康保険料等の納付の相談及び督促に関する事 (3) 国民健康保険料等に係る滞納処分に関する事(債権管理課に属するものを除く。) (4) 国民健康保険料等に係る不納欠損処分に関する事
総務部 デジタル戦略課	(注)介護保険事業に直接的に関連する分掌事務のみ抜粋して記載。 (1) 情報政策の推進に係る総合企画及び調整に関する事 (2) 情報政策に係る基本的事項の調査研究に関する事 (3) デジタル・ガバメントの推進に関する事 (4) 情報セキュリティの総括に関する事 (5) 社会保障・税番号制度に係る調整、指導等に関する事 (6) 電子計算機等の導入等に係る調整、指導等に関する事 (7) 情報システムに係る開発及び維持管理に関する事 (8) 所管に係る電算関連設備の運用に関する事 (9) 情報システムに係るセキュリティ対策に関する事 (10) ネットワークに係る管理、調整、指導等に関する事

第3 監査の総括

監査対象とした個別の事業等の結果及び意見については、本報告書の第4-1以降に記載するが、その中で広く共通する事項や特に重要と考える事項等について、監査の総括として記載する。

1. 情報資産管理の重要性の全庁的な共有について(監査の意見)

高齢者福祉事業及び介護保険事業において利用するシステムの情報セキュリティに関する取り組み状況について、特に情報資産に対するセキュリティ管理の面で改善を要する事案が見られた。なお、情報資産とは、職員が業務上用いる情報及び当該情報を利用するための機器等を言い、職員が各種の情報を記録・集計・加工等するために活用する端末やサーバーのみならず、当該情報自体を含むものである。

市の情報セキュリティポリシーにおいては、システムに着目してその適切な運用手順を整備し、その結果として、情報資産の適切なリスクコントロールを実現することを主眼としているものの、現実の運用においては、情報資産の適切なリスクコントロールという取り組みの目的が職員の間で十分に浸透しておらず、結果として、所定の自己点検等の取り組みを行ってもなお、情報資産の適切な管理を達成し得ない面が一部に生じてしまっているものといえる。

これに対応するためには、情報セキュリティの総括を担うデジタル戦略課により、情報資産の管理方法等の実施手順への具体的な反映方法を提示することや、情報資産を自己点検の対象に加える等、より情報資産に焦点をあてた情報セキュリティの検証体制を整備することが求められる。また、今回の監査対象である高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る部署にとどまらず、市全体において適切に運用されるためには、ルールを整備することにとどまらず、情報セキュリティ対策における情報資産管理の重要性が全庁的に共有されるよう、具体的な事例等を踏まえた研修等による周知と理解を継続的に図っていくことを検討されたい。

加えて、当面の間は、デジタル戦略課等によるセキュリティ監査における現場視察を充実させること等により、デジタル戦略課が各部署における情報資産の管理状況を把握するとともに、必要に応じて各部署をフォローする等、全庁的な底上げを図る体制を整備することも検討されたい。

[関連する個別の監査結果及び意見]

第4-4 監査の結果及び意見(情報セキュリティ関連)

2. 内部統制制度導入を契機とした事務の見直し等について(監査の意見)

平成 29 年の地方自治法改正に伴い都道府県及び指定都市に対し、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられ、その他の市町村は努力義務とされている。

市においては、日常業務におけるリスクの「見える化」を行い、防止策を講じることで事務の適正な執行の確保を図ることを目的として、努力義務の団体であるが内部統制制度を導入することとし、令和 2 年度の試行実施と令和 3 年度からの本格運用を予定している。

一方、今般の監査においては、契約事務に関して、変更契約を締結すべきであるにもかかわらず変更契約の手続きが採られていない事案、市の標準業務委託契約書を使用しなかったことから再委託禁止条項が定められておらず、結果、十分な再委託の承諾手続きが採られていない事案、契約書(仕様書を含む。)において事業計画や事業報告に記載を求めている内容について受託者から網羅的に徴取していない事案等が見られた。

市が導入する内部統制制度の対象事務は財務に関する事務を主としているが、不適切な契約事務を行うことは、適切な契約の履行を妨げるリスク、支払うべき金額を誤るリスク、市の信用失墜等による不利益を生じさせるリスク等を顕在化させるおそれがあり、内部統制を機能させることによりそのリスクを軽減させる必要がある。

監査における指摘事項に対しては、改善を図ることにより類似の事案が生じることを防ぐことが重要であり、今回の内部統制制度の導入を、あるべき契約事務手を整理するとともにそのような手続きが必要となる趣旨を職員間であらためて認識する機会として積極的に活用されたい。

また、内部統制制度の導入にあたっては、個人間の取扱いの差異、事務処理の誤りや失念等を防止するルールを設定することも重要であるが、内部統制制度が有効に機能するか否かの最も重要な点は、統制環境に影響を与える職員の意識や組織風土である。

業務の繁忙等により、職員の意識や組織風土において適切な事務処理を行うことの優先順位が低下していった場合には、どのような枠組みを構築しようとも、内部統制本来の目的は達成できず、同じような誤りが繰り返される可能性が高い。そのような状況が継続すれば、将来的に大きなリスクを顕在化させることにもつながりかねない。加えて、内部統制制度の目的には「業務の効率的かつ効果的な遂行」も含まれていることから、その導入にあたっては、事務処理におけるリスクの洗い出しや対応策の検討と合わせて、業務の繁忙等を引き起こしている原因について、事務処理方法や実施体

制の見直し等により、将来的に解消していく視点も持ちながら進めることを期待したい。

[関連する個別の監査結果及び意見]

(注) 契約事務及び受託者からの報告事項に関連する主な指摘事項のみ記載。

○ 契約事務に関するもの

第4-3 監査の結果及び意見(施設の維持・運営以外の事業)

I 長寿社会政策課

1. 総合事業評価事業

「① 再委託禁止条項の設定について(監査の結果)」

5. 主要給付適正化事業

「① 変更契約手続について(監査の結果)」

○ 受託者からの報告事項に関するもの

第4-2 監査の結果及び意見(施設の維持・運営に係る事業)

I 長寿社会政策課

1. 養護老人ホーム管理運営

「① 指定管理者からの事業計画等の受領について(監査の結果)」

「② 指定管理者からの事業報告書の受領について(監査の結果)」

第4-3 監査の結果及び意見(施設の維持・運営以外の事業)

III 長寿安心課・障害福祉課

2. 高齢者外出支援サービス事業

「② 事業収支計画書の未徴取について(監査の結果)」

3. 事務事業評価の評価単位について(監査の意見)

今般の監査にあたっては監査対象事業に関する第7期計画の計画値とともに、事業評価シートに記載された「当該年度目標値」を参照しつつ監査を進めたが、保険給付事業を中心に、予算額が「当該年度目標値」として設定されている事業が存在する。

事業評価シートは細事業単位で作成されており、シート上の「当該年度目標値」に各事業の成果を反映した指標を設定することにより、これと実績値との乖離の要因等を分析し、翌年度以降の事業の実施方法等に反映させることを企図しているものといえる。この意味で、「当該年度目標値」はPDCAサイクルを回す上での重要な数値である。確かに、予算額は財源的な裏付けを持った計画値であり、目標的な側面を有し

ていない訳ではないが、財政上の上限としての意味合いが強く、必ずしも各事業の成果を示す目標値として機能し得るものではない。

また、保険給付事業等においては、個別の保険給付の額や件数等の増減が、必ずしも目指すべき市民生活の水準を反映したものとは言えず、その評価は総合的な判断に委ねざるを得ない面がある。特に、保険給付は受給者による介護保険の利用の結果であり、短期的には、事業量の多寡を所管課がコントロールし得ないことから、目標管理のための手段としては適切ではない。

これは、本来、細事業単位で目標管理を行うことが可能又は適切な事業もあれば、特に請求や申出等に速やかに応じることが望まれる事業のように、細事業単位で目標を設定することが困難又は意義に乏しい性格の事業もあるにも関わらず、同一の方法によって事業評価を行うことによるものとする。目標を設定することが困難又は意義に乏しい細事業の場合、より上位の単位に目指すべき目標を設定し、細事業単位においては実績を明示することに重点を置くのが適切なものとする。

市においても、現行の事務事業評価を通じた PDCA サイクルが十分機能していない点について問題意識を有しており、現在、施策及び細事業単位で実施している行政評価を、令和 4 年度から、細事業をまとめた新しい事務事業を設定し、施策と事務事業単位での評価とすることを検討しているとのことである。今後、介護保険事業等においても、PDCA サイクルが機能し得るよう適切な行政評価の単位を検討されたい。

[関連する個別の監査結果及び意見]

該当事項なし

4. 委託契約における実費精算方式採用の要否について(監査の意見)

委託契約において実費精算方式を採用しているものがあるが、その精算方式を見ると、単に受託者から精算報告書等を徴取しているのみであり、その報告内容の妥当性について検討作業を行っていないものが見られた。

委託契約自体は、必ずしも実費精算が求められるものではなく、最終的に市が求める業務が適切に履行されたのであれば、仮に受託者が業務を履行するにあたり必要となった実績額が契約額を下回ったとしても、直ちにその返還を求める性格のものではない。

特に、入札等といった競争により契約額が定まっている場合には、金額の妥当性は入札制度の実効性に求められ、通常は契約金額を変更する必要性に乏しいものといえる。ただし、特別な理由がある場合、例えば、業務の実施にあたり一定の人員配置等を求めるような場合や、受託者に雇用されている者に対して一定の水準以上の賃

金等が支払われているか把握することが要請されるような場合に、人件費については実費精算方式とすること等も想定される。また、特命随意契約を締結するにあたり相見積もり等も実施できないような場合等において、最終的に実態等を反映した委託金額とするために、実費精算方式を採用するといったことも考えられる。

いずれにしても、委託契約において実費精算方式を採用する場合には、その必要性をあらためて検討するとともに、特別の理由をもって実費精算方式を採用するのであれば、受託者からの精算報告書等を受領した上で、必要に応じて受託者の帳簿や証憑類の閲覧、共通経費等の按分基準等も含めた受託者への質問等を行う等、報告額の妥当性を検討する作業を併せて実施することが必要である。

[関連する個別の監査結果及び意見]

第4-2 監査の結果及び意見(施設の維持・運営に係る事業)

II 長寿安心課

4. 地域包括支援センター運営支援・管理業務

「① 委託料の精算について(監査の結果)」

第4-3 監査の結果及び意見(施設の維持・運営以外の事業)

II 長寿安心課

1. 認知症地域支援・ケア向上事業

「② 委託料実績額の確認等について(監査の結果)」

2. 認知症初期集中支援チーム配置事業

「② 委託料実績額の確認等について(監査の結果)」

5. 市が施設を所有する必要性の見直しについて(監査の意見)

市が施設を所有しているものについては指定管理や業務委託等により運営を委ねている施設も多いが、運営を委ねている団体の方が運営ノウハウを有しているものがある。市民にとって必要な高齢者保健福祉サービス等を提供することが市には求められているが、市が施設を所有する必要があるかどうかは、その施設の提供するサービスの内容によって異なるものである。

特に、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかのように、市は建物の一部を区分所有しているものの、他の部分は指定管理者が所有しているような場合においては、市が施設を所有する形態を継続することの必要性を再検討し、将来的に施設を運営業者に譲渡すること等におけるメリットとデメリットとを洗い出し、その適否を検討されたい。

<p>[関連する個別の監査結果及び意見]</p> <p>第4-2 監査の結果及び意見(施設の維持・運営に係る事業)</p> <p>I 長寿社会政策課</p> <p>1. 養護老人ホーム管理運営</p> <p>「④ 将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて(監査の意見)」</p>

6. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は表 16 のとおりである。結果が 33 項目、意見が 43 項目あり、合わせて 76 項目である。項目のみを記載しているため、詳細は、各頁を参照されたい。

表 16 監査の結果及び意見の一覧

項目		頁	
第3 監査の総括			
①	情報資産管理の重要性の全庁的な共有について	意見	29
②	内部統制制度導入を契機とした事務の見直し等について	意見	30
③	事務事業評価の評価単位について	意見	31
④	委託契約における実費精算方式採用の要否について	意見	32
⑤	市が施設を所有する必要性の見直しについて	意見	33
第4-1 介護認定・介護保険料の賦課徴収関連			
I 長寿安心課			
1. 介護認定審査会、要介護・要支援認定調査等			
①	認定結果通知に要する期間の長期化への対応について	意見	45
②	更新申請における延期通知の省略について	意見	46
II 保険資格課・保険収納課			
【保険資格課、保険収納課並びに関係課における横断的対応が求められるもの】			
1. 第1号被保険者保険料			
①	保険給付の制限の実施について	結果	52
【保険収納課】			
1. 第1号被保険者保険料			
①	介護保険料単独の滞納者への対応について	意見	52
②	滞納者から連絡を受けた場合の事後対応について	意見	54
③	滞納者の親族に対する納付交渉について	意見	55

項目		頁
【保険資格課】		
1. 保険資格得喪管理事業、保険料賦課管理事業、保険料管理事業		
① 「帳票印字及び封入封緘等業務委託」の仕様書について	意見	61
② 履行確認に係る文書化について	意見	62
③ 受注者に対する立入検査の実施について	意見	63
2. 第1号被保険者保険料還付金		
① 被保険者が還付金の受領を委任した場合の確認について	意見	64
② 被保険者が死亡した場合の相続人への対応について	意見	65
③ 被保険者が死亡した場合の成年後見人による還付金受領について	結果	65
第4-2 施設の維持・運営に係る事業		
I 長寿社会政策課		
1. 養護老人ホーム管理運営		
① 指定管理者からの事業計画等の受領について	結果	69
② 指定管理者からの事業報告書の受領について	結果	71
③ 事業計画書及び事業報告書における記載内容の整理について	結果	71
④ 将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて	意見	73
⑤ 市民入所率の取扱いについて	意見	73
II 長寿安心課		
1. 介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)、介護予防センター施設管理(旧老人福祉センター)、介護予防センター施設運営(旧老人福祉センター)		
① 収益事業を含めた収支状況の改善について	意見	82
② 庄内介護予防センターの収益事業について	結果	84
2. 老人憩の家施設管理		
① 管理運営業務の委託契約に係る仕様書について	結果	90
② 管理運営業務の委託契約における随意契約理由について	意見	92
③ 老人憩の家に対する補助金の経理処理について	結果	93
3. 街かどデイハウス事業運営補助		
① 事業の継続性について	意見	98

項目		頁	
4. 地域包括支援センター運営支援・管理業務(総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的・継続的支援事業費)			
① 委託料の精算について	結果	105	
Ⅲ 長寿安心課・施設課・契約検査課			
【契約検査課における対応が求められるもの】			
1. 介護予防センター整備事業			
① 最低制限価格制度の運用について	意見	110	
2. 老人憩の家整備事業			
① 最低制限価格制度の運用について	意見	114	
第4-3 施設の維持・運営以外の事業			
I 長寿社会政策課			
1. 地域密着型サービス運営検討部会			
① 部会構成員の出席率について	意見	118	
2. 介護保険サービス事業者指定			
① 変更届に係る事務処理の遅延について	意見	121	
② 変更届の添付書類の明確化について	意見	122	
③ 変更届の受理のタイミングについて	結果	123	
3. 総合事業評価事業			
① 再委託禁止条項の設定について	結果	125	
4. 生活支援体制整備事業			
① 契約額の妥当性の検討について	結果	131	
② 実績報告の時期について	結果	132	
5. 主要給付適正化事業			
① 変更契約手続について	結果	137	
II 長寿安心課			
1. 認知症地域支援・ケア向上事業			
① 職員配置状況の確認について	結果	141	
② 委託料実績額の確認等について	結果	142	
③ 複数年度契約等の契約方法の見直しについて	意見	145	
④ 実績報告の様式の見直しについて	意見	146	
2. 認知症初期集中支援チーム配置事業			
① 委託費における人件費の算出方法について	結果	150	

項目		結果	意見	頁
	② 委託料実績額の確認等について	結果		155
	③ 評価票の位置付けについて	意見		156
3. 徘徊高齢者家族支援サービス事業				
	① 一層の利用促進に向けた実施方法等の継続的な見直しについて	意見		160
4. 老人クラブ支援事業				
	① 単位老人クラブに対する補助金の内容について	結果		164
	② 老人クラブ連合会への加入率について	意見		167
5. シルバーハウジング生活援助員派遣事業				
	① 安否確認に係る様式の統一について	意見		171
	② 事業の継続性について	意見		172
Ⅲ 長寿安心課・障害福祉課				
【長寿安心課における対応が求められるもの】				
1. 軽度生活援助事業				
	① 請求書の徴取遅延について	結果		177
	② 復命書の作成日付について	結果		179
	③ 事業の重複について	意見		179
2. 高齢者外出支援サービス事業				
	① 契約書の文言誤りについて	結果		183
	② 事業収支計画書の未徴取について	結果		184
	③ 委託事業精算報告書の徴取遅延について	結果		184
【障害福祉課における対応が求められるもの】				
3. 避難関連事業				
	① 業務委託契約の内容と件名の不整合について	結果		188
	② 個人情報の保護について	意見		190
	③ 処理結果の報告等について	意見		190
Ⅳ 保険給付課				
1. 高額介護サービス費				
	① 給付申請時における代理権の確認について	意見		194
Ⅴ 福祉指導監査課				
1. 介護保険サービス事業者指導監査				
	① 集団指導の実施方法について	意見		200

項目		頁
第4-4 情報セキュリティ関連		
I デジタル戦略課		
1. 自己点検関連		
① 自己点検票の体系の見直しについて	意見	209
② 自己点検票の点検項目の適宜の改定について	意見	210
③ 自己点検票の評価理由の記述について	意見	210
④ 保険システム実施手順の整備と対策基準への準拠について	結果	211
⑤ 「リスク対応計画」の文書化について	結果	212
⑥ 情報資産の管理に関するセキュリティ対策基準の見直しについて	意見	212
⑦ より情報資産に焦点をあてた情報セキュリティの検証体制の検討について	意見	215
II 長寿社会政策課		
1. 介護保険関連システムの運用		
① 自己点検票による点検実施の精度について	結果	217
② 実施手順点検結果報告書について	結果	218
③ 情報資産の管理について	結果	218
④ 現場視察において発見された問題について	結果	223
⑤ 研修・周知について	意見	224
II 長寿安心課		
1. 介護認定支援システムの運用		
① 自己点検票による点検実施の精度について	結果	225
② 情報資産台帳の問題点について	結果	226

第4-1 監査の結果及び意見(介護認定・介護保険料の賦課徴収関連)

I 長寿安心課

1. 介護認定審査会、要介護・要支援認定調査等

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	5. 介護サービスの充実・強化
施策	1) 介護保険制度の適正・円滑な運営
取り組み	<p>【認定調査】</p> <p>新規申請については、市職員による調査を実施し、更新及び区分変更申請については、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等に委託して調査を実施します。</p> <p>調査時には、引き続き、調査対象者の日ごろの状態や障害による生活面での困難を的確に説明できる人の同席を勧奨していきます。</p> <p>【認定調査員研修の実施】</p> <p>調査の公平性、正確性を確保するため、都道府県の行う研修とともに、本市において独自認定調査員研修を行い、両方の研修を受けた者には認定調査員証を発行します。</p> <p>また、本市の研修では、各項目の判断基準はもとより、介護認定審査会で重要な資料となる特記事項についても具体的に分かりやすく記載するよう調査員へ周知徹底します。</p> <p>さらに、新任研修と現任研修については、内容の充実に努めます。</p> <p>【認定調査の適正化(介護給付の適正化)】</p> <p>認定審査前に、認定調査の全件を点検し、必要に応じて調査員へ調査内容の聞き取りを行います。</p> <p>また、新規申請については、市職員で調査を行いますが、委託による調査が可能とされる更新・区分変更申請においては、定期的に市職員による調査(検証)を行います。</p>

区分	内容			
	<p>【公平・公正な認定審査の実施】</p> <p>合議体の委員構成の組み換えを行うとともに、審査委員の新任研修や全体研修会などを開催し、認定審査にかかる情報提供、問題点を検証し、合議体間の審査の平準化を図ります。</p> <p>また、全体研修会については、効果的・効率的な実施手法について検討を進めます。</p>			
施策	2) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進			
取り組み	<p>【介護給付適正化事業の推進(要介護認定の適正化)】</p> <p>①認定審査会前の各資料(基本調査、特記事項、主治医意見書)間の内容について不整合の有無を確認するとともに、認定調査票に特記事項(選択の根拠、介護の手間、頻度等)が適切に記載されているか確認します。</p> <p>②更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査を、保険者職員により実施します。</p> <p>③認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施します。</p>			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	認定調査票点検 件数	全件	全件	全件
	更新及び区分変 更申請に係る認 定調査の保険者 職員による検証 の割合	500件に1件	500件に1件	500件に1件
	認定調査員及び 介護認定審査会 委員の研修会の 開催回数	5回	5回	5回

② 事業内容

要介護・要支援認定調査等は、要介護・要支援認定の申請に基づき、認定調査を行うとともに主治医意見書を入手するものである。

また、介護認定審査会は、医療、福祉、保健の専門家により構成される介護認定審査会により、認定調査票、主治医意見書を審査し、要介護状態区分を判定するものである。

③ 要介護・要支援認定の流れ

介護保険の被保険者が、介護サービス等を利用するには、要介護・要支援認定の申請を行い、介護や支援が必要(第2号被保険者については、特定疾病が原因であるものに限る。)と認定される必要がある。

また、認定には有効期間があり、有効期間の満了日の60日前から更新申請をすることができることとなっている。

要介護・要支援認定申請の種類は、表17のとおりである。

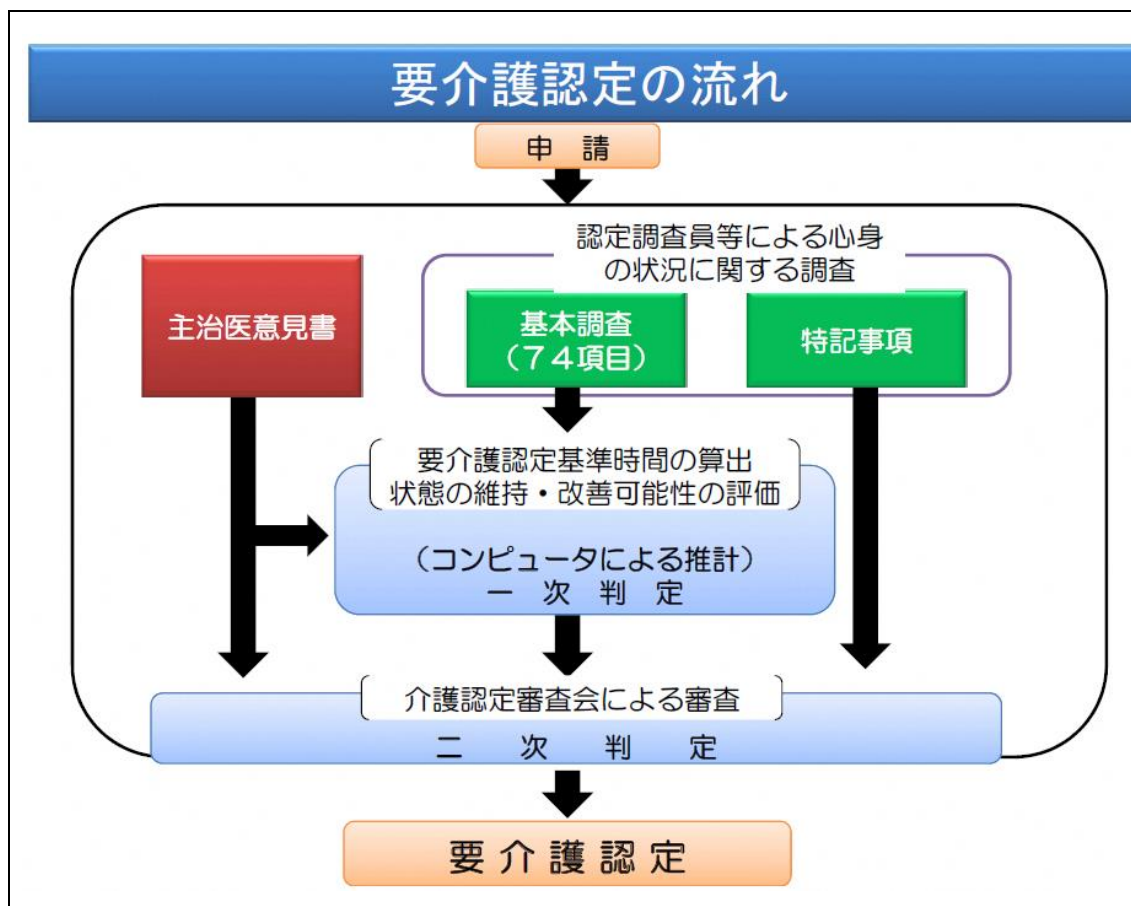
表17 要介護・要支援認定申請の種類

新規申請	はじめてする申請	区分変更	現在認定を受けていて、心身の状態が変化した場合
更新申請	認定には有効期間がある。有効期間の満了日の60日前から更新申請をすることができる。	転入申請	他市町村で認定を受けていて、豊中市に転入した場合(転入後14日以内)

要介護・要支援認定の申請を受けると、認定調査員が聞き取り調査を行う訪問調査の結果と本人の主治医(かかりつけ医)による意見書により把握された本人の心身の状況をもとにコンピュータによる一次判定が行われる。

その後、医療、福祉、保健の専門家により構成される介護認定審査会において、一次判定の結果や訪問調査の特記事項と主治医意見書をもとにどの程度の介護が必要なのか審査、判定(二次判定)が行われる。

図2 要介護認定の流れ



(出所:厚生労働省ウェブサイト)

介護認定審査会から通知された審査及び判定の結果に基づき、要介護・要支援認定をすることとされ、その結果を当該認定に係る被保険者に通知することとされている(介護保険法第27条第7項、第9項、第32条第6項、第8項)。

また、要介護・要支援認定申請に対する処分は、申請日から原則として30日以内にしなければならないとされ、例外として、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができることとされている(介護保険法第27条第11項、第32条第9項)。

④ 認定事務の処理件数

過去3年間における認定事務の処理件数は、表18のとおりである。

新規申請の認定調査については、豊中市職員による調査のほか、他市町村及び指定市町村事務受託法人(保険者(市町村)から委託を受けて保険者事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人)に委託する場合がある。

一方、更新申請・変更申請については、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに委託して調査を実施しているが、委託による調査の正確性を検証するため、定期的に豊中市職員による調査を行っている。

表18 認定事務の処理件数

(単位:件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定申請件数	21,677	17,548	21,529
新規申請	6,344	6,422	6,340
転入申請	239	247	286
更新申請	13,687	9,617	13,333
変更申請	1,920	1,985	2,009
取下申請	▲513	▲723	▲439
要介護認定調査件数	21,881	17,421	21,487
豊中市職員による調査	6,050	5,645	6,582
新規申請	5,801	5,490	6,038
更新申請	226	125	461
変更申請	23	30	83
委託認定調査	15,517	11,445	14,736
主治医意見書採取件数	21,820	17,617	21,475
認定結果通知件数	21,662	17,417	20,812

(注)件数の差異は、事務処理中に年度をまたぐこと等によるものである。

⑤ 介護認定審査会の概要

介護認定審査会は医療、福祉、保健に関する学識経験者135人から構成されており、各分野から5人の委員により合議体を編成し、合計30合議体がある。

令和元年度で516回の開催があり、1審査会あたり平均40件の認定審査を行っている。

⑥ 事業費の推移

<介護認定審査会>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	59,039	57,783	62,748
決算額	49,122	38,432	46,715

<要介護・要支援認定調査等>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	246,736	257,765	263,931
決算額	217,622	189,726	226,080

⑦ 事業費の主な内訳

<介護認定審査会>

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	46,483	認定審査会委員報酬(135人)
報償費	97	
需用費	67	
役務費	67	
合計	46,715	

<要介護・要支援認定調査等>

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	61,173	給与関係(一般職非常勤職員 26名)
賃金	5,571	給与関係(臨時職員 2名)
旅費	6	
需用費	1,800	印刷製本費他

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	107,589	手数料 (主治医意見書作成料 21,475 件)他
委託料	49,920	介護保険認定調査(14,736 件) 封入封緘等業務
使用料及び賃借料	18	
合計	226,080	

(2) 監査の結果及び意見

① 認定結果通知に要する期間の長期化への対応について(監査の意見)

「(1)③ 要介護・要支援認定の流れ」において述べたとおり、要介護・要支援認定の申請後、30 日以内に審査結果を通知することとされているが、市においては、表 19 のとおり、通知までの平均日数は 40 日となっている。

表 19 認定結果通知に要した日数等の状況(令和元年度)

申請件数	通知が 30 日を超えた件数	通知までの平均日数
21,529 件	17,197 件	40 日

さらに、市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 2 年 6 月末から 8 月末に有効期間が切れる場合の更新申請については、訪問調査及び主治医意見書による認定を不要とし、前回と同じ介護度で有効期間を職権で 12 か月延長する措置を執っており、令和 3 年度においては、さらに認定申請が集中することが想定される。

このような認定結果通知に要する期間の長期化は全国的な課題であり、厚生労働省は、平成 29 年 12 月 20 日付け事務連絡において、全国の保険者に対し、第 1 号被保険者による要介護等更新申請のうち、長期にわたり状態が変化していない状態安定者については、一次判定結果を審査判定結果とみなすことにつき介護認定審査会の包括同意を得る等の方法により介護認定審査会における審査の簡素化を可能とする旨を通知している。

この通知に基づく審査の簡素化の導入を含め、個々の申請の処理に要する期間を可能な限り迅速化する必要がある。

② 更新申請における延期通知の省略について(監査の意見)

「(1)③ 要介護・要支援認定の流れ」において述べたとおり、要介護・要支援認定申請に対する処分が30日を超える場合には、被保険者に対して処分までの処理見込期間とその理由の通知(以下「延期通知」という。)を行うこととなっている。この延期通知については、有効期間満了日の60日前から申請が可能となっている更新申請についても適用され、有効期間内であっても延期通知を発出する必要があることになる。

しかし、このような更新申請における延期通知が保険者の業務負担となっているとの意見や有効期間内に延期通知を受け取った被保険者に混乱を招いたりしているとの指摘がある。このことから、厚生労働省は、「更新申請については、有効期間内に要介護認定を行うことができる場合であれば、事前に被保険者等に説明し同意を得る等適切に被保険者等の理解を得た上で、申請日から30日を越えて処分を行う場合であっても延期通知を省略する取扱いとしても差し支えない」と平成24年2月に開催した全国介護保険保健福祉担当課長会議の資料において周知を行っている。

現在、市では、更新申請において有効期間内に認定を行うことができる場合も含め、30日を超える全件について延期通知を発送しており、この通知に沿って延期通知の省略を行うことにより、業務負担や通信運搬費の削減を図ることが可能である。

例えば、川崎市においては、認定申請書に以下のような同意欄を設置し、延期通知省略の同意を求めている。

私は、認定更新申請から30日以内に認定がされない場合、現在の認定の有効期間内であれば、認定延期通知の省略に同意します。

このような他都市における取扱いも参考にして、延期通知を省略する取扱いの導入について検討されたい。

II 保険資格課・保険収納課

1. 第1号被保険者保険料(介護保険事業特別会計:歳入)

(1) 事業の概要

① 介護保険の被保険者

介護保険の被保険者は、65歳以上の者(第1号被保険者)と、40歳から65歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に区分され、それぞれ、介護保険料の徴収方法は表20のとおりとなっている。

表20 被保険者の区分と保険料の徴収方法

区分	第1号被保険者		第2号被保険者
対象	65歳以上の者		40歳から65歳までの医療保険加入者
保険料の徴収方法	豊中市が徴収		医療保険者が徴収
	特別徴収	普通徴収	

このうち、第1号被保険者の保険料の徴収方法の概要は表21のとおりである。

表21 保険料の徴収方法の概要

徴収方法	対象者	説明
特別徴収(※)	年金が年額18万円以上の者	年金の定期支払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれる。
普通徴収	年金が年額18万円未満の者	豊中市が送付する納付書を持って豊中市指定の金融機関等で納付する。

※老齢基礎年金・厚生年金等の老齢(退職)年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となる。

ただし、年金が年額18万円以上の者でも、年度途中で65歳に達した者、他市町村から転入した者等、特別徴収ができない場合は、普通徴収によることとなる。

前年度から継続して特別徴収である者については、4、6、8月の年金支払いの際には、前年度の2月と同額の保険料が年金から天引きされ(仮徴収)、10、12、2月の年金支払いの際には、6月以降に確定する前年の所得等をもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額が天引きされる(本徴収)。

このように、特別徴収は、第1号被保険者に支給されている年金から年金保険者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させる方法であり、特別徴収対象者から保険料を徴収する責任は年金保険者が負っているため、その収納率は必ず100%となる。

一方、普通徴収による場合は、毎年度6月から3月の第1期から第10期までの納期において、10等分した金額について、金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付書払い又は預貯金口座から振替する口座振替により納付することとなる。

また、第2号被保険者の介護保険料は、国民健康保険や職場の健康保険等その人が加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて医療保険者に納付される。医療保険者が徴収した介護保険料は、社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから各市町村に交付される。

② 介護保険料の賦課徴収の流れ

第1号被保険者の介護保険料は、本人及び世帯員の市民税の課税状況等により区分される16の所得段階別に保険料が決定される。

1月1日現在、豊中市に在住する者については、市民税の情報を保険システムに連携することにより、所得段階が判定され、保険料が決定される。一方、他市町村からの転入者等、市において所得が把握できない者については、「保険料算定のための所得申告書」の提出を受けて、所得段階が判定され、保険料が決定される。

保険料の決定後、特別徴収の対象者については、「納入通知書(決定通知書)兼特別徴収通知書」、普通徴収の対象者については、「納入通知書(決定通知書)」を送付する。また、普通徴収の対象者のうち、口座振替の登録をしていない者に対しては、納付書を併せて送付する。

③ 介護保険料の納期限後の徴収の流れ

介護保険料は、納期限又は督促等による時効中断(令和2年4月施行の新民法における「時効更新」。以下同じ。)から2年で時効により消滅する(介護保険法第200条第1項)。

市においては、介護保険料が納期限を経過しても納付されない場合、保険資格課において、納期限後20日以内に督促状を発送する(豊中市介護保険条例第9条)。

そして、督促状を発送してもなお未納となっている者については、保険収納課における滞納整理の対象となる。保険収納課においては、コールセンターによる納付案内、催告書の発送(保険料滞納整理システムからの一括催告は年間10回)、電話催告、訪問催告により、滞納者と納付相談を行う等、完納に導くべく取り組んでいる。

④ 介護保険料の徴収猶予・減免

火災や失業等で大幅に収入が減り、一時的に保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収が猶予されたり、減免を受けられたりする場合があります。また、本人が市民税非課税で、障害や難病のある人、世帯全員が市民税非課税の人で資産を活用しても生活困窮のために保険料を支払うことができない人は、減免を受けられる場合があります。

⑤ 保険給付の制限

介護保険料の滞納が続くとサービスを利用するときに滞納している期間に応じて、表 22 のように、保険給付の制限を受けることがあります。

表 22 保険給付の制限

滞納の期間	保険給付の制限	
1 年以上	償還払い化	本人が一旦サービスに係る費用の全額を支払った後、保険給付分を市に請求して受け取る。
1 年 6 か月以上	一時差し止めと保険料の控除	償還払いが一時差し止められる。差し止められても保険料を納めない場合には差し止められている額から滞納分の保険料を控除する。
2 年以上	給付率の変更と高額介護サービス費等の支給停止	給付減額期間を定め、その期間中の利用者負担額を引き上げるとともに、高額介護(予防)サービス費等の支給が受けられなくなる。

⑥ 収納額の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現年度分 特別徴収保険料	5,974,040	6,694,244	6,585,467
現年度分 普通徴収保険料	830,929	864,133	818,525
滞納繰越分 普通徴収保険料	33,985	34,361	40,012
合計	6,838,955	7,592,739	7,444,005

⑦ 調定額、収入未済額及び収納率等の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現年度分特別徴収保険料			
調定額 a	5,964,047	6,685,131	6,575,727
収納額 b	5,974,040	6,694,244	6,585,467
還付未済額 c	9,993	9,112	9,739
実収納額 d=b-c	5,964,047	6,685,131	6,575,727
不納欠損額 e	-	-	-
収入未済額 f=a-d-e	-	-	-
収納率 d/a	100%	100%	100%
現年度分普通徴収保険料			
調定額 a	914,547	942,154	885,715
収納額 b	830,929	864,133	818,525
還付未済額 c	880	1,497	1,307
実収納額 d=b-c	830,048	862,635	817,218
不納欠損額 e	-	-	-
収入未済額 f=a-d-e	84,499	79,519	68,497
収納率 d/a	90.76%	91.56%	92.27%
滞納繰越分普通徴収保険料			
調定額 a	213,476	208,513	199,163
収納額 b	33,985	34,361	40,012
還付未済額 c	84	37	155
実収納額 d=b-c	33,901	34,323	39,856
不納欠損額 e	54,398	53,513	45,415
収入未済額 f=a-d-e	125,176	120,676	113,890
収納率 d/a	15.88%	16.46%	20.01%
合計			
調定額 a	7,092,071	7,835,800	7,660,606
収納額 b	6,838,955	7,592,739	7,444,005
還付未済額 c	10,958	10,648	11,202
実収納額 d=b-c	6,827,997	7,582,090	7,432,802
不納欠損額 e	54,398	53,513	45,415
収入未済額 f=a-d-e	209,675	200,195	182,388
収納率 d/a	96.28%	96.76%	97.03%

⑧ 介護保険料の滞納者の状況

市では、保険収納課において、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納整理を一括して実施している。

保険収納課における滞納整理の対象としている令和2年3月末現在の介護保険料を含む滞納者で、令和2年7月21日現在においてもなお滞納額がある者の状況は、表23のとおりである。

表23 介護保険料の滞納者の状況

区分	件数(件)	滞納金額			
		合計(千円)	平均(円)	最小(円)	最大(円)
介護	1,752	62,712	35,795	5	341,834
介護・後期	435	46,088	105,951	88	1,295,049
国保・介護	945	185,071	195,843	419	4,370,396
国保・介護・後期	99	33,738	340,788	12,522	5,071,802
介護滞納者全体	3,231	327,610	101,396	5	5,071,802

このように、介護保険料単独の滞納者についてみると、件数は多いものの、少額の滞納が多い。一方、高額滞納者は、複数の保険料において滞納が発生している。

今般の監査においては、上表の滞納者のうち、介護保険料単独の滞納者から5件、介護保険料と他の保険料の重複滞納者から5件を抽出し、「経過詳細一覧」(保険料滞納整理システムにおける滞納者との交渉記録)のほか、関連資料を検討し、滞納整理の状況を検討した。

(2) 監査の結果及び意見(保険資格課、保険収納課並びに関係課における横断的対応が求められるもの)

① 保険給付の制限の実施について(監査の結果)

市では、「(1)⑤ 保険給付の制限」で述べた「償還払い化」、「一時差し止めと保険料の控除」及び「給付率の変更と高額介護サービス費等の支給停止」のいずれについても、これまで実施した実績がない。

しかし、保険給付の制限は、2年の時効消滅前に給付制限により保険料支払を促すという趣旨で介護保険法第66条から第69条に規定された措置である。また、滞納者が介護サービスを受けている場合には、滞納解消のための有効な手段となり得る場合もある。

他の市町村においても、実際に保険給付の制限を行っている事例は多くはないとのことであるが、今後、介護保険法の規定の趣旨に鑑み、保険給付の制限を適用すべく、保険資格課、保険収納課並びに関係課(保険給付課、長寿社会政策課及び長寿安心課)において、実際の運用方法等を検討する必要がある。

(3) 監査の結果及び意見(保険収納課における対応が求められるもの)

① 介護保険料単独の滞納者への対応について(監査の意見)

抽出した事案のうち、介護保険料単独の滞納者についてみると、65歳に達し、介護保険の第1号被保険者に該当することとなった当初から、継続して介護保険料が納付されていないケースが見受けられた。また、介護保険料の納付義務が発生した当初から納付の実績がないまま、時効期間(2年)を経過し、一部の納期限に係る介護保険料について、時効により徴収権が消滅したケースも見受けられた。

【事例1】は、健康保険に関しては被用者保険に加入しているケースである。

【事例1】

健康保険に関しては被用者保険に加入しているが、平成26年度に65歳に達したことから、第1号被保険者となり、介護保険料の納付義務が発生した。その後、定期的に催告書の発送を行っているものの、令和元年度末まで納付の実績がない。そのため、平成26年度から平成29年度にかけて納期限が到来した介護保険料については、時効により消滅している。

【事例 1】の場合、40 歳から 64 歳までは、第 2 号被保険者として、介護保険料は健康保険料と合わせて徴収されてきたことから、65 歳に達した後、介護保険料を別途納付しなければならないことについて、滞納者が十分に認識していなかった可能性がある。

一般的には、滞納発生の初期段階から早期の納付勧奨を行い、滞納者に納付の意識づけを行うことが有用である。

この点、【事例 1】においても、滞納発生後、催告書の発送を定期的に行っているものの、それ以上の踏み込んだ対応が行われていなかったことが、滞納期間が長期化した一因ではないかと考える。

【事例 2】及び【事例 3】は、健康保険料を世帯主である滞納者の配偶者が納付しているケースである。

【事例 2】

平成 29 年度に 65 歳に達し、第 1 号被保険者となり、介護保険料の納付義務が発生した。その後、定期的に催告書の発送を行っているものの、令和元年度末まで納付の実績がない。そのため、平成 29 年度に納期限が到来した介護保険料については、時効により消滅している。

【事例 3】

令和元年度に 65 歳に達し、第 1 号被保険者となり、介護保険料の納付義務が発生した。その後、催告書を 2 回発送後、滞納者が来庁し、分納誓約書を受領している。ただし、令和元年度中の分納は不履行となっている。

これらの事案においても、65 歳に達するまでは、自ら健康保険料を納付していなかったことから、介護保険料を自ら納付する必要性について、滞納者が十分に意識していなかった可能性がある。

この点、【事例 3】においては、滞納の比較的初期の段階で分納誓約書を徴求しており、その後、分納は不履行となっているとはいえ、催告書の発送が功を奏したケースといえる。一方、【事例 2】については、結果的には、【事例 1】と同様、もう少し早い段階で踏み込んだ対応を図ることが執ることが望ましかったといえる。

これらの事案から、介護保険の第 1 号被保険者に該当することとなった当初から、継続して介護保険料が納付されていない場合については、介護保険料の時効期間が 2 年と短期であることも念頭に置いて、早い段階から踏み込んだ対応を図る必要がある。

具体的には、【事例 1】や【事例 2】のように、催告書を発送しても、滞納者からの反応がない場合については、滞納処分を開始する等、より厳しい内容を記載した催告書を発送したり、電話、訪問等の手段により滞納者と直接接触したりする等して、債権確保に努める必要がある。そして、一括納付が難しい場合には分納の交渉を行い、分納誓約書を徴求する、あるいは、分納誓約が得られない場合にも、少なくとも債務承認書を徴求する等、時効中断の措置を執る必要がある。

実際、【事例 1】及び【事例 2】においても、令和 2 年 8 月以降、納付も連絡もない場合には、滞納処分事務を開始する旨の「最終催告書」を発送したことにより、滞納者からの電話連絡を受け、【事例 2】については、分納誓約書の徴求にまで至っている。

前述のとおり、介護保険料単独の滞納者についてみると、件数は多いものの、少額の滞納が多い。保険収納課においても、限られた人員体制の中、高額滞納者の整理を優先するのは当然であるが、少額の滞納が多い介護保険料単独の滞納者についても、時効中断に係る措置の徹底等、焦点を絞った滞納整理を行う必要がある。

② 滞納者から連絡を受けた場合の事後対応について(監査の意見)

抽出した事案について、「経過詳細一覧」を閲覧したところ、次の【事例 4】及び【事例 5】のように、滞納者やその親族から連絡を受けたにもかかわらず、その後、滞納者への接触が途絶えてしまっているケースが見受けられた。

【事例 4】

令和元年 5 月に催告書を受け取った滞納者から電話を受け、6 月に令和元年度分の介護保険料が決定した後、納付相談のため連絡するよう滞納者に説明したが、その後、滞納者からの連絡はなかった。

【事例 5】

令和元年 7 月に滞納者の親族が来庁し、納付相談を受け、後日、滞納者本人より連絡するよう説明したが、その後、滞納者からの連絡はなかった。

保険収納課によると、【事例 4】のように、近日中に当年度の介護保険料が決定される場合には、その決定を待ってから納付相談の連絡をするよう、滞納者に対して指示するケースは比較的多いとのことである。その場合、当年度の介護保険料が決定された段階で、滞納者から連絡があればよいが、【事例 4】のように、一定期間を経過しても連絡がない場合には、電話等により、状況を確認する必要がある。

また、【事例 5】についても、滞納者からの連絡を待つだけでなく、【事例 4】と同様、事後的な確認が必要であった。

いずれのケースも、滞納者やその親族からの連絡は滞納者との直接接触を図る絶好の機会であったといえ、さらに綿密に事後対応を行う必要があったものである。

③ 滞納者の親族に対する納付交渉について(監査の意見)

抽出した事案について、「経過詳細一覧」を閲覧したところ、次の【事例 6】のように、滞納者の親族との間で納付交渉を行っているものが見受けられた。

【事例 6】

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を重複滞納している滞納者について、国民健康保険は擬制世帯主^(注)であるため、国民健康保険料については国民健康保険の被保険者である親族との間で納付交渉を行い、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については別の親族との間で納付交渉を行っている。

(注) 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯に国民健康保険加入者がいるときは世帯主が納税義務者になり、この場合の世帯主を「擬制世帯主」という。

滞納者が親族に対して、債務を承認する権限を委任している場合には、親族は滞納者の代理人として債務を承認することができるが、滞納者と親族との間でどのような合意があるのか、外部から確認することはできないため、滞納者が自ら債務を承認したことを明確にしておく必要がある。

【事例 6】においても、滞納者の親族が署名した分納誓約書を受理しているが、それに加えて滞納者が作成した委任状を徴求する等、滞納者自らの意思を確認しておく必要があったものである。

また、滞納となった保険料が親族から納付された場合であっても、滞納者本人の意思確認ができなければ、承認による時効中断の効果が得られないこととなる。したがって、親族との間で納付交渉を行う場合は、事後的にでも、書面等により滞納者本人の意思確認を行う必要がある。

さらに、【事例 6】では、保険料によって納付交渉の相手方となる親族が複数となっていることが、さらに状況を複雑化している。したがって、滞納者の親族と納付交渉を行う場合であっても、交渉の相手方を一本化する必要がある。

2. 過年度包括外部監査の措置状況(介護保険事業特別会計:債権管理)

平成 25 年度包括外部監査は「債権管理に関する事務の執行について」を監査テーマとして実施され、保険収納課に関しては、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る債権管理に関し、監査の意見 3 件が記載されている。

いずれも平成 26 年 9 月 17 日時点において措置を完了した旨が報告されており、市のウェブサイト指摘事項の内容及びそれに対する措置内容が掲載されている。なお、市においては、「監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。」を措置済として整理している。

表 24 指摘事項及び措置内容の概要

監査の意見の概要	措置内容
<p>【積極的な納付交渉の実施について】 (監査の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書催告で納付交渉が進展しない滞納者については、電話催告や訪問催告など積極的な納付交渉を行うことで、納付を促すことが必要。 滞納者の収入状況等の変化の有無を確認する意味においても、納付交渉は継続的に行うことが必要。 	<p>毎年作成している徴収方針に基づき、平成 25 年 9 月から年間スケジュールを作成し、夜間に 2 回/週、及び休日に 1 回/月の電話催告を行うとともに、主に第 4 日曜日には納付相談窓口の開設と訪問督促を実施するなど、交渉機会の拡充に取り組んでいます。また、納付相談後においても、内容に応じて滞納整理システムの約束管理機能を利用し、電話・訪問等により納付交渉を継続的に行っています。</p>
<p>【滞納者との接触について】 (監査の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納者の収入状況等を確認するためにはもちろん、納付の意思を確認するためにも、滞納者と接触することは必要。 	<p>毎年作成している徴収方針に基づき、平成 25 年 9 月から年間スケジュールを作成し、夜間に 2 回/週、及び休日に 1 回/月の電話催告を行うとともに、主に第 4 日曜日には納付相談窓口の開設と訪問督促を実施するなど、交渉機会の拡充に取り組んでいます。</p>
<p>【滞納繰越分の管理について】 (監査の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分のみの滞納者に対しても、担当者を割り振り、滞納管理を行うことが必要。 	<p>平成 26 年 2 月に滞納繰越分のみの滞納者を滞納整理システムにおいて確認し、担当者の割り振りをリスト化し、未接触期間や最終納付日などに基づく督促対象者の抽出や納付督促を行うように改善しました。</p>

【積極的な納付交渉の実施について】及び【滞納者との接触について】の「措置内容」に記載のとおり、令和元年度においても、「保険料徴収方針」の年間計画書における月次計画に沿って夜間及び休日の電話催告や日曜日納付相談窓口の開設を実施している。

また、【滞納繰越分の管理について】の「措置内容」については、滞納管理システムから抽出した滞納者リストにおいて、滞納繰越分のみ滞納者を含め、全ての滞納者に対して担当者が割り振られていることを確認した。

今後、さらに積極的な納付交渉を行うため、「**1. 第1号被保険者保険料(介護保険事業特別会計:歳入)**」において記載した意見を参酌して、取り組みを進められたい。なお、過年度包括外部監査の措置状況について、特に措置を求める固有の結果又は意見は無い。

3. 保険資格得喪管理事業、保険料賦課管理事業、保険料収納管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保険資格得喪管理事業、保険料収納管理事業、保険料賦課管理事業(以下「保険資格得喪管理事業等」という。)は、保険資格課における、介護保険の資格得喪から賦課、収納管理(督促状の送付を含む)までに関連する事務を行う事業である。

それぞれの事業の概要は、表 25 のとおりである。

表 25 保険資格得喪管理事業等の概要

事業名	事業の概要
保険資格得喪管理事業	介護保険の資格得喪に関する調査及び被保険者証の交付に関する事務を行うもの
保険料収納管理事業	介護保険料の収納、過誤納金の還付及び口座振替に関する事務を行うもの
保険料賦課管理事業	介護保険料の賦課及び減免に関する事務を行うもの

② 事業費の推移

< 保険資格得喪管理事業 >

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,840	3,716	4,110
決算額	2,564	3,071	3,321

< 保険料収納管理事業 >

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	14,195	16,416	16,371
決算額	10,936	11,465	12,331

< 保険料賦課管理事業 >

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	17,209	17,230	19,724
決算額	12,890	14,433	17,149

③ 事業費の主な内訳

< 保険資格得喪管理事業 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	360	印刷製本費
役務費	1,804	通信運搬費
委託料	1,156	帳票印字及び封入封緘業務委託
合計	3,321	

< 保険料収納管理事業 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	729	印刷製本費
役務費	9,811	通信運搬費、公金取扱手数料
委託料	1,790	帳票印字及び封入封緘業務委託 口座振替データ伝送業務委託
合計	12,331	

< 保険料賦課管理事業 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	463	印刷製本費
役務費	8,181	通信運搬費
委託料	8,503	帳票印字及び封入封緘業務委託
合計	17,149	

④ 帳票印字及び封入封緘業務委託の概要

保険資格得喪管理事業等に含まれる委託料のほとんどは、「帳票印字及び封入封緘業務委託」に係るものである。

本業務委託の委託料については、帳票印字及び封入封緘を委託する帳票の区分に対応して、保険資格課における保険資格得喪管理事業等の3事業において執行されるほか、保険給付課、保険収納課、長寿安心課、長寿社会政策課における各事業においても執行される。

市では、従来、介護保険を含む保険関連業務に係る帳票印字については、デジタル戦略課で行い、封入封緘等の業務を委託していたが、平成30年1月から保険システムが汎用機システムからオープン系システムに移行したことに伴い、帳票印字の業務についても委託することとなった。

その際、帳票印字及び封入封緘等業務を一括して委託した場合に委託先業者が対応しきれない可能性があるため、対象となる帳票を二つの業務に分けて委託することとされた。

当年度の帳票発送に間に合うようにするためには、印字帳票の設計及びテスト印字等の業務(以下「事前業務」という。)が前年度に発生することとなる。このため、平成30年度業務については、平成29年度に事前業務を行った業者と随意契約を行い、また、令和元年度業務については債務負担行為によることとし、平成30年度中に業者選定を行っている。

令和元年度業務の「帳票印字及び封入封緘等業務委託」の概要は、表26のとおりである。

表26 帳票印字及び封入封緘等業務委託(令和元年度)の概要

契約名	委託先	契約金額
豊中市保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託①	コンピューター・サプライ株式会社	15,227,250 円
豊中市保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託②	共同印刷西日本株式会社	19,459,596 円

(注)契約金額は消費税及び地方消費税を含まない金額である。

(2) 監査の結果及び意見(保険資格課における対応が求められるもの)

①「帳票印字及び封入封緘等業務委託」の仕様書について(監査の意見)

保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託①及び②に係る契約書においては、契約書本文の他、下記のとおり、第1条において、別途作成される仕様書等を参照し、契約条件が定められている。

【帳票印字及び封入封緘等業務委託②契約書 抜粋】

(総則)

第1条 受注者は、豊中市個人情報保護条例(以下「条例」という。)並びに同施行規則及びこの契約に定める条項、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)の規定、及び別紙の豊中市保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託②共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)並びに豊中市保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託②帳票設計仕様書(以下「帳票設計仕様書」という。)並びに豊中市保険関連業務に係る帳票印字及び封入封緘等業務委託②個別仕様書(以下「個別仕様書」という。)の諸条件を誠実に守り、業務を処理するものとする。

(注)「帳票設計仕様書」については、業務委託①には規定されていない。

しかし、表27のとおり、その一部について契約書と袋綴じされていない等の状況が見受けられた。

表27 帳票印字及び封入封緘等業務委託の仕様書の状況

書類名	業務委託①	業務委託②
共通仕様書	×	○
帳票設計仕様書(業務委託②のみ)	—	※1
個別仕様書	×	○

(注)○:契約書に袋綴じされている。 ×:契約書に袋綴じされていない。

※1:契約書には記載があるものの、作成されていない。

仕様書は契約の一部をなすものであるから、工事請負契約における設計図等のように物理的に困難な場合を除き、契約当事者間の合意を文書で明確化したものとして、押印済みの契約書本文とともに袋とじその他の方法により一体化しておく必要がある。

② 履行確認に係る文書化について(監査の意見)

帳票印字及び封入封緘等業務に係る成果品に関しては、作業品目ごとに個別仕様書において定められている納品場所(市役所又は郵便局)に納品されることになっている。

そして、成果品の検査に関しては、下記のとおり、契約書第 16 条に規定されている。

【帳票印字及び封入封緘等業務委託①②契約書 抜粋】

(成果品の検査)

第 16 条 受注者は、共通仕様書及び帳票設計仕様書及び個別仕様書に定める作業が完了したときは、発注者に届出てその成果品の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、速やかに補正を行い、再度検査を受けなければならない。

3 前項の規定による補正において、受注者が直ちに補正に着手しない、又は着手しても指定期日までに完成の見込みがない場合は、発注者は第三者にこれを完成させ、その費用は受注者に支払う業務委託料から控除するものとする。この場合において、受注者は実費額について、不服を申し立てることはできない。

この点、保険資格課における帳票印字及び封入封緘等業務に係る履行確認について、文書化の状況を確認したところ、個別仕様書に定める作業品目ごとに履行確認に係る復命書が作成されていたものの、納品場所や件数については記録されていなかった。

確かに、本業務委託については、単価契約ではないため、履行確認において件数を記録しておく必要性は低いとも考えられる。

しかし、下記のとおり、契約書第 17 条において、委託件数の変動による契約の変更の可能性について規定されており、件数の動向によっては契約金額が変動することもあり得る。

【帳票印字及び封入封緘等業務委託①②契約書 抜粋】

(契約の変更)

第 17 条 別紙Ⅲ「年間委託予定件数表」に定める年間委託予定件数が下記の増減限度割合表の割合以上に数量変動があった場合には、発注者受注者は、協議を行えるものとする。協議の結果、発注者受注者両者の同意がある場合、変更契約を締結するものとする。

増減限度額割合表 (略)

このことから、月々の委託件数を正確に記録しておく必要があると考えられる。

また、市役所ではなく、郵便局で納品される場合もあることから、納品場所についても正確に記録しておく必要があると考えられる。

したがって、履行確認に係る復命書に、納品場所及び件数についても記載しておく等、更に詳細に履行確認の状況を文書化しておく必要がある。

なお、「(1)④ 帳票印字及び封入封緘業務委託の概要」で述べたとおり、本業務委託については、保険資格課を含む5課において執行されており、各課における履行確認の方法についても、一定の統一化が必要である。

③ 受注者に対する立入検査の実施について(監査の意見)

本業務委託については、受注者において個人情報を含むデータを取り扱うものであるため、受注者におけるデータ管理が適切に行われていることを、市としても確認しておく必要がある。

この点、下記のとおり、契約書第15条において、受注者の作業場所への立入検査について規定されている。

【帳票印字及び封入封緘等業務委託①②契約書 抜粋】

(立入検査)

第15条 発注者は、受注者の契約履行につき、必要に応じて受注者の作業現場に立入検査を行うことができることとする。

2 前項の立入検査において、受注者は発注者の指示により、データの処理状況や保管状況を説明すること。

保険資格課によると、受注者が個人情報を含むデータを消去している旨の報告を書面で受けているが、作業場所への立入検査を行った実績はないとのことである。実際に立入検査を実施するかどうかは個々の状況によるが、必要に応じ効果的に実施できるよう検討しておく必要がある。

4. 第1号被保険者保険料還付金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、第1号被保険者が介護保険料を納付した後、年度途中で市外に転出したり、前年度所得が減少したりした場合の過誤納保険料について、豊中市から被保険者に対し、「過誤納金還付・充当通知書」及び「過誤納金還付請求書」を発送し、必要事項を記載してもらった「過誤納金還付請求書」の返送を受け、金融機関への振込みにより、還付を行うものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	6,356	8,065	11,720
決算額	5,576	7,510	8,672

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
償還金利子及び割引料	8,672	介護保険料過誤納還付金請求に対する還付
合計	8,672	

(2) 監査の結果及び意見(保険資格課における対応が求められるもの)

① 被保険者が還付金の受領を委任した場合の確認について(監査の意見)

還付金の振込み先の金融機関の口座については、原則として被保険者本人名義の口座とすることとしているが、やむを得ず、被保険者と口座名義人が異なる場合には、「過誤納金還付請求書」に設けられた委任欄への委任者の記名押印を求めることとしている。

保険資格課によると、被保険者と口座名義人が異なる場合には、適宜、被保険者の意思を確認しているケースもあるとのことであるが、後日の紛争の発生を防止するためにも、その確認内容を何らかの形で記録しておく必要がある。

② 被保険者が死亡した場合の相続人への対応について(監査の意見)

第1号被保険者が一括で介護保険料を納付した後死亡した場合や、被保険者の死亡後に同人の年金から特別徴収された介護保険料がある場合の過誤納保険料を受領する権利は相続人が承継することになる。

死亡した者に対する過誤納保険料については、死亡した者の住所に「相続人代表者様」宛てとして「過誤納金還付・充当通知書」及び「過誤納金還付請求書」を発送している。

「過誤納金還付・充当通知書」及び「過誤納金還付請求書」に同封される「保険料の還付についてお知らせ」には、相続人代表者以外が受け取られた場合は、相続人代表者に渡して頂くよう依頼する内容の記載はあるが、「過誤納金還付請求書」の作成を相続人代表者に依頼する旨の記載はない。

この点、他都市では、別途、相続人代表者指定届といった書類の提出を求め、還付金の受領に伴う問題が相続人間で発生した場合にも相続人代表者が責任をもって対処する旨を確認する取扱いとしている例もある。なお、本来、相続人代表者の指定には全相続人の同意が必要であるが、実務上、相続人代表者の署名押印のみを求める運用としている例が多いようである。

このような他都市の状況を踏まえ、市においても、相続人代表者指定届を添付して「過誤納金還付請求書」の提出を受ける必要性について検討されたい。

③ 被保険者が死亡した場合の成年後見人による還付金受領について (監査の結果)

第1号被保険者が死亡した際、成年後見人が過誤納保険料に係る還付金を請求し、受領していた例が見受けられた。

成年被後見人が死亡した場合には、成年後見は当然に終了し、成年後見人は原則として法定代理権等の権限を喪失するものの、民法第873条の2に基づき、一定の要件を満たす場合、死後事務を行い得るものとされている。

しかし、過誤納保険料に係る還付金の受領は、死後事務の範囲に含まれるものとは認められず、成年後見人に対して還付金を支払ったことは適切ではない。

もともと、相続人が還付金の受領を成年後見人に委任していたことも考えられるが、その場合であっても、相続人の意思確認を徹底し、確認した内容を文書化しておく必要がある。

第4-2 監査の結果及び意見(施設の維持・運営に係る事業)

I 長寿社会政策課

1. 養護老人ホーム管理運営

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容			
基本目標	7. 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化			
施策	4) 高齢者虐待防止に向けた取り組みの推進			
取り組み	【虐待を受けた高齢者の緊急避難先の確保】 高齢者施設との連携を図り、虐待を受けた高齢者の避難先の安定的な確保に向けた取り組みを進めます。			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用量の見込み(人/月)	70	70	70

② 事業内容

ア. 養護老人ホームの概要

区分	内容
根拠条例	豊中市立養護老人ホーム条例
設置目的	居宅において養護を受けることが困難な老人の福祉の向上を図る。
設置数	市内1施設 ・豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか
開設年月	平成25年4月
施設の内容	・定員 70名 (この他、要援護高齢者短期入所定員 5名) ・居室、浴室、リビング等 ・豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかは、市が所有する土地に社会福祉法人大阪府社会福祉事業団(以下「府事業団」という。)が建設した地上4階地下1階(屋上あり)の建物に設

区分	内容
	置されており、市が区分所有する豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかが3階及び4階を占めている。その他、府事業団が運営する次の施設が入居している。 [特別養護老人ホーム永寿園とよなか] [えいじゅ・とよなか保育園] [永寿園とよなか診療所]
利用対象者	65歳以上の人。 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人。
開館時間・休館日	24時間、365日
利用料金等	・措置費の給付対象となるサービスは自己負担無 ・介護保険の給付対象となるサービスは一部自己負担有 ・介護保険の給付対象とならないサービス、その他のサービスは自己負担有

イ. 養護老人ホームにおける実施事業

豊中市立養護老人ホーム条例に、養護老人ホームがその目的を達成するために行う事業が下記のとおり定められている。

【豊中市立養護老人ホーム条例 抜粋】

(事業)

第3条 養護老人ホームは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、擁護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。
- (2) 前号の措置に係る者に対し、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を行うこと。
- (3) 基本的な生活習慣に不安があり支援を必要とする者であって市規則で定めるものを、市規則で定める場合に、一時的に入所させ、生活習慣の指導を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事業

ウ. 施設の運営方法等

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの運営は指定管理の形態を採っており、令和元年度における指定管理者は表 28 のとおりである。

表 28 養護老人ホームの運営事業者

区分	内容
施設の所有者	豊中市
運営事業者	府事業団
運営形態	指定管理
指定管理の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(5 年間)
運営事業者に対する指定管理料等	指定管理料:0 円 入所措置に係る扶助費:99,426 千円(令和元年度)
運営事業者の選定方法	公募(プロポーザル方式) ただし、平成 29 年 7 月に行われた現指定期間の指定管理者の選定にあたっては、その時点において指定管理者であった府事業団を第一候補とする非公募選定とされている。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの運営は市と府事業団との間で締結された「豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)及び「豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する年度協定書」(以下「年度協定書」という。)に基づいて行われている。

所管課は、指定管理者である府事業団との間で「豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営業務サービス水準合意書(SLA)」を結んでいる。この中でサービスレベルの評価項目及び要求水準を定めるとともに、毎月の定期モニタリングと年度評価を行っている。年度評価の結果と評価基準表は市 HP に掲載されており、令和元年度の評価基準表における総合評価は A(優れた管理運営状況である)であった。

④ 事業費の推移及び事業費の主な内訳

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	786	126	227
決算額	227	25	220

(注)入所措置に係る扶助費及び利用者から徴収する利用料等により運営されており、市から指定管理料は交付されていない。

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	194	手すりの設置費用
役務費	26	
合計	220	

(2) 監査の結果及び意見

① 指定管理者からの事業計画等の受領について(監査の結果)

指定管理者から提出を受ける事業計画等については、基本協定書において、次のとおり定められている。

<p>【基本協定書 抜粋】 (事業計画等の提出) 第 23 条 指定団体は、毎年度開始前に、当該年度に係る次の書類を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理運営業務の実施計画書 (2) 管理運営業務に係る収支予算書 (3) 指定団体の事業全般にかかる事業計画書及び収支予算書 (4) 第 52 条の自主事業に係る実施計画書及び収支予算書 (5) 管理運営業務の安全管理に係る計画 (6) その他市が必要と認めるもの <p>2 (以下省略)</p>
--

しかし、指定管理者である府事業団からは、令和元年度における豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの実施計画書や収支予算書等は提出されておらず、これに相当するものとして、次の3点の提出を受けている。

所管課においては、提出資料 b.及び c.を基礎として文章化したものと提出資料 a.とを合わせたものを「令和元年度事業計画書」とし、市 HP 上に掲載している。

- a. (2) 「収支予算書」に相当する資金収支予算内訳書
- b. 府事業団全体の事業計画のうち永寿園とよなかに関する部分
- c. b.の補足文書:「施設管理について」及び「労務管理について」

(注)資料 b.は府事業団のパンフレットの一部(施設別事業計画 永寿園とよなか)である。

本来、指定管理者が作成すべき事業計画等について、受領した代替的な資料を所管課が加工して事業計画書とすることは、提出資料の形式的な整理の範疇を超え、当該事業計画書の作成責任が不明瞭となることから適切ではない。所管課によれば、このような運用を行っている理由は、府下の市町村において多くの施設を運営している府事業団が、令和元年度から、施設ごとの詳細な事業計画等を作成して関連する市町村に提出することに代えて、府事業団の既成のパンフレットにおける該当部分を提出する運用を求めてきたことに起因しており、所管課としても必要事項が網羅されていれば受領することとしたとのことである。

しかし、基本協定書第 23 条第 1 項に定める「(3)(府事業団全体の事業計画書及び収支予算書)」及び「(4)(自主事業に係る実施計画書及び収支予算書)」に相当する書類は提出されていないとともに、提出資料 c.が基本協定書第 23 条第 1 項に定める「(5)(管理運営業務の安全管理に係る計画)」に相当するかどうかとも判然とせず、現状の提出資料 a.、b.及び c.の 3 点で基本協定書第 23 条第 1 項の要請を網羅的に満たしているとは言い難い。

市は、基本協定書に定める事業計画等について、府事業団が責任をもって作成した実施計画書等の提出を求め、発注者としてその適否を判断するという通常の業務運用の形態とすべきである。

② 指定管理者からの事業報告書の受領について(監査の結果)

指定管理者の作成すべき事業報告書については、基本協定書において、次のとおり定められている。

【基本協定書 抜粋】

(事業報告書の作成及び提出)

第 25 条 指定団体は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市に提出しなければならない。(以下省略)

- (1) 管理運営業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況
 - (3) 指定管理委託料等の収入の状況
 - (4) 管理運営業務に係る経費の収支状況
 - (5) 第 52 条の自主事業の実施状況及び経費の収支状況
 - (6) 管理運営業務の安全管理対策の状況
 - (7) その他市が必要と認めるもの
- 2 (以下省略)

市のウェブサイト「令和元年度事業報告書」が掲載されている。当該書類は、府事業団から提出を受けた資料を基に、所管課が誤字脱字の修正等を行ったものとのことであるが、府事業団からの提出書類を今般の監査においては確認できず、どのような内容、様式のものかは不明であった。

事業計画等と同様に、市は、基本協定書に定める事項について、府事業団が責任をもって作成した事業報告書の提出を求め、発注者としてその適否を判断するという通常の業務運用の形態とすべきである。

③ 事業計画書及び事業報告書における記載内容の整理について(監査の結果)

事業計画等として提出された府事業団のパンフレット上、「永寿園とよなか」のページに記載されている実施事業には、本件指定管理業務である豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの他、府事業団が独自に運営する以下の事業を記載している。

- ・特別養護老人ホーム永寿園とよなか
- ・短期入所生活介護
- ・企業主導型保育えいじゅ・とよなか保育園
- ・永寿園とよなか診療所

当該パンフレットを基礎として所管課が文章化した「令和元年度事業計画書」及び「令和元年度事業報告書」においては、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか以外に、企業主導型保育えいじゅ・とよなか保育園等に関する記述等が含まれている。

【事業計画書 抜粋】

2. 重点項目

保育園児自ら睡眠できる力の習得

(以下省略)

4. 実施事業一覧

- ・豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか
- ・特別養護老人ホーム永寿園とよなか
- ・短期入所生活介護
- ・企業主導型保育えいじゅ・とよなか保育園
- ・永寿園とよなか診療所

【事業報告書 抜粋】

4. 地域公益事業への取り組み

また、校区福祉委員会が定期的に主催されている「子育てサロン」においては、施設の管理栄養士による、栄養に関する講義や手軽なおやつ作り、市販乳幼児食品の活用方法など、併せて、保育職員による、読み聞かせや手遊びなど、参加される方々のご要望に沿った講座を開かせていただくことができました。

これらの記述は、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの事業ではなく、府事業団の事業の一部である「永寿園養護拠点区分」における地域公益事業への取り組みの内容である。確かに、同一の建物施設内における地域公益事業への取り組みも、指定管理業務に良い影響を与えているような場合には、事業報告の補足として記載されることもあり得る。しかし、当該事業計画書及び事業報告書は、あくまで豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの指定管理業務に係るものである以上、指定管理業務に関する内容と、それ以外の業務との内容とは峻別して記載されるべきである。この点、現状の事業計画書及び事業報告書は適切になされていないことから、内容を明確に整理するよう指導する必要がある。

④ 将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて(監査の意見)

府事業団は、市の所有する土地の上に自ら建設した建物の中で複数の施設、事業を運営しているが、それぞれの施設は、玄関、厨房及び屋上等を共用しており、府事業団としては、運営コスト面等において、複数施設を1つの建物の中で運営することによる相乗効果も期待できるものと考えられる。

一方、市は、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか部分を区分所有し、指定管理施設としている。前述したように、基本協定書に定める事業計画書及び事業報告書は適切に提出されていないものの、市は「指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価」において、協定書に基づき適切に実施できたものと評価している。仮に、施設ごとに詳細な事業計画書や事業報告書等の提出を求めなくとも適切な管理運営状況が達成し得るということであれば、市の公の施設として指定管理業務を詳細に指示し、それに沿った事業計画書等や事業報告書を徴取してモニタリングを実施することに代えて、府事業団の自律的な運営に委ねることも選択肢となり得る。

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを市の施設として存続する代わりに府事業団へ譲渡する場合のメリットとして、市にとっては、中長期的に施設の修繕等に伴う財政的負担を軽減できることがあげられ、府事業団にとっては、施設の効率的な運営や迅速な意思決定が可能になることが期待される。一方、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかには、市の施設として市民に対するセーフティネットすなわち緊急時の入所先としての機能の確保といった面もあることから、施設等の譲渡を検討するにあたっては、財政的負担等の面だけではなく、セーフティネット機能をどう確保していくかを検討する必要があり、譲渡の時期及び譲渡価額の水準等も含めて、先ずは将来にわたる多角的な検討課題を洗い出す必要があると考える。

いずれにしても、今後の方向性の一つとして、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを市の施設として存続させるという選択肢に加え、豊中市の区分所有部分及び貸与備品を府事業団に譲渡し、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの設置主体を府事業団に変更することも検討されたい。

⑤ 市民入所率の取扱いについて(監査の意見)

市は、「豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営業務サービス水準合意書(SLA)」の中で、豊中市民入所率について確保すべきサービスレベルを70%(年平均)と定め、府事業団に対する毎月のモニタリング事項としている。

令和元年度のモニタリング表(対象月:令和元年4月～令和2年3月)を閲覧したところ、豊中市民入所率が70%を達成していたのは4月のみで、年度を通して低下する傾向にあった。最も低い月は2月で62.32%、年平均で66.61%であった。

所管課は、年度評価においてこの点に触れ、事業目的の達成度合いとして「豊中市民の受入れは月平均 66.5%と 7 割を下回っているが、緊急時については 9 割以上受入れを行った。」とコメントするとともに、サービス水準・施設効用の発揮という評価項目全体で B 評価(問題のない管理運営状況である)としている。

一方、家族による養護や地域包括ケアシステムが有効に機能し、市民の中で「居宅において養護を受けることが困難な人」が減少しているならば、今後も市民入所率 70%以上を確保する必要性は低くなるものと考えられる。

現状、指定管理施設である豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかが確保すべきサービスレベルとして定めていることから、これを達成するよう府事業団に要請することが市の立場であるものの、市民入所率 70%という目標値について、今後も引き続き目標とすべき水準なのか、将来的な見通しも踏まえて、必要に応じて見直していくことが望まれる。

Ⅱ 長寿安心課

1. 介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)、介護予防センター施設管理(旧老人福祉センター)、介護予防センター施設運営(旧老人福祉センター)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	1. 介護予防と健康・生きがいづくりの推進による生涯現役社会の実現
施策	2) 効果的な介護予防の推進 3) 高齢者の地域活動や社会参加の促進
取り組み	【介護予防センターの運営】 市内の介護予防センターにおいて、介護予防の必要性について普及啓発を行うとともに、高齢者により元気になっていただけるよう、健康・生きがいづくり、地域貢献(社会参加)などの視点から介護予防に資する事業展開を図ります。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

ア. 介護予防センターの概要

介護予防センターは、従前、市が直営にて運営していた旧老人デイサービスセンター4施設及び旧老人福祉センター4施設について、旧老人デイサービスセンターは平成28年4月1日から、旧老人福祉センターについては平成29年4月1日から介護予防センターに転換し、市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例に基づいて民間事業者による貸付運営としたものである。旧老人デイサービスセンターから転換した庄本介護予防センターを平成30年度末に廃止しており、令和元年度においては6施設が稼働している。

区分	内容
根拠条例	市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例
設置目的	市有財産を活用して、事業者の専門的な技術及び手法等を導入し、介護予防を推進することにより、持続可能な介護保険制度の運営を図る。
設置数	市内 6 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・旧老人デイサービスセンター：高川・服部・原田(1 階) ・旧老人福祉センター：原田(2～4 階)・柴原・庄内・千里
開設年月	<ul style="list-style-type: none"> ・旧老人デイサービスセンター：平成 28 年 4 月 ・旧老人福祉センター：平成 29 年 4 月
施設の内容	<p>【高川】 ホール(とよなか健康大学)、 デイフロア(高川デイサービスセンター「ひだまり」)</p> <p>【服部】 ホール(とよなか健康大学)、 デイフロア(服部デイサービスセンター「かなで」)</p> <p>【原田】 娯楽室、集会室(定員 100 人)、和室、趣味教室、茶室、 陶芸室、多目的ホール、会議室、パソコン室、 喫茶食堂コーナー、機能訓練室、健康増進室、屋上</p> <p>【柴原】 集会室(50 人)、娯楽室(40 人)、和室(24 人、18 人×2)</p> <p>【庄内】 集会室(100 人)、娯楽室(40 人)、茶室(8 人)、 和室 2(16 人×2)</p> <p>【千里】 集会室(60 人)、ホール(30 人)、茶室 2(6 人、10 人)、 和室(12 人)、娯楽室 2(60 人、20 人)</p>
利用対象者	市内に居住する 65 歳以上の人。 ただし、原田(2～4 階)、庄内、柴原、千里の各介護予防センター(旧老人福祉センター)については、旧老人福祉センターの利用対象者を 60 歳以上としていた経緯を踏まえ、令和 3 年度末までは、例外的に 60 歳以上 65 歳未満の人の利用も認めている。

区分	内容
開館時間・ 休館日	9:00～17:00 休館日：日・祝祭日（敬老の日は除く。）、年末年始
利用料金等	無料

イ. 介護予防センターにおける実施事業

各介護予防センターにおいて実施する事業は、大きく分けて公益的事業と収益事業とに分かれている。公益的事業は介護予防事業であり、廉価で良質なサービスを提供することにより余剰金（利益）を生じないものであることとされている。一方、収益事業は、事業者が施設の貸付を受けるにあたり、高齢者の介護予防に資するものであるとして、豊中市介護予防実施貸付事業者選定委員会においてその実施が認められた事業である。なお、公益的事業及び収益事業による収益によって、事業の運営全体が黒字となった場合には、当該金額は貸付期間内に介護予防センターの事業推進に全額を充当することとされている。

また、旧老人福祉センターにおいて、介護予防センターへの転換前である平成28年度時点に実施していた貸室事業や趣味教室事業等についても、公益的事業の一つである「既存事業」として引き続き事業者を実施を求め、その実施に係る経費については、他の公益的事業とともに補助の対象としている。加えて、転換前より実施していた入浴事業及び送迎事業については、市からの委託事業としている。なお、入浴事業及び送迎事業に係る委託事業については、令和元年度をもって終了している。

それぞれの具体的な内容は表 29 のとおりである。

表 29 介護予防センターにおける実施事業

施設名	委託事業	公益的事業		収益事業
		既存事業		
原田	・入浴事業、 送迎事業	・貸室、 趣味教室	・とよなか健康大学 ・とよなか健康塾 ・ココカラ食堂 ・多世代交流会 他	・原田通所型デイサービス「ゆい」 ・原田デイサービス「ねいろ」 他
柴原	・入浴事業、 送迎事業	・貸室、 趣味教室	・とよなか健康大学 ・とよなか健康塾 ・ココカラ食堂 ・多世代交流会 他	

施設名	委託事業	公益的事業		収益事業
		既存事業		
庄内	・入浴事業、 送迎事業	・貸室、 趣味教室	・とよなか健康塾 ・ココカラ食堂 ・多世代交流イベント 他	・居宅介護支援事業 所「つむぎ」
千里	・入浴事業、 送迎事業	・貸室、 趣味教室	・とよなか健康塾 ・匠の技教室 ・多世代交流イベント 他	
服部			・とよなか健康大学 ・多世代交流イベント 他	・服部デイサービス 「かなで」
高川			・とよなか健康大学 ・多世代交流イベント 他	・高川デイサービス 「ひだまり」

(出所:市提供資料より監査人が作成)

ウ. 施設の運営方法等

全6施設を単一の事業者が運営しており、令和元年度における運営事業者は表30のとおりである。なお、効果的かつ効率的な介護予防事業の展開に注力するとともに、介護予防センターの施設を活用して実施する事業により利益が生じた場合には、当該金額を貸付期間内に介護予防センターの事業推進に全額を充当すること等を要件として、賃貸料を免除している。

表30 介護予防センターの運営事業者

区分	内容
施設の所有者	豊中市
運営事業者	府事業団
運営形態	入浴・送迎事業:委託、既存事業及び公益的事業:補助
施設の賃貸料	免除
委託/貸付等の期間	○原田(1階:旧老人デイサービスセンター)、高川、服部: 令和元4月1日~令和4年3月31日(3年間) ○原田(2~4階:旧老人福祉センター)、庄内、柴原、千里: 平成29年4月1日~令和4年3月31日(5年間)
運営事業者に対する 委託費/補助金等	委託費:64,897千円 補助金:39,950千円

区分	内容
運営事業者の選定方法	公募(プロポーザル方式)

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

最近4年間における各介護予防センターの利用者数の実績は表31のとおりである。

表31 介護予防センターの利用者数推移

施設名称		H28	H29	H30	R1			
旧老人福祉センター	原田	/	81,252人	80,191人	74,247人			
	柴原		23,902人	25,616人	24,400人			
	庄内		52,744人	66,352人	65,775人			
	千里		67,804人	71,929人	67,308人			
旧老人デイサービスセンター	原田 ※1	1,058人	/	/	/			
	服部	2,347人				3,259人	4,089人	4,954人
	高川	983人				2,586人	2,277人	3,109人
	庄本 ※2	2,643人				3,097人	2,411人	/
合計		7,031人	234,644人	252,865人	239,793人			

※1:平成29年度から原田老人福祉センターが原田介護予防センターに変更したことに伴い、原田介護予防センターの利用者数をまとめて表記している。

※2:平成30年度に庄本介護予防センターは廃止している。

※3:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月2日から5月31日まで全館休館している。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

また、令和元年度における委託事業(入浴・送迎事業)の実績は表32のとおりである。なお、委託事業を実施しているのは、旧老人福祉センターであった原田、柴原、庄内及び千里の4施設である。

表 32 令和元年度委託事業(入浴・送迎事業)の実績

施設名称	入浴者数	送迎バス		
		定期	団体	計
原田	26,394 人	14,872 人	656 人	15,528 人
柴原	11,381 人	13,500 人	36 人	13,536 人
庄内	19,833 人	3,365 人	207 人	3,572 人
千里	11,364 人	11,883 人	0 人	11,883 人

(出所:市提供資料より監査人が作成)

④ 事業費の推移

<介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	31,079	14,109	5,566
決算額	26,150	19,252	8,831

<介護予防センター施設管理(旧老人福祉センター)>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	101,117	94,599	93,697
決算額	93,194	92,822	92,378

<介護予防センター施設運営(旧老人福祉センター)>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	104,847	104,847	104,847
決算額	104,847	104,847	105,447

⑤ 事業費の主な内訳

＜介護予防センター施設管理(旧デイサービスセンター)＞

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,567	庄本複合施設ボイラー修繕
役務費	315	
委託料	96	
使用料及び賃借料	4,663	服部介護予防センター土地賃借料
合計	6,642	

(注) 上表の決算額は支出済額であり、これ以外に繰越明許費 2,189 千円がある。これは高川介護予防センターが設置されている高川複合施設のコンクリートブロック塀の撤去を予定していたものの、アスベスト含有調査に時間を要し、令和元年度中の竣工が見込めなくなったため、工事請負費を令和2年度に繰り越したものである。

＜介護予防センター施設管理(旧老人福祉センター)＞

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	38,693	各施設の水道光熱費
役務費	85	
委託料	53,518	介護予防センター入浴・巡回バス事業 及び施設維持管理業務委託
使用料及び賃借料	64	
負担金補助及び交付金	18	
合計	92,378	

<介護予防センター施設運営(旧老人福祉センター)>

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	65,497	介護予防センター入浴・巡回バス事業 及び施設維持管理業務委託
負担金補助及び交付金	39,950	
合計	105,447	

(2) 監査の結果及び意見

① 収益事業を含めた収支状況の改善について(監査の意見)

各介護予防センターにおいては、委託事業、補助事業(公益的事業のうちの補助対象分)、公益的事業(補助対象以外)及び収益事業に区分され収支報告されている。表 33 は、令和元年度における各介護予防センターの収支予算と収支報告を対比したものである。

表 33 介護予防センターの収支予算と収支報告(令和元年度)(単位:千円)

施設名		委託事業		補助事業		公益的事業		収益事業	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
原田	事業活動 収入計	55,438	55,468	17,322	17,322	38,850	36,576	122,425	127,728
	事業活動 支出計	47,422	41,377	10,896	13,362	40,577	39,582	114,989	127,900
	収支差額	8,016	14,090	6,426	3,959	▲1,727	▲3,005	7,436	▲171
柴原	事業活動 収入計	14,796	14,946	8,522	8,522	230	292	-	-
	事業活動 支出計	15,120	14,303	6,220	5,911	1,702	2,928	-	-
	収支差額	▲324	643	2,302	2,610	▲1,472	▲2,635	-	-
庄内	事業活動 収入計	22,257	22,440	8,277	8,227	506	454	(注)	452
	事業活動 支出計	20,007	20,184	8,823	8,685	1,559	1,771	(注)	2,527
	収支差額	2,250	2,256	▲596	▲458	▲1,053	▲1,317	(注)	▲2,075
千里	事業活動 収入計	20,176	20,362	8,779	8,779	0	0	-	-
	事業活動 支出計	20,169	21,538	6,301	3,816	2,467	3,522	-	-
	収支差額	7	▲1,175	2,478	4,962	▲2,467	▲3,522	-	-

施設名		委託事業		補助事業		公益的事業		収益事業	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
服部	事業活動収入計	-	-	-	-	180	204	108,631	105,333
	事業活動支出計	-	-	-	-	15,832	17,624	94,732	94,228
	収支差額	-	-	-	-	▲15,652	▲17,419	13,899	11,105
高川	事業活動収入計	-	-	-	-	180	203	99,965	80,513
	事業活動支出計	-	-	-	-	9,096	9,024	89,648	90,095
	収支差額	-	-	-	-	▲8,916	▲8,820	10,317	▲9,582

(注)収支予算に記載がない。後述「② 庄内介護予防センターの収益事業について(監査の意見)」参照。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

本来、収益事業はその名のとおり、デイサービス事業等から得られる収益により公益的事業である介護予防事業と施設運営の不足財源を補うことが想定されているものである。そのため、いずれの施設も予算上は黒字を予定しているが、原田、庄内及び高川の3施設の収益事業は赤字となっている。

しかし、一方で、原田、庄内、服部及び高川介護予防センターについては、年々、各事業を合算した施設単位の赤字幅は減少しており、また、「豊中市介護予防センター(旧老人福祉センター)使用貸借契約書」において、「全センター(旧デイサービス分含む)の決算は合算し、「利益の充当先事業は複数箇所のいずれかを問わない」と記されていることから、介護予防センターを複数運営する場合、全センターの収支で黒字になれば良いことになる。

そうではあるものの、令和元年度における全センターの収支は依然 10,554 千円の赤字にとどまっていることもあり、市としても、引き続き府事業団に対して介護予防センター6施設を合算した収支状況の改善に向けた取り組みを促す等、今後の対応を検討する必要がある。

【豊中市介護予防センター(旧老人福祉センター)使用貸借契約書 抜粋】

(事業利益の取り扱い)

第8条 貸付物件を使用して実施する事業にかかる利益の取り扱いについては、別に定めるものとする。

【豊中市介護予防センター(旧老人福祉センター)使用貸借契約書(別紙) 抜粋】

6. 貸付物件を活用して実施する事業により利益が生じた場合の取り扱い(第8条に定める事項)

①公益的事業及び収益事業(本別紙第3項-(2)②)による収益によって、運営全体が黒字(各年度の収支決算において+の利益が生じる)となった場合、当該金額は貸付期間内に介護予防センターの事業推進に全額充当することを原則とする。

②全センター(旧デイサービス分含む)の決算は合算する。

③利益の充当先事業は複数箇所のいずれかを問わない。

④本貸付契約が終了する年度の利益(当該事業に充当されないもの)は一定割合を市に納付することとし、その納付割合は借主が公募提案時に示した割合とする。但し、社会福祉法人である場合においては、厚生省通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号)を踏まえた取り扱いとする。

② 庄内介護予防センターの収益事業について(監査の結果)

上述の「① 収益事業の位置付けについて(監査の意見)」の中で、各介護予防センターの令和元年度における収支予算と収支報告を記載した。

その中で、庄内介護予防センターについて、収支報告においては金額の記載があり、項目についても「居宅介護支援」と記載されていたが、収支予算には当該項目が見られなかった。また、府事業団から提出される令和元年度事業報告においても、収益事業の実績については何ら触れられておらず、収支報告だけがなされているという状況である。実際には、庄内介護予防センターでは令和元年12月から居宅介護支援事業を収益事業として実施しており、これについて市でも把握していたものである。事業報告にもその内容を正確に記載するように指導しなければならない。

表 34 庄内介護予防センターの収支予算と収支報告(再掲)(単位:千円)

施設名		委託事業		補助事業		公益的事業		収益事業	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
庄内	事業活動収入計	22,257	22,440	8,277	8,227	506	454	(注)	452
	事業活動支出計	20,007	20,184	8,823	8,685	1,559	1,771	(注)	2,527
	収支差額	2,250	2,256	▲596	▲458	▲1,053	▲1,317	(注)	▲2,075

(注)収支予算に記載がない。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

2. 老人憩の家施設管理

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

ア. 老人憩の家の概要

区分	内容	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日、社老第88号、各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 豊中市老人憩の家運営要綱 	
設置目的	老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。	
設置数	市立のものについては10施設 (この他に補助金を交付している地区会館等の施設が18施設)	
施設の内容 (いずれも市立の施設)	《豊南老人憩の家》	
	開設年月	昭和49年4月
	開館日時	9時から17時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)
	利用対象者	60歳以上の高齢者
	利用料	無料
	《熊野田老人憩の家》	
	開設年月	昭和53年11月
	開館日時	9時から17時 (水曜日、第2木曜日、盆、年末年始を除く)
	利用対象者	60歳以上の高齢者
	利用料	無料

区分	内容		
	《庄本老人憩の家》		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 367 762 418">開設年月</td> <td data-bbox="762 367 1343 418">平成 7 年 4 月</td> </tr> </table>	開設年月	平成 7 年 4 月
	開設年月	平成 7 年 4 月	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 418 762 521">開館日時</td> <td data-bbox="762 418 1343 521">9 時から 17 時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)</td> </tr> </table>	開館日時	9 時から 17 時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
	開館日時	9 時から 17 時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 521 762 573">利用対象者</td> <td data-bbox="762 521 1343 573">60 歳以上の高齢者</td> </tr> </table>	利用対象者	60 歳以上の高齢者
	利用対象者	60 歳以上の高齢者	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 573 762 624">利用料</td> <td data-bbox="762 573 1343 624">無料</td> </tr> </table>	利用料	無料
	利用料	無料	
	《堀田老人憩の家》		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 676 762 728">開設年月</td> <td data-bbox="762 676 1343 728">平成 8 年 10 月</td> </tr> </table>	開設年月	平成 8 年 10 月
	開設年月	平成 8 年 10 月	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 728 762 831">開館日時</td> <td data-bbox="762 728 1343 831">9 時から 17 時 (月曜日、盆、年末年始を除く)</td> </tr> </table>	開館日時	9 時から 17 時 (月曜日、盆、年末年始を除く)
	開館日時	9 時から 17 時 (月曜日、盆、年末年始を除く)	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 831 762 882">利用対象者</td> <td data-bbox="762 831 1343 882">60 歳以上の高齢者</td> </tr> </table>	利用対象者	60 歳以上の高齢者
	利用対象者	60 歳以上の高齢者	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 882 762 934">利用料</td> <td data-bbox="762 882 1343 934">無料</td> </tr> </table>	利用料	無料
	利用料	無料	
	《豊島北老人憩の家》		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 985 762 1037">開設年月</td> <td data-bbox="762 985 1343 1037">平成 11 年 4 月</td> </tr> </table>	開設年月	平成 11 年 4 月
開設年月	平成 11 年 4 月		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1037 762 1140">開館日時</td> <td data-bbox="762 1037 1343 1140">9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)</td> </tr> </table>	開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)	
開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1140 762 1191">利用対象者</td> <td data-bbox="762 1140 1343 1191">60 歳以上の高齢者</td> </tr> </table>	利用対象者	60 歳以上の高齢者	
利用対象者	60 歳以上の高齢者		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1191 762 1243">利用料</td> <td data-bbox="762 1191 1343 1243">無料</td> </tr> </table>	利用料	無料	
利用料	無料		
《高川老人憩の家》			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1294 762 1346">開設年月</td> <td data-bbox="762 1294 1343 1346">平成 12 年 4 月</td> </tr> </table>	開設年月	平成 12 年 4 月	
開設年月	平成 12 年 4 月		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1346 762 1449">開館日時</td> <td data-bbox="762 1346 1343 1449">9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)</td> </tr> </table>	開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)	
開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1449 762 1500">利用対象者</td> <td data-bbox="762 1449 1343 1500">60 歳以上の高齢者</td> </tr> </table>	利用対象者	60 歳以上の高齢者	
利用対象者	60 歳以上の高齢者		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1500 762 1552">利用料</td> <td data-bbox="762 1500 1343 1552">無料</td> </tr> </table>	利用料	無料	
利用料	無料		
《蛭池老人憩の家》			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1603 762 1655">開設年月</td> <td data-bbox="762 1603 1343 1655">平成 15 年 4 月</td> </tr> </table>	開設年月	平成 15 年 4 月	
開設年月	平成 15 年 4 月		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1655 762 1758">開館日時</td> <td data-bbox="762 1655 1343 1758">9 時から 17 時 (日曜日、盆、年末年始を除く)</td> </tr> </table>	開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、盆、年末年始を除く)	
開館日時	9 時から 17 時 (日曜日、盆、年末年始を除く)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1758 762 1809">利用対象者</td> <td data-bbox="762 1758 1343 1809">60 歳以上の高齢者</td> </tr> </table>	利用対象者	60 歳以上の高齢者	
利用対象者	60 歳以上の高齢者		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1809 762 1861">利用料</td> <td data-bbox="762 1809 1343 1861">無料</td> </tr> </table>	利用料	無料	
利用料	無料		

区分	内容	
	《東豊中老人憩の家》	
	開設年月	平成 9 年 5 月
	開館日時	9 時から 17 時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
	利用対象者	60 歳以上の高齢者
	利用料	無料
	《小曾根校区南郷の家》	
	開設年月	平成 17 年 10 月
	開館日時	9 時から 17 時 金曜日、祝日、盆、年末年始を除く
	利用対象者	60 歳以上の高齢者
	利用料	無料
	《人権平和センター豊中老人憩の家》	
	開設年月	昭和 57 年 4 月
	開館日時	9 時から 22 時 (日曜日、祝日、年末年始を除く)
	利用対象者	60 歳以上の高齢者
	利用料	無料

イ. 老人憩の家における実施事業

老人憩の家は、高齢者のレクリエーション、交流、教養の向上及び社会参加の場として設置された施設で、地域の老人クラブ、高齢者の代表を含む自治会などの各種団体で組織された管理運営委員会、または社会福祉法人などの委託先により運営されている。

詳細な活動内容は、各老人憩の家により異なるが、概ね教養の向上を目的とした会合、健康増進を目的とした会合、レクリエーション、そして地域活動の 4 つに分類できる催しを月に数回から数十回開催している。

ウ. 施設の運営方法等

市立老人憩の家の運営は直営のものと委託しているものがある。

委託しているものは、庄本老人憩の家(委託先:社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。))、東豊中老人憩の家(委託先:市社会

福祉協議会)、人権平和センター豊中老人憩の家(委託先:一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会)の3施設である。

他の7施設は直営であるが、市と地域の老人クラブ・自治会等を中心とする管理運営委員会が老人憩の家の使用貸借契約を締結し、日常的な施設の維持管理については、当該管理運営委員会が行っている。

委託によって運営している3施設の運営事業者は表35のとおりである。

表35 老人憩の家の運営事業者

区分	内容		
	庄本老人憩の家	東豊中老人憩の家	人権平和センター 豊中老人憩の家
施設の所有者	豊中市		
運営事業者	市社会福祉協議会		一般財団法人とよ なか人権文化まち づくり協会
運営形態	運営委託		
委託/貸付等の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日		
運営事業者に対する委託費/補助金等	11,002千円	5,851千円	3,085千円
運営事業者の選定方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約		

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

最近5年間における各老人憩の家の利用者数は表36のとおりである。

表36 老人憩の家の利用者数推移(単位:人)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
豊南	11,446	6,845	7,109	5,860	5,332
熊野田	16,023	16,023	4,028	5,084	4,322
堀田	11,972	11,693	10,598	11,595	10,783
東豊中					
利用者数	9,765	9,906	11,219	11,254	5,616
浴場利用者数	1,109	1,181	1,206	1,161	278

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
豊島北	3,950	3,718	4,584	5,646	5,086
高川	25,805	25,781	24,794	22,780	20,212
螢池	13,346	17,076	10,551	11,082	15,074
庄本					
利用者数	24,256	24,019	21,901	14,411	21,448
浴場利用者数	9,422	9,351	8,544	5,697	8,097
小曾根	11,431	11,415	11,531	11,531	9,833
人権平和センター					
利用者数	6,031	5,578	5,648	6,124	5,595
浴場利用者数	—	11,125	10,224	9,819	9,029

(注 1) 平成 30 年度において、庄本老人憩の家は 12 月以降休館している。

(注 2) 令和元年度において、東豊中老人憩の家は 10 月 15 日以降休館している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、老人憩の家は基本的に令和 2 年 3 月 2 日より休館していることから、その期間の利用者は大幅に減少している。

(出所: 市提供資料より監査人が作成)

④ 事業費の推移

(単位: 千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	62,883	60,918	61,829
決算額	54,108	57,218	54,960

⑤ 事業費の主な内訳

(単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	11,789	各施設の水道光熱費、 人権平和センター豊中老人憩の家女子 浴室水栓部品取替修繕

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	992	
委託料	28,684	施設の総合管理委託料、螢池公共施設空調設備保守点検業務委託、人権平和センター豊中老人憩の家・東豊中老人憩の家・庄本複合施設併設集会室等の管理運営委託
使用料及び賃借料	6,592	豊島北老人憩の家・小曾根校区南郷の家の土地賃貸借料
負担金補助及び交付金	6,030	螢池老人憩の家管理費、老人憩の家計 18 箇所補助金
合計	54,089	

(注) 上表の決算額は支出済額であり、これ以外に繰越明許費 871 千円がある。これは高川老人憩の家が設置されている高川複合施設のコンクリートブロック塀の撤去を予定していたものの、アスベスト含有調査に時間を要し、令和元年度中の竣工が見込めなくなったため、工事請負費を令和 2 年度に繰り越したものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 管理運営業務の委託契約に係る仕様書について(監査の結果)

「(1)事業の概要 ②事業内容 ウ. 施設の運営方法等」に記載したとおり、市立老人憩の家は、10 施設のうち 3 施設についてその管理運営業務を委託しており、そのうち庄本老人憩の家及び東豊中老人憩の家は、市社会福祉協議会に委託しているが、この 2 施設については管理運営業務の仕様書が作成されていない。市では、契約書に添付されている別紙を仕様書代わりとしているが、この別紙(表 37 参照)の内容は、委託料の積算内訳に近いもので、具体的な管理運営業務の指針とはなり得ないものである。

庄本老人憩の家は平成 17 年度から市社会福祉協議会に管理を委託していたが、平成 28 年度に開設された庄本介護予防センターの運営を市社会福祉協議会が行うことになり、庄本老人憩の家についても市社会福祉協議会が引き続き管理していくこととなった。また、東豊中老人憩の家は、平成 9 年度の設立当初、地元の老人クラブが中心となって運営していた。その後、市の直営であった時期を経て、平成 24 年度に市社会福祉協議会が複合施設内で地域福祉活動支援センター・なんでも相談等を実

施することに伴い、同複合施設内の老人憩の家の管理についても市社会福祉協議会に委託することとなった。

両施設はこのような経緯を経て市社会福祉協議会に管理運営が任されるようになったため、管理運営のノウハウについては多くの部分で市社会福祉協議会に依存している可能性がある。今後、市は市社会福祉協議会の管理運営について監督できるように仕様書を作成しておくことが必要である。

表 37 委託契約書の別紙

庄本老人憩の家	東豊中老人憩の家
<p>[別紙] 庄本複合施設 3 階部分の集会室等の管理運営に関する業務委託料</p> <p>発注者は、庄本複合施設 3 階部分の集会室等の管理運営にかかる直接的経費について、以下の区分に従い委託料を支払うものとする。(11,002,000 円)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 光熱水費は、下記のとおり委託料として支払う。(6,644,000 円) <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は、集会室相当分として面積按分率(38%)を乗じた額。 ・ガス料金は、空調契約分は、集会室相当分として面積按分率(38%)を乗じた額。一般契約分は全額。 ・水道料金は、全額。 2. ヘルストロンの保守点検及び浴室床面清掃の委託料を支払う。(109,000 円) 3. 集会室の単独分として、賃金、通信運搬費・消耗品費・修繕料・委託料・諸手数料を委託料として支払う。(3,919,000 円) 4. 消費税相当額を委託料として支払う。(330,000 円) <p>備考 上記は全て年度末に一括精算するため、事業者はその期間中の経費を確認できるよう支払証や口座振込み明細など証応書類を整備しておくこと。</p>	<p>[別紙] 豊中市立東豊中老人憩の家の管理運営業務委託料</p> <p>発注者は、東豊中老人憩の家の管理運営施設管理にかかる直接的経費について、以下の区分に従い、委託料を支払うものとする。(5,851,000 円)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械警備委託等施設共用経費(656,000 円) 別途専門業者等に業務委託をした場合、その契約額のうち老人憩の家相当額(14%)に乗じた額を支払う。 2. 光熱水費(1,152,000 円) ガス・水道料金については、老人憩の家個別メーター相当分を、電気料金については老人憩の家相当分として面積按分率を乗じた額を支払う。 3. 老人憩の家の単独分として、賃金・消耗品費・食料費・修繕料・通信運搬費・諸手数料・聴視料を委託料として支払う。(3,796,000 円) 4. 消費税相当額を払う。(247,000 円) <p>備考 上記は全て年度末に一括精算するため、事業者はその期間中の経費を確認できるよう、支払証や口座振込み明細など証応書類を整備しておくこと。</p>

(出所:両施設の管理運営業務委託契約書より抜粋し監査人が加筆)

② 管理運営業務の委託契約における随意契約理由について(監査の意見)

本意見も上述した「① 管理運営業務の委託契約に係る仕様書について(監査の結果)」と同様に、管理運営を委託している庄本老人憩の家と東豊中老人憩の家の2施設に関するものである。

2施設は市社会福祉協議会に管理運営を委託しているが、これは随意契約で行われている。このときの随意契約理由は2施設ともほぼ同一のものであるが、次のとおりとされている。

表 38 随意契約理由

<p>【東豊中老人憩の家の随意契約理由】 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号¹に該当) 東豊中老人憩の家は、東豊中地域福祉活動支援センター(市が市社会福祉協議会に事業委託して設置)との複合施設となっており、建物を一体管理する必要性から、同法人と随意契約を行った。</p>
<p>【庄本老人憩の家の随意契約理由】 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 庄本老人憩の家は庄本複合施設として、施設の一体管理を行うため、庄本地域福祉活動支援センターの事業主体である市社会福祉協議会と随意契約を行った。</p>

(出所:両施設の随意契約理由書より監査人が作成)

上記より、市は、両施設とも複合施設で、同じ建物内にある地域福祉活動支援センターを市社会福祉協議会が管理運営している都合上、老人憩の家についても市社会福祉協議会に委託したとしている。しかし、同じ建物内にある施設を同じ団体が管理運営しなければならないということはなく、少なくとも「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とまでは言えない。

また、同じ建物内にある施設を同じ団体が管理運営した方が効率的になるように感じられるが、職員を兼務させることもできず、一般的には削減できる経費もそれほどないため、効率性が増すことはほとんどないと考えられる。

市の他の施設にあっても、同一建物内に管理運営主体が異なる複数の施設が入っているものがあるはずである。それを考えると上記の随意契約理由は適当ではない。より実質的な理由又は実態に即した契約内容とすることを検討することが望ましい。

¹ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号：不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

③ 老人憩の家に対する補助金の経理処理について(監査の結果)

「(1)事業の概要 ②事業内容 ア. 老人憩の家の概要」に記載したとおり、本事業が対象とする老人憩の家は市立の施設が10施設、補助金を交付している地区会館等の施設が18施設ある。

この18施設に交付している補助金は、地区会館等の老人憩の家についても一定の要件を満たしたのものについては、その活動を支援する目的で交付されるものである。補助金の交付要件等は以下のようにになっている。

【豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱 抜粋】

(補助対象)

第2条 この事業の補助対象者は、豊中市老人憩の家運営要綱に基づき、指定を受けた老人憩の家の管理運営を行う団体(以下「団体」という。)とする。ただし、市立老人憩の家は除く。

(補助金交付額)

第3条 補助金交付額は、一老人憩の家 月額6,000円とする。

【豊中市老人憩の家運営要綱 抜粋】

(指定基準)

第2条 この要綱により、指定を受けることができる老人憩の家は次の各号に該当するものとする。

- (1) 老人憩の家等の高齢者専用集会施設が設置されていない小学校区(特に市長が必要と認める場合は除く)にあって、当該地域に居住するおおむね60歳以上の高齢者を利用対象とするものであること。
- (2) 地域の老人クラブまたは高齢者代表を含む自治会が管理、運営するものであること。
- (3) 環境、高齢者の分布状況及び地理的条件を考慮し、効果的な利用を確保できると認められる地域にあり、工場、事務所等の職場に付置されたものでないこと。
- (4) 当該地域が原則として1階にあり、湯沸し場、便所等が利用できること、又集会室がおおむね13㎡以上の建物または部屋であること。
- (5) 利用料は原則として無料とするものであること。ただし、公職選挙法に定める個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場として使用する場合は、この限りではない。

また、本補助金については、要綱において次のようにその使途が定められている。

【豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱 抜粋】

(補助金交付の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、豊中市老人憩の家補助金交付申込書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、補助金にかかる予算書(様式第3号)及び代表者届(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査の上、交付を決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金交付決定通知書(様式第5号)を、交付しないことに決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金不交付決定通知書(様式第6号)を交付する。

3 前項の補助金の交付にあたっては、その使途について、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費に限る)、使用料及び賃借料、並びに備品購入費(図書購入費に限る)の費目の範囲内で高齢者の教養の向上、レクリエーション活動等のため、老人憩の家の運営に現に必要とする経費に使用しなければならないことを内容とする条件を付するものとする。

上記第4条第3項に記載されているとおり、本補助金は高齢者の活動を幅広く支援することができるようになっている。一方で、これらの活動実績報告とそれに添付されている支出明細及び領収書等を通査した結果、支出の内容や経理処理で問題を指摘せざるを得ないものも散見された。市は、今後、このような点を注意して指導すべきである。

表 39 老人憩の家運営補助金の経理処理について

施設名	不適切と考えられる経理処理の内容
A 老人憩の家	ゴルフコンペを開催し、その賞品としてお買い物券(商品券)を出している。商品券は現金化が容易である以上、要綱で使途を限定した意義に反するものである。 今後は換金性の低いものに限定すべきである。
B 老人憩の家	民謡の教室を開いており、その講師への謝礼に係る領収書が添付されていない。計画書にも記載のある支出であるため、単に亡失したか、あるいは入手し忘れたと思われるが、今後は添付するようにしなければならない。

施設名	不適切と考えられる経理処理の内容
C 老人憩の家	<p>落語会の出演料(5,000 円×3 名分)に係る領収書が添付されていない。計画書にも記載のある支出であるため予定どおりの支出であったと考える。</p> <p>しかし、相手先は大学の落語研究会 OB 会となっており、領収書の発行が困難とは考えにくい。可能な限り入手するよう努める必要がある。</p>

3. 街かどデイハウス事業運営補助(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

ア. 街かどデイハウスの概要

区分	内容
根拠条例	豊中市街かどデイハウス事業運営補助要綱
設置目的	要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し、通所による高齢者生活の自立助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の負担軽減を目的として活動する団体に補助金を交付することにより、高齢者の介護予防、地域福祉活動の促進を図る
設置数	市内6施設(令和2年度は5施設) ・千里、友誼、なでしこ、ハーモニー、岡上の町、あさひ
利用対象者	市内に居住するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護認定で自立と判断され、介護予防・生活支援を必要とする高齢者又は市長が利用を必要と認める者。
開館時間・休館日	平日週3～4日(施設により異なる)
利用料金等	1日1,000円程度(利用時間・施設により異なる)

イ. 街かどデイハウスにおける実施事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に、健康チェック、健康体操、筋力トレーニング等の介護予防活動、給食、レクリエーション等の日常生活向上に資する事業を提供する住民参加型非営利団体等に対し、運営費補助等の補助金を交付している。

ウ. 施設の運営方法等

街かどデイハウスは、運営を承認した施設に対して補助金を交付する形態を採っている。また、全6施設をそれぞれ別の事業者が運営しており、令和元年度における運営事業者は表40のとおりである。

表 40 街かどデイハウスの運営事業者

区分	内容
施設の所有者	運営事業者
運営事業者	シルバーデイハウスあさひ、街かどデイハウスなでしこ、NPO法人いきいきライフ協会、NPO法人オリーブの園、在日本大韓国民団大阪府豊能支部、街かどデイハウス千里(令和2年1月～)
運営形態	承認を受けた事業者による運営
委託/貸付等の期間	承認期間の定め無し
運営事業者に対する補助金	補助金:23,885 千円

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

(単位:人)

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
延利用者数	15,000	13,439	12,859	12,221

(注)新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年3月に市から自粛要請を行っており、同年5月末まで全街かどデイハウスが休館している。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	27,706	25,706	25,205
決算額	25,870	23,789	23,888

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	3	郵便料金
負担金補助及び交付 金	23,885	街かどデイハウス事業運営補助金
合計	23,888	

(2) 監査の結果及び意見

① 事業の継続性について(監査の意見)

「(1) 事業の概要 ③ 事業実績」にも記載のとおり、利用者数は年々減少傾向にあり、目標値にも届かないというのが現状である。利用者が減少している理由は複数考えられるが、生活様式や価値観等の変化などもあげられ、1箇所に複数人で集まりサービスの提供を受けること自体の魅力が減少している可能性もある。また、利用者及び運営事業者も高齢化しており、令和2年度においては、運営事業者も1者が撤退している。

また、当事業においては利用者の減少に加え、利用者の固定化という問題も発生している。例えば、中桜塚にあるデイハウスでは、平成31年4月の参加者は56人であり、同月の延利用者数は167人であったので、平均すると1ヶ月に1名が約3回利用したことになる。この割合から推定し、年間の延利用者数を約12,000人とすると、実際には4,000人程度しか利用していないと計算することができる。豊中市内の対象者は8万人なので、対象者のうちの約5%しか利用していない計算である。

このような状況で、街かどデイハウス事業を継続するかどうかについては、再検討が望まれる。代替的な事業としては、「通いの場」や「ぐんぐん元気塾」も用意されている。それらへのシフトの可否もふくめ、当事業の継続については再度慎重に検討することが望まれる。

4. 地域包括支援センター運営支援・管理業務(総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的・継続的支援事業費)(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者の介護・福祉・権利擁護・介護予防等の様々な相談を受けて総合的に支援する役割を担っており、第7期計画においても、地域包括ケアシステムを深化・推進するための中核となる機関に位置付けられている。

区分	内容
基本目標	1. 介護予防と健康・生きがいづくりの推進による生涯現役社会の実現
施策	2) 効果的な介護予防の推進
取り組み	【自立支援型介護予防ケアマネジメント力の向上】 地域包括支援センター・介護支援専門員等を対象に、研修会や地域ケア会議等を実施し、自立支援に資する介護予防ケアマネジメント力向上を図る。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

区分	内容
基本目標	7. 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化
施策	1) 地域包括支援センターの機能強化
取り組み	【地域支援のためのコーディネート力の向上】 【三職種(社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師など)によるチームアプローチ力の強化】 【地域包括支援に向けたネットワークの構築・強化】 【地域包括支援センターの組織力向上に向けた取り組みの推進】 【地域包括支援センターの取り組みに関する評価】 【地域包括支援センターの普及啓発と情報提供】
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

区分	内容
基本目標	7. 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化
施策	4) 高齢者虐待防止に向けた取り組みの推進
取り組み	<p>【高齢者虐待防止に関する普及啓発】</p> <p>地域包括支援センターと連携し、地域のネットワークを活用した虐待防止のための研修会や講演会の開催、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止、早期発見に取り組みます。</p> <p>また、虐待を見聞きした場合の通報義務など早期発見のために地域住民一人ひとりができることや、通報先・相談先についての周知・啓発を進めます。</p>
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

ア. 地域包括支援センターの概要

区分	内容																
設置目的	地域の高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する。																
設置数	<p>豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において設定された7つの生活圏域ごとに地域包括支援センター（本センター）を1ヶ所設置するとともに、同圏域内にサブセンターを1ヶ所ずつ設置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北西部</td> <td>◎紫原、□蛍池</td> </tr> <tr> <td>北中部</td> <td>◎少路、□北緑丘</td> </tr> <tr> <td>北東部</td> <td>◎千里、□南丘</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>◎中央、□熊野田</td> </tr> <tr> <td>中東部</td> <td>◎緑地、□高川</td> </tr> <tr> <td>中西部</td> <td>◎服部、□原田</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>◎庄内、□幸町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ◎は本センター、□はサブセンターを示す。</p>	圏域	施設	北西部	◎紫原、□蛍池	北中部	◎少路、□北緑丘	北東部	◎千里、□南丘	中部	◎中央、□熊野田	中東部	◎緑地、□高川	中西部	◎服部、□原田	南部	◎庄内、□幸町
圏域	施設																
北西部	◎紫原、□蛍池																
北中部	◎少路、□北緑丘																
北東部	◎千里、□南丘																
中部	◎中央、□熊野田																
中東部	◎緑地、□高川																
中西部	◎服部、□原田																
南部	◎庄内、□幸町																

区分	内容
	(注 2)◎原田、□服部、□高川については、市が指定する市有施設に設置されているが、それ以外は、受託者が要件に合致する施設を各々確保し設置している。
開設年月	平成 28 年 7 月
開館時間・休館日	8:45～17:15 休館日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)

イ. 地域包括支援センターにおける実施事業

地域包括支援センターにおいては、運営事業者が表 41 に記載する事業を実施するとともに、市としては、各センター間の連絡調整や情報共有、必要な支援等を行い、その質の向上に取り組んでいる。また、地域包括センター連絡協議会を組織するとともに、その管理者会議等を通じて、各センター機能の標準化を図り、要援護者等を地域全体で支える「地域包括ケア体制」の仕組み作りを行っている。

表 41 地域包括支援センターにおける実施事業

区分	内容
包括的支援事業	①介護予防支援事業 ②総合相談支援事業及び権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
介護予防事業	①地域の通いの場づくり支援事業
指定介護予防支援事業	介護保険法第 115 条の 23 に基づくもの。

ウ. 施設の運営方法等

地域包括支援センターの運営は業務委託の形態を採っている。また、7つの本センターごとに運営事業者を公募しており、令和元年度における運営事業者は表 42 のとおりである。

表 42 地域包括支援センターの運営事業者

区分	内容
施設の所有者	以下の施設は豊中市所有 ○中央地域包括支援センター ○服部地域包括支援センター、同センター原田分室

区分	内容	
	○緑地地域包括支援センター高川分室 他は運営事業者が賃借等により設置	
運営事業者	本センターごとに7事業者が受託している。	
	施設	運営事業者
	◎紫原、□蛭池	一般社団法人 豊中市医療保健センター
	◎少路、□北緑丘	プラスワンケアサポート株式会社
	◎千里、□南丘	社会福祉法人豊中ファミリー
	◎中央、□熊野田	市社会福祉協議会
	◎緑地、□高川	社会福祉法人愛和会
	◎服部、□原田	社会医療法人北斗会
	◎庄内、□幸町	社会福祉法人淳風会
運営形態	業務委託	
委託の期間	平成28年7月1日～令和4年3月31日 (5年9ヶ月間)	
運営事業者に対する委託費	委託費:297,529千円(7事業者総額) (ただし、実績額が委託料より少ないときは、受託者はその差額を返還する。)	
運営事業者の選定方法	公募(プロポーザル方式)	

(出所:市提供資料より監査人が作成)

表 43 各地域包括支援センターにおける受託者及び委託費の内訳

施設名	運営事業者	委託料
柴原地域包括支援センター	一般社団法人 豊中市医療保健センター	38,591千円
少路地域包括支援センター	プラスワンケアサポート株式会社	46,636千円
千里地域包括支援センター	社会福祉法人豊中ファミリー	45,641千円
中央地域包括支援センター	市社会福祉協議会	37,200千円
服部地域包括支援センター	社会医療法人北斗会	41,861千円

施設名	運営事業者	委託料
緑地地域包括支援センター	社会福祉法人愛和会	40,549 千円
庄内地域包括支援センター	社会福祉法人淳風会	47,051 千円
合 計		297,529 千円

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

<総合相談事業費>

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
センター職員研修	6 回	4 回	2 回	2 回
総合相談受付件数	22,200 件	22,917 件	24,586 件	28,538 件

<権利擁護事業費>

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
在宅高齢者虐待通報件数	148 件	154 件	162 件	173 件

<包括的・継続的支援事業費>

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
ケアマネ支援件数	1,720 件	1,623 件	1,706 件	2,520 件
地域福祉ネットワーク会議	76 回	70 回	62 回	50 回

④ 事業費の推移

<総合相談事業費>

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	119,756	119,756	117,934
決算額	117,593	116,021	115,951

< 権利擁護事業費 >

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	113,751	116,544	114,014
決算額	114,507	116,541	103,050

< 包括的・継続的支援事業費 >

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	103,263	103,265	103,185
決算額	91,495	93,684	90,527

⑤ 事業費の主な内訳

< 総合相談事業費 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	115	研修講師謝礼
需用費	230	印刷代
委託料	115,561	センター運営事業委託料
負担金補助及び交付金	44	職員基礎研修
合計	115,951	

< 権利擁護事業費 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	6	書籍代
役務費	2,578	通信費等
委託費	95,938	センター運営事業委託料、システム改修
使用料及び賃借料	4,527	PC 使用料
合計	103,050	

< 包括的・継続的支援事業費 >

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	77	委員報酬
需用費	17	消耗品
役務費	2	通信費
委託費	90,430	センター運営事業委託料
合計	90,527	

(2) 監査の結果及び意見

① 委託料の精算について(監査の結果)

地域包括支援センター事業運営に関する委託契約書第8条では、第9条に定める「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が規定されている。収支計算書は様式が定められており、各地域包括支援センター(以下本事業においては「センター」という。)はその様式で収支報告を行っている。

なお、令和元年度の精算状況は以下のとおりであり、実績額が委託料を下回った中央地域包括支援センターにおいて、1,568千円が市に返還されている。

また、センターでは委託業務以外の指定介護予防支援事業も実施しているが、これらの業務は精算の対象とはならない。したがって、センターが実施する業務には精算対象となるものと精算対象にならないものが混在するため、共通に発生する経費については明確に区分されていることが前提となる。

表 44 令和元年度地域包括支援センター運営委託料の精算状況

(単位:千円)

区分	収入(委託料):A		支出(実績額):B		精算額 A-B
	項目	金額	項目	金額	
中央	基本額	54,594	人件費	48,443	1,568
	加算	6,450	物件費	11,033	
	収入合計	61,045	支出合計	59,476	
柴原	基本額	53,827	人件費	45,381	(△2,414)
	加算	6,647	物件費	17,506	
	収入合計	60,474	支出合計	62,888	

区分	収入(委託料):A		支出(実績額):B		精算額 A-B
	項目	金額	項目	金額	
少路	基本額	61,642	人件費	56,180	(△4,703)
	加算	9,567	物件費	19,732	
	収入合計	71,209	支出合計	75,913	
千里	基本額	65,957	人件費	45,289	(△145)
	加算	8,572	物件費	29,385	
	収入合計	74,529	支出合計	74,675	
緑地	基本額	50,977	人件費	53,986	(△8,125)
	加算	8,272	物件費	13,387	
	収入合計	59,249	支出合計	67,374	
服部	基本額	60,337	人件費	48,754	(△985)
	加算	4,792	物件費	17,360	
	収入合計	65,129	支出合計	66,115	
庄内	基本額	59,906	人件費	51,534	(△1,313)
	加算	8,230	物件費	17,915	
	収入合計	68,136	支出合計	69,449	

(注)中央地域包括支援センター以外における精算額の()内の数値は、実績額が委託料を上回った額を示しており、結果として豊中市への返還額は生じない。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

表 45 令和元年度地域包括支援センター精算対象外事業の状況

(単位:千円)

区分	精算対象外収入		精算対象外支出		収支
	項目	金額	項目	金額	
中央	介護予防 支援費	17,270	介護予防支援人件費	5,975	1,811
			介護予防支援物件費	9,483	
	その他	641	その他	20	621
	収入合計	17,912	支出合計	15,479	2,433
柴原	介護予防 支援費	21,352	介護予防支援人件費	4,059	1,198
			介護予防支援物件費	16,095	
	その他	175	その他	0	175
	収入合計	21,528	支出合計	20,154	1,374

区分	精算対象外収入		精算対象外支出		収支
	項目	金額	項目	金額	
少路	介護予防 支援費	19,597	介護予防支援人件費	2,227	5,999
			介護予防支援物件費	11,370	
	その他	1,175	その他	0	1,175
	収入合計	20,772	支出合計	13,597	7,174
千里	介護予防 支援費	21,748	介護予防支援人件費	(注1) 0	4,349
			介護予防支援物件費	17,398	
	その他	883	その他	0	883
	収入合計	22,632	支出合計	17,398	5,233
緑地	介護予防 支援費	16,810	介護予防支援人件費	762	4,866
			介護予防支援物件費	11,181	
	その他	606	その他	0	606
	収入合計	17,417	支出合計	11,943	5,473
服部	介護予防 支援費	18,832	介護予防支援人件費	(注1) 0	4,284
			介護予防支援物件費	14,547	
	その他	336	その他	0	336
	収入合計	19,168	支出合計	14,547	4,620
庄内	介護予防 支援費	26,009	介護予防支援人件費	(注2) 0	8,404
			介護予防支援物件費	17,605	
	その他	327	その他	0	327
	収入合計	26,337	支出合計	17,605	8,732

(注1) 介護予防支援のみ従事者を雇用していない。

(注2) 介護予防支援のみ従事者雇用状況の記載は無い。

(出所: 市提供資料より監査人が作成)

【地域包括支援センター事業運営に関する委託契約書 抜粋】

(委託料の返還)

第8条 (略)

- 2 第9条に定める「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還するものとする。

(実績報告等の提出)

第9条 受託者は、毎月の業務実施状況及び委託者が指示する必要な報告書等を、その翌月の15日までに提出するものとする。

3 受託者は、委託期間満了後、速やかに事業報告書、収支計算書及び評価票を委託者に提出するものとする。

(調査等)

第25条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、検査することができる。

本件契約においては、収支計算書に基づいた精算がなされているものの、収支計算書の数値の根拠となる帳簿もしくは証憑類の確認や実地検査等は十分に行われていたとは言えない。例えば、精算対象外である介護予防支援事業の人件費については、当業務を実施するために直接雇用した事務職の人件費を記載しているが、記載金額が0円のセンターもある。事業を行うにあたっては、一定の事務作業を行うため、当事業のために直接雇用したかどうかにかかわらず、必ず人件費は発生する。したがって人件費は按分計算を行い計上すべきである。

また、収支計算書の添付資料に記載された数値と収支計算書の数値とが整合していない項目も見受けられる。例えば、添付資料である部門別計算書等には精算対象外である介護予防支援事業の法定福利費が計上されているが、収支計算書には精算対象外経費としては計上されていない。

いずれにしても、精算を行うにあたっては、収入と支出を精算対象と対象外で明確に分類できなければ正確な計算はできず、更に明確に区分できていることが受託者の決算書等と突合できなければならない。委託費精算の可否や精算方法、チェック方法等について再検討し、経費誤計上や付け替え等による事業者間の不平等が生じず、正確な精算が行われるための対応を図る必要がある。

Ⅲ 長寿安心課・施設課・契約検査課

1. 介護予防センター整備事業(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	1. 介護予防と健康・生きがいづくりの推進による生涯現役社会の実現
施策	2) 効果的な介護予防の推進 3) 高齢者の地域活動や社会参加の促進
取り組み	【介護予防センターの運営】 市内の介護予防センターにおいて、介護予防の必要性について普及啓発を行うとともに、高齢者により元気になっていただけるよう、健康・生きがいづくり、地域貢献(社会参加)などの視点から介護予防に資する事業展開を図ります。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

各介護予防センターの改修工事を行っている。

③ 事業実績

本事業の令和元年度における実績は、下記のとおりである。

表 46 令和元年度介護予防センター整備事業の実績

施設名	件名	契約先事業者	支出額 (千円)
服部介護予防センター	服部介護予防センター、豊中市服部図書館空調設備改修工事設計委託	株式会社トリ設備計画	2,259
高川介護予防センター	高川複合施設空調設備改修工事設計委託 (注)	株式会社水工社	1,974

施設名	件名	契約先事業者	支出額 (千円)
服部介護予防センター	服部介護予防センター、豊中市服部図書館照明設備改修工事設計委託	株式会社トリ設備計画	937

(注) 高川老人憩の家に対する設計委託と同一契約である。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	整備事業	79,877	80,600	3,206
	事務費	800	806	8
決算額	整備事業	46,031	71,858	5,170
	事務費	9	36	6

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	6	
委託料	5,170	服部介護予防センター、豊中市服部図書館空調設備改修工事設計委託 他
合計	5,177	

(2) 監査の結果及び意見 (契約検査課における対応が求められるもの)

① 最低制限価格制度の運用について(監査の意見)

「(1) 事業の概要 ③ 事業実績」に記載したとおり、高川介護予防センターでは、令和元年度の事業として「高川複合施設空調設備改修工事設計委託」を実施した。この設計委託は、契約としては 6,017,000 円(税込)のものであったが、高川複合施設全体で実施した事業であるため、「介護予防センター整備事業」として支出したものはそのうち 1,974,000 円であった。

なお、その他の内訳は、「図書館設備更新工事」として 1,895,000 円、「高川スポーツルーム整備事業」として 1,362,000 円、「老人憩の家整備事業」として 786,000 円となっている。

表 47 高川複合施設空調設備改修工事設計委託の概要

件名	当初契約金額 (税込)	契約の内容
高川複合施設空調設備改修工事設計委託	6,017,000 円	高川複合施設の空調設備改修工事及び、照明 LED 化の設計、積算業務一式を行う。また、追加業務としてアスベスト調査も行っている。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

上記の契約は、指名競争入札により契約者の選定が行われており、その入札の状況は次のとおりである。落札者は 5,470,000 円(税込金額 6,017,000 円)で応札した A 者であった。

表 48 高川複合施設空調設備改修工事設計委託の入札の状況

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A 者	5,470,000 円	落札
B 者	5,473,000 円	
C 者	4,264,000 円	失格
D 者	4,375,000 円	失格
予定価格(税抜):5,473,000 円 最低制限価格(税抜):4,378,000 円		

(出所:市提供資料より監査人が作成)

入札の状況を見ると、入札参加者の A 者及び B 者と C 者及び D 者の応札金額には大きな開きがある。これについて予定価格及び最低制限価格との関係で推測するに、A 者及び B 者は予定価格ぎりぎりの金額で応札しており必ずしも落札することを期待していない様子が窺える。一方、C 者及び D 者は最低制限価格ぎりぎりの金額で応札しており、落札することを期待して入札に参加していると見られる。しかし、結果は A 者がほぼ予定価格に近い金額で落札することとなった。

最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第 167 条の 10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。

しかし、本件の場合、C 者及び D 者という異なる 2 者が最低制限価格に近い金額で応札しているのであるから、この両者に契約の内容に適合した履行ができないおそれがあったとは考えにくい。

無論、本事業は市の最低制限価格制度の運用規則に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ない。しかし、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていないことも事実である。

現在、市においてダンピング防止の観点から最低制限価格制度を是として運用していることを問うものではないが、今後、過去にこのような入札結果になった事案やその類似事案については、最低制限価格制度に限定することなく、契約の内容に適合した履行を確保しつつ競争性を発揮できるような入札方法について、国の動向や他市の事例を参考に調査研究されたい。

【地方自治法施行令 抜粋】

第 167 条の 10

(最低制限価格制度)

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2. 老人憩の家整備事業(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

老人憩の家の改修工事を行っている。

③ 事業実績

本事業の令和元年度における実績は、下記のとおりである。

表 49 令和元年度老人憩の家整備事業の実績

施設名	件名	契約先事業者	支出額 (千円)
高川老人憩の家	高川複合施設空調設備改修 工事設計委託 (注)	株式会社水工社	786
熊野田老人憩の家	豊中市熊野田中央会館外装 改修工事、豊中市立熊野田 老人憩の家外装改修工事	株式会社松本工務店	9,895
東豊中老人憩の家	豊中市立東豊中老人憩の家 空調設備改修工事	豊工業株式会社	19,460
東豊中老人憩の家	豊中市立東豊中老人憩の家 空調改修電気設備工事	西田電気株式会社	2,534

(注) 高川介護予防センターに対する設計委託と同一事業である。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	整備事業	2,008	49,400	32,730
	事務費	10	494	220
決算額	整備事業	659	44,042	32,714
	事務費	0	22	1

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	825	高川複合施設空調設備改修工事設計 委託 他
工事請負費	31,889	豊中市立東豊中老人憩の家空調設備 改修工事 他
合計	32,714	

(2) 監査の結果及び意見 (契約検査課における対応が求められるもの)

① 最低制限価格制度の運用について(監査の意見)

ここに記載するのは、『1. 介護予防センター整備事業(一般会計)』に記載した「①最低制限価格制度の運用について(監査の意見)」と趣旨としては同じ意見である。

取り上げる契約は、熊野田老人憩の家に係る「豊中市熊野田中央会館外装改修工事、豊中市立熊野田老人憩の家外装改修工事」(以下「熊野田外装改修工事」という。)と東豊中老人憩の家に係る「豊中市立東豊中老人憩の家空調設備改修工事」(以下「東豊中空調設備改修工事」という。)の2つである。

なお、両契約とも、複合施設の工事であるため、複数の整備工事と同一の契約になっている。

表 50 熊野田外装改修工事と東豊中空調設備改修工事の概要

件名	当初契約金額 (税込)	契約の内容	契約の内訳
豊中市熊野田中央会館外装改修工事、豊中市立熊野田老人憩の家外装改修工事	29,592,000 円	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建、延面積1,434.3㎡の熊野田中央会館、熊野田老人憩の家における外装改修工事一式を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●地区会館等整備事業(地方振興事業): 20,714,400 円 ●老人憩の家整備事業: 8,877,600 円

件名	当初契約金額 (税込)	契約の内容	契約の内訳
豊中市立東豊中老人憩の家空調設備改修工事	112,856,760 円	東豊中こども園、東豊中地域福祉活動支援センター、東豊中老人憩の家の空調設備について改修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●東豊中こども園空調設備改修工事、東豊中地域福祉活動支援センター空調設備改修工事：94,912,560 円 ●東豊中老人憩の家空調設備改修工事：17,944,200 円

(出所:市提供資料より監査人が作成)

上記の2契約は、一般競争入札により契約者の選定が行われている。その入札の状況は次のとおりである。

表 51 熊野田外装改修工事の入札の状況

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A 者	26,788,000 円	失格
B 者	26,905,000 円	失格
C 者	26,909,000 円	失格
D 者	27,400,000 円	落札
E 者	27,488,000 円	
F 者	27,594,000 円	
予定価格(税抜):29,859,000 円 最低制限価格(税抜):26,936,000 円		

(出所:市提供資料より監査人が作成)

熊野田外装改修工事では、落札者は27,400,000円(税込29,592,000円)で応札したD者であった。一方、この事案では、C者の応札金額が最低制限価格より27,000円低かったために失格となっている。

表 52 東豊中空調設備改修工事の入札の状況

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A 者	103,056,000 円	失格
B 者	103,680,000 円	失格
C 者	103,750,000 円	失格
D 者	104,127,000 円	失格
E 者	104,138,000 円	失格
F 者	104,497,000 円	落札
G 者	113,688,000 円	
予定価格(税抜):113,354,000 円 最低制限価格(税抜):104,285,000 円		

(出所:市提供資料より監査人が作成)

次に、東豊中空調設備改修工事では、落札者は 104,497,000 円(税込 12,856,760 円)で応札した F 者であった。この事案では、E 者が最低制限価格より 147,000 円低かったために失格となっている。

両者に共通するのは、最低制限価格をわずかに下回る金額で応札してしまったため、失格となった者が存在することであるが、加えて疑問に思われるのは、他の入札参加者もほぼ近い金額で応札していることである。

本来、最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第 167 条の 10)、いわば異常な低価格で応札するものを除外するというものである。翻って、上記の 2 契約を見ると、両工事の入札において失格となった者に、「異常な低価格」の者がいたといえるのか疑問である。

両契約に係る入札の状況は、市の最低制限価格制度の運用規則に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ない。しかし、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていないことも事実である。

現在、市においてダンピング防止の観点から最低制限価格制度を是として運用していることを問うものではないが、今後、過去にこのような入札結果になった事案やその類似事案については、最低制限価格制度に限定することなく、契約の内容に適合した履行を確保しつつ競争性を発揮できるような入札方法について、国の動向や他市の事例を参考に調査研究されたい。

第4-3 監査の結果及び意見(施設の維持・運営以外の事業)

I 長寿社会政策課

1. 地域密着型サービス運営検討部会(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	5. 介護サービスの充実・強化
施策	1) 介護保険制度の適正・円滑な運営
取り組み	【地域密着型サービス運営検討部会】 介護保険法に基づき地域密着型サービス事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価に関する協議を行い、公正・中立で適正な運用を図ります。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

地域密着型サービス事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価に関し、被保険者、学識経験者、事業者等の意見を反映させるため地域密着型サービス運営検討部会を開催している。

③ 事業実績

区分	令和元年度 目標値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値
部会の開催数	4回	4回	3回	4回

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	631	631	795
決算額	354	312	466

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	3	食糧費
その他	462	委員報酬、関係者謝礼
合計	466	

(2) 監査の結果及び意見

① 部会構成員の出席率について(監査の意見)

介護保険法において、介護保険事業を運営する市町村ごとの弾力的な運用が可能なサービスとして「地域密着型サービス」が規定されており、当該サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有するとともに、市町村において地域の実情に応じた弾力的な報酬・基準の設定が可能となっている。なお、地域密着型サービスは、(1)地域密着型サービスと(2)地域密着型介護予防サービスの2つに分類され、(1)が9種類、(2)が3種類の合計12種類設定されている。

これらの事務を行うにあたり、市町村はあらかじめ被保険者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことと定められており、これを受けて、市では地域密着型サービス検討部会(以下「部会」という。)を設置している。部会の所掌事項は以下の4つである。

部会の所掌事項

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定又は指定しないことに関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関する事
- (4) その他豊中市介護保険事業運営委員会が必要と認める事項

令和元年度における部会構成員は、(1)学識経験者 1 名、(2)保険医療又は福祉の関係団体代表 1 名、(3)介護サービス事業所の代表 3 名、(4)被保険者 3 名の合計 8 名である。

部会への出席率も非常に高く、4 回の会議は全て 1 名のみの欠席であったが、欠席者を個別に確認すると、保険医療又は福祉の関係団体代表が 2 回欠席し、介護サービス事業所の代表 3 名のうちの 1 名と被保険者 3 名のうちの 1 名がそれぞれ 1 回欠席していた。

特に、保険医療又は福祉の関係団体代表は、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会、市社会福祉協議会及び豊中市民生・児童委員協議会連合会から 1 名が選ばれており、各組織で重要な役職にある方が担うことが多いことから、日程調整が難しいことが想定され、その結果、全 4 回中 2 回しか出席できなかったものと考えられる。

当部会は地域密着型サービスに係る介護報酬の設定や運営評価等を所掌する非常に重要な会議であり、部会の構成員が全員出席することは勿論のこと、それぞれの立場から積極的に発言し、議論することも求められている。特に、保険医療又は福祉の関係団体代表としての構成員は 1 名であるので、別の者が代わりに発言することができない。

部会への出欠は双方の都合等が折り合わない場合もあり、欠席とならざるを得ない場合もあるが、今後、部会構成員の推薦を各団体に依頼するにあたって、できる限り出席していただくよう事前に留意をより促す等の対応を検討されたい。

2. 介護保険サービス事業者指定(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

介護保険法に基づく介護保険サービス事業者の指定を行い、事業者による適切なサービス提供体制の確保と適正な介護保険給付を確保する事を目的とし、新規指定、指定更新(6年毎)、届出事項の変更、事業の休止・廃止に係る業務を行っている。

③ 事業実績

区分	令和元年度 目標値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値
指定事務処理 件数	750件	800件	750件	780件

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	11,921	13,981	13,839
決算額	10,980	12,647	13,032

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	246	消耗品
賃金	4,235	賃金
その他	8,550	一般職非常勤報酬
合計	13,032	

(2) 監査の結果及び意見

① 変更届に係る事務処理の遅延について(監査の意見)

豊中市介護保険規則(以下「規則」という。)では、介護保険サービス事業者等の新規指定、更新及び変更等に際しての申請処理について下記のように規定している。

【豊中市介護保険規則 抜粋】

(指定及び開設許可の申請)

第4条 法第70条第1項、法第79条第1項、法第86条第1項及び法第115条の2第1項の規定による指定の申請並びに法第94条第1項の規定による許可の申請は、指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定(開設許可)申請書により行わなければならない。

2 法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項の規定による指定の申請は、指定地域密着型(介護予防)サービス事業者指定申請書により行わなければならない。

(指定及び開設許可の更新の申請)

第5条 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含み、法第78条の12及び法第115条の21において準用する場合を除く。)及び法第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防サービス事業者指定更新申請書により行わなければならない。

2 法第70条の2第1項(法第78条の12及び法第115条の21において準用する場合に限る。)の規定による指定の更新の申請は、指定地域密着型(介護予防)サービス事業者指定更新申請書により行わなければならない。

3 法第86条の2第1項の規定による指定の更新の申請及び法第94条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、介護保険施設指定(開設許可)更新許可申請書により行わなければならない。

(指定の変更の申請)

第6条 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書により行わなければならない。

(変更の届出等)

第8条 法第75条、法第78条の5、法第82条、法第89条、法第99条、法第115条の5及び法第115条の15の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。

(注)法は介護保険法。

長寿社会政策課では、介護保険法や規則にしたがい、介護保険サービス事業者の新規指定や変更等の事務を行っている。指定の申請や変更の届出は書面によって行われ、その様式も決められており、市のウェブサイトから入手できる。

今般、令和元年度に提出された申請及び届出書類等を閲覧したところ、変更届出書に係る事務処理について遅延しているものが発見された。具体的には、訪問看護サービスを実施する事業者が、令和2年2月1日に「法人の主たる所在地」及び「法人代表」の変更が生じたとして、令和2年2月10日に変更届出書が提出された案件である。長寿社会政策課において同日に受理しているものの、変更届出書の処理が完了し、簿冊に保管されたのは令和2年8月31日とのことであった。変更届の受理から事務処理が完了するまでに半年以上が経過しており、事務処理が大きく遅延しているものと言わざるを得ない。

また、令和2年7月21日に監査人が同書類の閲覧を実施した際に、当該変更届に係る事務処理の不備について指摘したが、その処理が完了したのは、指摘から1ヶ月以上が経過した後であった。長寿社会政策課によれば、案件の内容に応じて優先順位をつけて各種申請及び届け出の処理を行っている中で、事務処理の完了までの期間が長い案件が生じてしまったとのことであるが、例えば、案件の内容に応じた標準処理期間を定めることや、受け付けた届出書等の処理状況を上位者等が適宜把握できるようにする等、事務処理の方法等を見直し、今後、このような事象が発生しないような対策を講じる必要がある。

② 変更届の添付書類の明確化等について(監査の意見)

令和2年3月31日付け提出された運営規程に関する変更届出書において、「変更の内容」として、「(変更前)別紙①のマーカ一部分の通り、(変更後)別紙②のマーカ一部分の通り」と記載されているにもかかわらず、変更届出書に添付された書類は1部のみであり、かつ、「別紙①」または「別紙②」の記載もないことから、どの書類が添付されているのか明確ではない状態であった。

担当者によれば、変更届出書に添付されているのは変更後の運営規定の内容を示す別紙②であり、変更前の運営規定の内容を示す別紙①については、前回の変更時に提出された変更届出書の添付書類として提出されていることから、今回の変更届出書には添付されていないとのことであった。また、本件については、変更届出書の記載内容と添付書類とが整合しないが、事業者に電話で内容を確認し、特に別紙①の提出をあらためて求めること無く、処理を進めたとのことである。

事業者が変更届出書を提出する際の必要書類を記載している「変更届提出書類一覧(居宅介護支援)」においては、運営規程の変更があった場合には「運営規程」を提

出する旨が定められているのみであり、一般的には、変更後の運営規程を提出すれば足りるものと考えられるが、事業者によっては、旧規程についても併せて提出を要するものと判断する場合や、新旧対照表を添付してくる場合等も想定される。

介護保険サービス事業者の変更届の提出は介護保険法に定められた手続であり、その運用を適法に、かつ効率よく実施するためには、同一の変更事項については統一された処理が行われることが求められる。このため、変更届の記載方法、添付書類及び「変更届提出書類一覧」についてあらためて見直し、事業者間での認識の相違等が生じにくいものとするとともに、長寿社会政策課担当者間でも取扱いが統一されるように周知することが望まれる。

③ 変更届の受理のタイミングについて(監査の結果)

事業所建物専用区画についての変更に関して、事業者から事前協議としての説明を受けて調整を行っていたものについて、当該説明を受けた令和2年2月6日付けにて変更届出書を受理している案件があった。しかし、本件の変更の事実は令和2年3月1日に発生しており、変更の事実が発生する前に変更届出書を受理する形となってしまう。

介護保険法第78条の5又は第115条の15において、所定の変更の事実があった場合には10日以内にその旨を届け出ることが規定されていることから、このような前後関係にて変更届出書を受理することは適切ではない。今後、本来の事務処理の流れを踏まえた変更届出書の受理及び審査を行う必要がある。

なお、事前相談に応じることは誤った申請や届出が行われることを未然に防止し、業務の効率化に資する一方で、本来であれば、提出された書類が適正に記載されているか、あるいは変更内容が事実と相違していないか等をチェックする行政側が書類の作成側の立場に立つことにより、チェック機能が低下する恐れもある。今後、この点にも留意して事前相談等に対応し、適切な変更事務を行うことが望まれる。

3. 総合事業評価事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は第8期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料となるものである。

市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたり、3年に1回、高齢者アンケートを3種類実施している。このうち、国が質問項目を指定する「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」について、一般社団法人日本老年学的評価研究機構(JAGES 機構)及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとの共同研究に参加し、「健康とくらしの調査」を実施することにより、介護保険情報だけでなく、健康保険の医療情報や検診結果も含めて多面的に高齢者の現状を分析し、計画の策定につなげていくものである。

② 事業内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防日常生活圏域ニーズ調査と医療・介護情報を活用して地域分析を行う事を目的としている。

表 53 高齢者一般調査業務に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	豊中市高齢者一般調査実施
委託先	一般社団法人日本老年学的評価研究機構
委託期間	契約締結日(令和元年6月25日)から令和2年3月31日
契約の方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約 (随意契約理由) 本事業は、「豊中市と国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との介護保険制度等の政策評価及び社会疫学研究に関する研究協定」に基づき実施する、 (1) 要介護認定データ、介護保険料賦課情報データ、特定健診データ等による要介護・健康長寿の要因分析等 (2) 介護予防事業参加者データや上記データ等を用いた高齢者特性の分析による介護予防事業等の効果評価

区分	内容
	(3) 今後の介護予防・健康長寿・地域共生社会の施策の在り方にむけての共同検討と一体的に行う調査・分析する事業であり、同機構にしか実施できないものである。 以上のことから、競争入札に適さないため、随意契約を行うものである。
委託金額	9,438,000 円

(出所: 市提供データより監査人作成)

③ 事業実績

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
アンケート回収率	40%	-	-	55%

④ 事業費の推移

(単位: 千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	-	-	10,514
決算額	-	-	9,453

⑤ 事業費の主な内訳

(単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	9,438	調査実施委託
その他	15	旅費
合計	9,453	

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の設定について(監査の結果)

市は、高齢者一般調査業務について、一般社団法人日本老年学的評価研究機構(以下「研究機構」という。)と業務委託契約を締結しており、令和元年度の契約金額は

9,266 千円である。また、研究機構は、業務の一部を一般社団法人新情報センター（以下「新情報センター」という。）に再委託しているが、新情報センターは、受託した業務の一部を、更に、株式会社第一プリンティング及び株式会社 ACT マーケティングに再委託しており、これは、市からすると再々委託に相当する。

本件契約における業務内容と再委託等の状況は表 54 及び表 55 のとおりである。

表 54 委託業務仕様書に記載の業務内容

内容	介護保険制度で取り組まれている介護予防事業の推進とその効果評価を科学的根拠に基づき行うとともに、第 8 期介護保険事業計画策定に向けた根拠資料を得ることを目的として、高齢者一般調査を以下の内容により実施する。
調査対象	要介護認定を受けない 65 歳以上の高齢者（要支援認定者は含む） （6,150 人）
調査票	基本項目として健康状態、身体機能状況、生活習慣、要介護リスク、社会関係、家族・住宅・周辺環境、年金、ライフイベントを含む調査項目とする。 オプション項目として、情報・受診、笑い、過去と現在の経験、地域のつながり、信頼、介護、役割、ひざ・腰の状態、身体状況、酒・たばこ、首尾一貫感覚の調査項目とする。 さらに、保険者独自項目を入れるものとする。
調査時期	契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
調査方法	郵送による調査票の送付・回収方式とする。
調査に必要なデータの取扱いおよび業務の委託	調査票の送付は、委託者より提供を受けた宛名シールにより対応する。 調査結果の分析は、情報を変換し個人特定ができない調査票番号を元に各種属性データを付加したもので行う。 かかる業務の一部を委託する場合、甲に申請の上、許諾を得る。

（注）甲：豊中市

（出所：市提供資料より監査人作成）

表 55 再委託等の状況

区分	再委託	再々委託	再々委託
事業者	一般社団法人 新情報センター	株式会社 第一プリンティング	株式会社 ACT マーケティング
再委託、再々委託する業務の内容	①調査票、調査書類の校正作業 ②対象者からの問合せに対応するコールセンター設置 ③調査票開封、管理	調査票、調査書類（お礼状兼督促状）の印刷	調査票、調査書類（お礼状兼督促状）の発送作業
再委託、再々委託金額	3,556 千円	438 千円	192 千円

(出所:市提供資料より監査人作成)

本件委託契約に係る市と研究機構との業務委託契約書には、研究機構が再委託する場合の条項を定めておらず、仕様書において、「調査に必要なデータの取扱および業務の委託」として、「かかる業務の一部を委託する場合、甲に申請の上、承諾を得る。」旨が記載されているのみである。しかし、本来、業務の一部を再委託することを認める場合には、再委託を原則として禁止した上で、仮に行う場合には、①事前承諾の要求（書面での承諾）、②再委託先に求める義務、③再委託から生じた責任は再委託元が連帯して負うこと、等を明示すべきであり、通常、契約書本文に再委託禁止条項として定めるのが一般的である。特に、本件契約のように個人情報を取り扱う場合には尚更であり、再々委託も想定されるのであれば、これに関する取扱いも定めることが必要である。現状の契約書はこの点で不十分である。

また、実際の再委託及び再々委託に際しては、研究機構から市に対して「再委託承諾申出書」（以下「申出書」という。）が提示されており、長寿社会政策課はこれに基づいて再委託及び再々委託を承認したとのことである。しかし、「申出文」の項目において、「標準委託契約書第 10 条に規定する承諾」を得る旨の記載があるが、市と研究機構との契約書の第 10 条は損害賠償についての規定である。このような齟齬が生じたのは、申出書は「再委託に関するガイドライン」（平成 29 年 2 月改正 豊中市総務部契約検査課）に沿った市の標準ひな形を用いたにもかかわらず、契約書は市の標

準ひな形を用いなかったことによるが、契約書の標準ひな形を用いることが、契約締結時や再委託等の承認時において、再委託等を行う際に生じ得るリスクを想定し、これを防ぐための手続として認識されていなかったものと考えられる。

加えて、「注意書き」の項目においては、「再委託となった者が、さらに第三者に委託(再々委託)する場合も同様にガイドラインが適用」される旨が定められているが、再委託先である新情報センターと再々委託先との契約書等は入手されていない。

表 56 申出書の記載内容(概要)

項目	記載内容
申出文	令和元年6月25日付けで委託契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので、標準委託契約書第10条に規定する承諾を得たいので申し出ます。
注意書き	<p>※必要に応じて実績等がわかる資料を提出して下さい。また、再委託先との契約書等は、承諾後、提出して下さい。</p> <p>※複数の者に再委託をする場合で、自らが調整、指揮、監督または検査等の総合管理を行う場合、それぞれの役割及び体制がわかる書類を作成の上、提出して下さい。</p> <p>※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託(再々委託)する場合も同様にガイドライン(注)が適用されます。</p>

(注)「再委託に関するガイドライン」(平成29年2月改正 豊中市総務部契約検査課)

(出所:市提供資料より監査人作成)

契約の締結や再委託等の承認の事務処理にあたっては、適切な書式や標準様式等を使用するとともに、各書類相互の内容が整合しているか等の確認を慎重に行うことが重要である。しかし、どのようなチェック体制を整備しようとも、契約の締結や再委託等の承認からリスクが生じ得るという認識を職員が持っていなければ、単なる書面の受け渡しの一つとして、形骸化するおそれがあるものである。特に、本件契約においては、再委託先及び再々委託先に対して調査対象者の氏名や住所等の個人情報を提供しているものであり、現状の取り扱いは適切ではない。

今後の契約においては当初より再委託禁止条項を明示するとともに、同様の再委託等が行われる場合においては、「再委託に関するガイドライン」に基づき、再委託先等から契約書等を入手し、再委託先等への適切な管理体制が採られていることを確認する必要がある。

4. 生活支援体制整備事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	7. 地域包括システムを横断的に支える基盤の強化
施策	2) 地域での支え合い機能の強化
取り組み	【生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動を通じた生活支援体制づくり】 地域住民をはじめ多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置します。 また、地域での生活支援体制に関する情報の共有を図り、生活支援コーディネーターを組織的に補完するため、第一層(市全域)及び第二層(日常生活圏域)に協議体(地域ささえあい推進協議体)を設置し、運営します。 なお、生活支援コーディネーターによる生活支援体制づくりに向けては、「生活支援コーディネーター支援計画」を策定することで、関係者間で取り組みの目的、方向性、具体的な進め方などの共有を図り、より効果的・効率的な取り組みの展開をめざします。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療・介護のサービス提供のみならず、市が中心となり生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的としている。

具体的には、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」、「ネットワーク構築」及び「ニーズと取組のマッチング」を行う生活支援コーディネーター委託事業を実施している。また、地域ニーズや既存の地域資源の把握、地域づくりにおける意識の統一を図る場として、生活支援コーディネーターが中心となって運営する「協議体」を設置している。

表 57 豊中市生活支援コーディネーター業務に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	豊中市生活支援コーディネーター業務
委託先	市社会福祉協議会
委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
契約の方法	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約 (随意契約理由)</p> <p>本事業は、介護保険法第115条の45第2項第5号の規定に基づく事業(生活支援体制整備事業)を実施する上で、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制を構築するとともに、地域共生社会の実現に向け、地域住民の意識醸成、地域人材の育成・組織化、地域の課題解決力強化等の取組みを通じて地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的としている。</p> <p>このことから、これまで地域福祉活動を通じ、介護問題や高齢者福祉に精通している第三者機関として、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に委託することが適任であると考えたため。</p>
委託金額	36,000,000 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
協議体開催回数	14 回	18 回	17 回	14 回

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	36,000	36,000	37,200
決算額	36,000	36,000	36,594

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	36,594	生活支援コーディネーター、研修業務
合計	36,594	

(2) 監査の結果及び意見

① 契約額の妥当性の検討について(監査の結果)

当事業の実施にあたっては、「豊中市生活支援コーディネーター業務」について市社会福祉協議会と業務委託契約を締結している。契約は随意契約により締結され、委託費の設計にあたっては市社会福祉協議会から見積書を徴取し、その金額で契約を締結している。見積書の提出にあたっては「豊中市生活支援コーディネーター業務事業委託費内訳書」が添付されており、その内容は表 58 のとおりである。

表 58 豊中市生活支援コーディネーター業務事業委託費内訳書

費目	金額	費目	金額
人件費	33,331 千円	会議費	26 千円
福利厚生費	58 千円	広報費	307 千円
職員旅費	8 千円	業務委託費	1,144 千円
諸謝金	171 千円	研修研究費	14 千円
消耗品費	65 千円	損害保険料	231 千円
印刷製本費	273 千円	手数料	1 千円
車両燃料費	36 千円	賃借料	60 千円
通信運搬費	255 千円	租税公課	20 千円
		合計	36,000 千円

(出所:市提出資料より監査人作成)

内訳書には費目と金額しか記載されていないが、長寿社会政策課は市社会福祉協議会より各費目の内訳明細を入手し、予算要求を行っている。予算要求時の資料においては、印刷製本費の対象となる印刷物等の明細等は詳細に記載されているものの、総費用の9割以上を占める人件費については、人数と手当の種類が記載されて

いるのみであり、仕様書に定める業務内容に沿って、業務ごとにどのように人件費を積算したかが示されていない。これでは金額の妥当性や業務の実施可能性を判断して契約したとは評価しがたい。一者随意契約を締結する場合には比較検討するための見積書を他者から徴取できないことが多いが、本案件については、少なくとも仕様書や過年度に把握した生活支援コーディネーター業務の活動実態等と照らし合わせる等により見積額の内訳を詳細に検討し、その妥当性を判断する必要がある。

② 実績報告の時期について(監査の結果)

業務委託契約書及びその仕様書には、委託者である市に対して、四半期ごとに実績報告を行う旨を定めている。

【業務契約書 抜粋】

(報告)

第7条 受託者は、四半期ごとに委託者に報告を行うこととする。また委託者は、必要があるときは、受託者に対し委託業務の処理状況について随時必要な報告を求めることができる。

【豊中市生活支援コーディネーター業務事業委託仕様書 抜粋】

6. 委託業務内容

(10) 委託者への実績報告及び市民への説明

本委託業務の進捗状況について、委託者へ四半期ごとに実績報告・資料提出を行う。(以下省略)

一方、令和元年度においては、第1回目の報告対象期間は2か月、第2回目は4か月となっており、契約書及び仕様書に求める四半期ごとの報告と合致していない。これは、初回の委託料交付の時期(令和元年6月)までの期間を第1回の実績報告の対象期間と合わせようとしたものであるが、業務実施報告書(実績報告書)による業務の進捗の把握を踏まえた委託料の交付を企図するのであれば、委託料の交付時期を実績報告後とすることが自然である。現状、契約書及び仕様書に定める実績報告のタイミングを変更すべき合理的な理由は見当たらないことから、契約書及び仕様書の定めに沿って実績報告を徴収すべきである。

なお、何らかの必要性から実績報告の時期を契約書及び仕様書の定める時期以外とするのであれば、課内における所定の承認手続きを経た上で、文書で受託業者にその旨を交付する等の対応を採ることが必要であろう。

表 59 業務実施報告書の提出状況

回数	作成日	報告対象期間
第1回	令和元年 7 月 31 日	平成 31 年 4 月～5 月
第2回	令和元年 11 月 6 日	令和元年 6 月～9 月
第3回	令和 2 年 2 月 28 日	令和元年 10 月～12 月
第4回	令和 2 年 4 月 30 日	令和 2 年 1 月～3 月

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 60 委託料の支払時期と支払額

支払時期	金額
令和元年 6 月	9,600,000 円
令和元年 10 月	8,800,000 円
令和 2 年 1 月	8,800,000 円
令和 2 年 4 月	8,800,000 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

5. 主要給付適正化事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	5. 介護サービスの充実・強化
施策	2) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進
取り組み	大阪府介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検、医療情報との突合、総覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用等を通じ、介護給付費の適正化を推進する。
第7期計画の計画値	下記参照

【第7期計画の計画値】

区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定の適正化	認定調査票点検件数	件	全件	全件	全件
	更新及び区分変更申請に係る認定調査の保険者職員による検証の割合	—	500件に1件	500件に1件	500件に1件
	認定調査員及び介護認定審査会委員の研修会の開催回数	回	5	5	5
ケアプランの点検	点検件数(毎年度4月1日時点で指定を受けている事業所を対象とする予定)	件	170	170	170
住宅改修の適正化	住宅改修の点検件数	件	120	120	120
医療情報との突合	突合の実施対象月	—	全月	全月	全月
	突合の区分	—	01、02	01、02	01、02

区分		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給付情報の 総覧点検	総覧点検の実施対 象月	—	全月	全月	全月
	総覧点検の点検対 象項目	項目	2	2	2
介護給付費 通知	年間通知回数	回	4	4	4
福祉用具購 入・貸与調 査	福祉用具購入調査 の調査件数	件	60	60	60
	福祉用具貸与調査 の調査件数	件	600	600	600
給付実績の 活用	給付実績等の情報 を活用した点検項目 数	項目	2	2	2

② 事業内容

国の「介護給付適正化計画に関する指針」(平成 29 年 7 月 7 日付け老介発 0707 第 1 号)を踏まえ、「第 4 期大阪府介護給付適正化計画」が策定されており、豊中市をはじめとする市町村に実効ある取り組みの促進による一層の介護給付の適正化が求められている。これに沿って、「医療情報との突合」及び「ケアプランの点検」等の主要 8 事業を推進しており、介護給付の適正化を図っている。

なお、主要 8 事業のうちの「ケアプランの点検」は、介護給付適正化ケアプラン点検事業として業務を委託しているが、これは国の介護給付適正化計画に関する指針において積極的な実施が求められている事業であり、豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、『点検の実施においては、国保連システム等を活用して点検対象を抽出するなど効率性に配慮し、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、居宅サービス計画等の確認及び確認結果に基づく指導を行っている。』ものとされている。

③ 事業実績

表 61 主要給付適正化事業の実績

項目		単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定の適正化	認定調査票点検件数	件	計画	全件	全件	全件
			実績	全件	全件	全件
			達成状況	100%	100%	100%
	更新及び区分変更申請に係る認定調査の保険者職員による検証の割合	—	計画	500件に1件(35件)	500件に1件(42件)	500件に1件
			実績	160	516	—
			達成状況	457.10%	1228.60%	—
	認定調査員及び介護認定審査会委員の研修会の開催回数	回	計画	5	5	5
			実績	9	11	—
			達成状況	180%	220%	—
ケアプランの点検	点検件数(毎年度4月1日時点で指定を受けている事業所を対象とする予定)	件	計画	170	170	170
			実績	154	155	—
			達成状況	90.60%	91.20%	—
住宅改修の適正化	住宅改修の点検件数	件	計画	120	120	120
			実績	103	96	—
			達成状況	85.80%	80.00%	—
医療情報との突合	突合の実施対象月	—	計画	全月	全月	全月
			実績	全月	全月	全月
			達成状況	—	—	—
	突合の区分	—	計画	01、02	01、02	01、02
			実績	01、02	01、02	01、02
			達成状況	—	—	—
給付情報の総覧点検	総覧点検の実施対象月	—	計画	全月	全月	全月
			実績	全月	全月	全月
			達成状況	—	—	—
	総覧点検の点検対象項目	項目	計画	2	2	2
			実績	1	1	—
			達成状況	—	—	—
介護給付費通知	年間通知回数	回	計画	4	4	4
			実績	4	2※	—
			達成状況	100%	50%	—
福祉用具購入・貸与調査	福祉用具購入調査の調査件数	件	計画	60	60	60
			実績	96	58	—
			達成状況	160%	96.70%	—
	福祉用具貸与調査の調査件数	件	計画	600	600	600
			実績	529	585	—
			達成状況	88.20%	97.50%	—
給付実績の活用	給付実績等の情報を活用した点検項目数	項目	計画	2	2	2
			実績	2	2	—
			達成状況	100%	100%	—

※平成30年度において、他市の状況等を踏まえ発送回数を減らしている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	19,401	20,640	22,486
決算額	14,395	15,914	13,100

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	4,375	一般職非常勤報酬
賃金	3,199	
旅費	2	
需用費	499	
役務費	2,454	通信運搬費
委託料	2,569	介護給付適正化ケアプラン点検事業業務委託料 1,625 千円等
合計	13,100	

(2) 監査の結果及び意見

① 変更契約手続について(監査の結果)

ケアプランの点検による給付適正化のため、市は公益社団法人大阪介護支援専門員協会との間で、委託契約を締結している。

当初、見積や仕様書において、ケアプランの点検の他、地域の介護支援専門員等へのフィードバックのため研修会を開催するための経費等を盛り込んでいたが、この研修会は、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため中止となっている。

その後、同年3月に研修会の内容をまとめた資料を参加予定者に送付することにより、これに代えているが、委託料の支払い時には、研修に係る経費を資料送付の経費に置き換えて支払っている。このため、当初契約から18,000円の減額としているが、変更契約書は締結されていない。事業内容とともに契約金額自体も変更されており、所定の手続を踏まえて変更契約を締結する必要があったものである。

今後、同様の事案が生じた場合には、適切に対処されたい。

表 62 豊中市介護給付適正化ケアプラン点検事業業務委託の概要

区分	内容
契約名	平成 31 年度豊中市介護給付適正化ケアプラン点検事業業務委託
委託先	公益社団法人大阪介護支援専門員協会
委託期間	平成 31 年 4 月 16 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
契約の方法	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約 (随意契約理由)</p> <p>公益社団法人大阪介護支援専門員協会は、介護支援専門員の資質向上や介護支援に関する知識・技術の普及を図ることを目的に、府内の介護支援専門員を会員として設立された大阪府内唯一の職能団体であり、今回の委託事業に必要な技術を保有した人材を有し、第三者として公的な立場でケアプラン点検を行える唯一の団体であるため。</p>
委託金額	1,625,800 円
事業内容	<p>ケアプランを作成する介護支援専門員等に対してケアプラン点検と研修会を行い、介護給付費及び総合事業費の適正化を図るため、介護給付適正化ケアプラン点検業務を委託する。</p>

(出所:市提供資料より監査人作成)

Ⅱ 長寿安心課

1. 認知症地域支援・ケア向上事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	4. 認知症高齢者支援の充実
施策	2) 認知症の人や介護家族に対する支援の充実
取り組み	<p>【認知症地域支援推進員による支援の充実】</p> <p>認知症地域支援推進員は、認知症の相談支援や関係機関との連携体制づくり、ケア向上のための専門職の対応力向上などの役割を担っており、虹ねっと連絡会認知症支援部会の運営を通じて、これらの取り組みを推進します。</p>
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

認知症の早期発見・適切な対応を可能とする体制の整備を目的として、認知症地域支援推進員を中央地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターやかかりつけ医等の認知症支援に関わる様々な団体等と連携し、地域における認知症ケア体制の構築を図ることとしている。

本事業は、介護保険法第115条の47第1項により、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に定めるものであり、平成21年度に国のモデル事業である「認知症対策連携強化事業」として開始したものである。同年度から業務委託の形態を採っており、かつて基幹型の地域包括支援センターであった中央地域包括支援センターの運営受託者である市社会福祉協議会に対して業務を委託している。

表 63 認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約
委託先	市社会福祉協議会

区分	内容
委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
契約の方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約 (随意契約理由) 本事業は、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の強化を図るため平成 21 年度に「認知症対策連携強化事業」(国モデル事業)として開始したものである。本事業を適切に運営できると認められるものとして、基幹型の地域包括支援センターであった「中央地域包括支援センター」にその事業運営を委託した。継続的に、認知症を支援する関係者等のネットワーク構築、認知症の人やその家族の支援等に取り組んでもらう必要があるため、市社会福祉協議会と随意による委託契約を締結するもの。
委託金額	6,500,000 円 (ただし、実績額が委託料より少ないときは、受託者はその差額を返還する。)

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

令和元年度における認知症の相談件数は以下のとおりである。

表 64 令和元年度における認知症の相談件数

相談者	相談件数	認知症の診断		
		あり	なし	不明
本人	145 件	36 件	105 件	4 件
家族/親族	142 件	55 件	85 件	2 件
介護支援専門員	68 件	37 件	25 件	8 件
地域	19 件	2 件	15 件	2 件
地域包括支援センター	6 件	2 件	3 件	1 件
認知症疾患医療センター	4 件	3 件	1 件	0 件
その他	59 件	13 件	44 件	2 件
合計	443 件	148 件	278 件	17 件

(出所:市提供資料より監査人作成)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	9,080	8,074	7,888
決算額	8,967	6,623	7,649

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,111	認知症対応マニュアル印刷製本費等
委託料	6,500	認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約
負担金補助及び交付金	38	
合計	7,649	

(2) 監査の結果及び意見

① 職員配置状況の確認について(監査の結果)

認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約においては、業務の実施にあたり、認知症地域支援推進員 1 名を配置することを求めており、本件契約において受託者は、社会福祉士 1 名を配置することとしている。

表 65 認知症地域支援・ケア向上事業における職員配置

職種	配置数		要件
認知症地域支援推進員	1 名	常勤・専任	以下のいずれかの要件を満たす者とする。 ①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士 ②上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として豊中市が認めた者。

(出所:契約書より監査人作成)

本件契約の受託者は中央地域包括支援センターの運營業務の受託者と同一であることから、職員配置については、中央地域包括支援センター運營業務における「地域包括支援センター職員配置計画書」に含めて報告されている。「地域包括支援センター職員配置計画書」には配置される職員の氏名、配置先、職種、保有資格、雇用形態等が記載されているが、該当する社会福祉士については、備考欄に「認知症地域支援・ケア向上事業担当」である旨が記載されている。

一方、当該認知症地域支援・ケア向上事業担当の社会福祉士は、年度途中の令和元年6月17日から7月31日まで休職しており、その間は別の社会福祉士が業務に従事したとのことであるものの、特に「地域包括支援センター職員配置計画書」の変更届等は市に提出されておらず、その期間において、中央地域包括支援センターのどの職員が本件業務に従事したのか明確に報告されていない。

本来、配置職員に変更が生じるような場合には、事前に交代する職員の職種や保有資格等の報告を受けた上で、豊中市の求める要件に合致するかどうかを判断することが求められる。また、認知症地域支援・ケア向上事業担当の社会福祉士は専任であることが求められており、その間、地域包括支援センターの職員が減員となる。このため、地域包括支援センターの業務を適切に遂行する上でどのような対応がなされるのか確認する必要があるものといえる。

いずれにしても、本件契約はあくまで中央地域包括支援センターの業務委託契約とは別個の契約であり、固有の職員配置要件を求めているものであることから、業務が適切に実施されていることを明らかにするためにも、本件業務に従事する職員名簿の提出を独自に求めるか、現行の「地域包括支援センター職員配置計画書」に記載する方式とするのであれば、認知症地域支援・ケア向上事業の担当者が変更された際には、当該配置計画書の変更届の提出を求めることとすることが必要である。

② 委託料実績額の確認等について(監査の結果)

認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約書第7条において、受託者が提出する「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が定められている。令和元年度においては、委託料6,500千円に対して、「収支計算書」により人件費と物件費とを合わせて同額の6,500千円が実績額として報告されており、結果として返還額は無い。なお、令和元年度の収支計算書の概要は表66のとおりである。

表 66 令和元年度における収支計算書の概要

項目	主な内容等	金額
人件費	社会福祉士給与	4,458 千円
	社会保険料	583 千円
	健診代	3 千円
人件費計		5,044 千円
旅費	出張費	10 千円
報償費	嘱託医報酬、研修会講師謝礼	376 千円
物件費	消耗品費(トナーカートリッジ等)	425 千円
	印刷製本費	16 千円
	修繕料(自転車修理代)	13 千円
	食糧費	8 千円
役務費	通信運搬費(電話代、切手)	202 千円
	広告料	50 千円
	保険料	8 千円
使用料及び賃借料	紙折り機リース料、駐車場代	17 千円
備品購入費	ノートパソコン、電動自転車、カメラ、キャビネット等	313 千円
負担金	研修参加費	1 千円
その他	スチールキャビネット組み立て費	10 千円
人件費以外計		1,455 千円
総合計		6,500 千円

(出所:収支計算書より監査人作成)

【認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約書 抜粋】

(委託料の返還)

第7条 第8条に定める「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還するものとする。

(実績報告等の提出)

第8条 受託者は、毎月の業務実施状況及び委託者が指示する必要な報告書等を、その翌月の15日までに提出するものとする。

(調査等)

第 24 条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、検査することができる。

本件契約においては、収支計算書に基づいた精算(返還額ゼロ円)がなされているものの、収支計算書の数値の根拠となる帳簿もしくは証憑類の確認や実地検査等は行われていない。例えば、「① 職員配置状況の確認について(監査の結果)」に記載したように、令和元年度においては、当初配置されていた社会福祉士が休職したことに伴い、その期間においては、中央地域包括支援センター所属の別の職員(以下「交代職員」という。)が配置されている。このため、休職期間(令和元年6月17日から7月31日まで)における職員給与については、当該交代職員の給与が計上されることとなる。

収支計算書の添付資料によれば、交代職員の給料及び諸手当として1,130千円が計上されている。当初に配置されていた社会福祉士は嘱託職員とのことであるが、交代職員は正規の常勤職員と想定され、本俸相当と想定される職員給料支出891千円と併せて職員諸手当支出238千円が含まれている。交代職員が正規の常勤職員ということで給与水準に違いがあり、結果的に当初の見積額3,817千円よりも641千円程度金額が大きくなったものと思われる。

本来、実績額に基づく精算を前提とするのであれば、給料及び諸手当として計上された1,130千円について、交代職員を特定した上で、給与台帳等の金額を基礎とした額を45日間の勤務期間に対応して日割り計算等されたものなのか否か程度の確認は行う必要があるものと考えるが、そのような確認は行われていない。特に、配置職員の交代により、人件費の額に変動が生じているような場合には、尚更その必要性は高い。

表 67 人件費(社会福祉士給与)の内訳

項目	見積書(注1)	実績額
職員給料支出(注2)	—	891千円
職員諸手当支出(注2)	—	238千円
交代職員給与小計	—	1,130千円
非常勤職員給与支出(注3)	3,817千円	3,328千円
合計	3,817千円	4,458千円

(注1) 契約時に市社会福祉協議会より提出された「平成31年度 認知症地域支援・ケア向上事業見積書」

(注2) 認知症地域支援・ケア向上事業における交代職員の給与。

(注3)当初配置された社会福祉士の給与。なお、「非常勤職員」と記載されているが、市社会福祉協議会の嘱託職員であり、勤務形態は「常勤」と同等と取り扱っている。

(出所:市提供資料より監査人作成)

また、認知症地域支援・ケア向上事業自体が中央地域包括支援センターの中で運営されていることから、トナーカートリッジ等を始めとする消耗品費や電話代等の通信運搬費、紙折り機リース代等の使用料及び賃借料等については、中央地域包括支援センターの業務との間における区分が重要であり、本来、収支計算書の根拠となる各費目の明細や帳簿等に基づき、必要に応じて物品の利用実態や共通費用の按分方法等を把握する必要があるものと考え、そのような確認は行われていない。

加えて、中央地域包括支援センターの運営受託業務においても、実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が定められており、令和元年度の契約においては、1,568千円が市に返還されているが、当該精算に際して、交代職員の人件費が中央地域包括支援センターの運営受託業務の実績額から控除されているか否かの確認はなされていない。

いずれにしても、実績額の妥当性を確保するためには、収支計算書の根拠となる帳簿及び証憑類等の提出を求めて、その正確性の確認を行うか、実地検査を前提として、帳簿及び証憑類等の保管を契約書にて義務付ける等の対応を図る必要がある。

③ 複数年度契約等の契約方法の見直しについて(監査の意見)

認知症の初期対応や認知症ケアに関する情報共有を図る取り組みは単年度で効果があがるものではなく、ノウハウや経験の蓄積の点からも継続的な事業の実施が想定されるものといえる。現在、認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託業務は単年度契約であり、中央地域包括支援センター運営業務の受託者である市社会福祉協議会に対して事業を委託しているが、中央地域包括支援センター運営業務の委託契約は、平成28年7月1日から令和4年3月31日を期間とする複数年度契約となっている。

本件契約は、中央地域包括支援センターの受託者である市社会福祉協議会に随意契約で契約を締結しているものであり、今後、短期間の中に事業の枠組み等を見直すこと等を想定してないのであれば、地域包括支援センター運営業務の委託契約と契約期間を合わせる等し、複数年度にわたり継続的に事業を実施する体制とすることが望ましいものと考え。

また、認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託業務は、中央地域包括支援センター運営業務とは別の契約とされているが、運営業務受託者に随意契約にて業務

を委託し、実質的に一体で実施されているものである。このため、契約をより実態に即したものとし、契約手続や各種報告等の簡素化を図る意味からも、将来的には、認知症地域支援・ケア向上事業自体を、認知症地域支援推進員を配置する地域包括支援センター運営業務の一つとして織り込むことも検討されたい。

④ 実績報告の様式の見直しについて(監査の意見)

委託契約書第8条に基づき、毎月、業務実施状況に関する報告書が提出されているが、認知症に関する相談件数等について、「1. 認知症疾患医療センターからの情報提供に基づくもの」、「2. 認知症疾患医療センターへの連携に関するもの」、「3. 顧問医との連携に関するもの」及び「4. その他の活動に関するもの」が報告されている。このうち1～3の項目については人数もしくは件数等の報告であり、4の項目については、相談案件や会議等の開催ごとに「〇月〇日 認知症連携担当者会議」、「①本人から電話。施設の情報提供をする。」、「②××から相談。小規模多機能を検討していく。」等の簡単な記載がされる形態である。

【認知症地域支援・ケア向上事業に関する委託契約書 抜粋】

(実績報告等の提出)

第8条 受託者は、毎月の業務実施状況及び委託者が指示する必要な報告書等を、その翌月の15日までに提出するものとする。

しかし、本件契約の仕様書においては、認知症の人やその家族等に対する個別の支援等だけではなく、他の地域包括支援センターに対する支援や、認知症初期集中支援チームとの連携等、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業等といった地域における認知症ケア体制の構築のための様々な取り組みが想定されており、現状の報告書ではこれらの実施状況を十分に把握できる形態となっていない。

確かに、認知症地域支援・ケア向上事業を含む介護保険事業については、豊中市保険事業運営委員会において取り組みの報告や評価等がなされることになるが、その前提として、委託者である所管課が、個別の委託業務について仕様書通りに適切に実施されたかどうか把握し管理することも必要である。国のモデル事業時代からの報告形式をそのまま使用しているとのことであるが、仕様書で定める各種の取り組みの実績を示すよう、報告すべき項目や記載方法等を見直すことが望ましいものとする。

【認知症地域支援・ケア向上事業仕様書 抜粋】

- [1] 認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、以下に示すような取組を実施する。
1. 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築する。
 2. 医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークを形成する。
 3. 認知症ケアパスの作成・普及における主導的な役割を担う。
 4. 認知症地域支援推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行う。
- [2] 認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するために、以下に示すような取組を実施する。
1. 認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。
 2. 認知症初期集中支援チームとの連携を図ることにより、状況に応じたサービスが提供されるよう調整する。
 3. 認知症の人やその家族等に対し相談支援を行う支援者を対象として、認知症対応力向上を図る。
- [3] 認知症のケアの向上を図るために、以下に示すような取組の企画、調整を実施する。
1. 病院・介護保険施設などで認知症対応力向上を図るための支援事業
 2. 認知症の人の家族に対する支援事業
 3. 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業
 4. 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業
- [4] これらの取り組みを効果的に推進するため、以下に示すような取組を実施する。
1. 認知症地域支援推進員が配置されている地域包括支援センターは、3職種と協働してこれらの取組を行う。
 2. 虹ねっと連絡会「認知症支援部会」の事務局とし、部会の運営を主導的に行う。
 3. 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議への出席・助言
- [5] 嘱託医の役割としては、以下の活動等の実施が望ましい。
1. 認知症地域支援推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言
 2. 認知症の人を専門医療機関につなぐための関係機関との調整
 3. 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議への出席・助言

2. 認知症初期集中支援チーム配置事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	4. 認知症高齢者支援の充実
施策	1) 認知症の予防、早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実 2) 認知症の人や介護家族に対する支援の充実
取り組み	【認知症初期集中支援チームによる支援の充実】 医療・介護等の必要なサービスを利用していない認知症高齢者等に対して、安定的な支援が行われるまでの初期支援を集中的・包括的に実施するとともに、チームの周知や早期対応の重要性の普及啓発に取り組みます。 また、地域包括支援センターとの連携及び役割分担、他機関連携や支援手法の確立を図るとともに、認知症高齢者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図ります。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

認知症の早期発見・適切な対応を可能とする体制の整備を目的とし、認知症の専門医の指導の下で複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこととしている。

本事業は、介護保険法第115条の45第2項第6号に基づく地域支援事業の一つであり、市では平成28年度から「認知症初期集中支援チーム」を配置し、その運営については業務委託の形態としている。なお、認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約は、平成28年7月1日から令和4年3月31日までを期間とする複数年度契約であり、平成27年度に実施した公募プロポーザル方式により社会医療法人北斗会が受託者に決定している。また、平成28年度の契約当初においては、総額23,960,250円であり、年度途中から開始する平成28年度を除き年額4,167,000円にて契約を開始したが、事業量の増大に伴い、平成31年4月1日付けの変更契約により、以後の年額を5,051,100円に変更(総額26,612,550円)している。

表 68 認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約
委託先	社会医療法人北斗会
委託期間	平成 28 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
契約の方法	公募型プロポーザル方式
委託金額	総額 26,612,550 円 [内訳] 平成 28 年度: 3,125,250 円 平成 29 年度から平成 30 年度: 4,167,000 円 令和元年度から令和 3 年度: 5,051,100 円 (ただし、実績額が委託料より少ないときは、受託者はその差額を返還する。)

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

認知症初期集中支援チームに対しては、令和元年度において 165 件の相談があり、社会福祉士及び看護師等による対応が図られている。前年度からの継続案件 27 件と合わせた 192 件のうち、127 件が助言・情報提供により終了とし、42 件は他機関に引継ぎとなっている。また、翌令和 2 年度への継続案件は 13 件であった。

表 69 令和元年度における相談案件の介護度別内訳

介護度	件数	構成割合
要支援 1 から 2	13 件	7.8%
要介護 1～5	30 件	18.1%
自立・非該当	2 件	1.2%
未申請	79 件	47.8%
介護認定申請中	3 件	1.8%
不明等	38 件	23.0%
合計	165 件	100.0%

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 70 令和元年度における相談案件の終了理由別内訳

終了理由	件数	構成割合
助言・情報提供	127 件(5 件)	66.1%
他機関へ引継	42 件(13 件)	21.8%
死亡・行方不明	2 件(0 件)	1.0%
支援継続中	13 件(3 件)	6.7%
その他	8 件(6 件)	4.1%
合計	192 件(27 件)	100.0%

(注) 件数の()内は、前年度からの継続案件の件数。

(出所: 市提供データより監査人作成)

④ 事業費の推移

(単位: 千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	4,167	4,207	5,132
決算額	4,167	4,207	5,131

⑤ 事業費の主な内訳

(単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	5,051	認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約
負担金補助及び交付金	80	
合計	5,131	

(2) 監査の結果及び意見

① 委託費における人件費の算出方法について(監査の結果)

認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約においては、業務の実施にあたり、専門職 2 名以上及び専門医 1 名以上を配置することを求めている。

表 71 認知症初期集中支援チーム業務における職員配置

職種	配置数	要件
<p>専門職</p>	<p>2名以上</p> <p>※医療系・介護福祉系の双方を配置すること</p> <p>※保健師または看護師を1名以上配置すること</p> <p>※社会福祉士を1名以上配置すること</p>	<p>以下のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(a)「医療系(保健師・看護師・准看護師・作業療法士・歯科衛生士・精神保健福祉士等)、介護福祉系(社会福祉士・介護福祉士等)」の医療保険福祉に関する国家資格を有する者</p> <p>(b) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者</p> <p>(c)国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。</p> <p>※但し、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。</p>
<p>専門医</p>	<p>1名以上</p>	<p>日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師</p> <p>※但し、上記医師の確保が困難な場合には以下の医師も認める。</p> <p>(a)日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定があるもの</p> <p>(b)認知症サポート医であって、認知症疾患の診断、治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)</p>

※チーム各員は必ずしも専任の必要はない。

(出所:契約書より監査人作成)

また、認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書第7条において、受託者が提出する「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が定められている。令和元年度においては、委託料 5,051 千円に対して、「収支計算書」により、これを大きく上回る 9,698 千円が実績額として報告されており、結果として返還額は無い。なお、令和元年度の収支計算書の概要は表 72 のとおりである。

表 72 令和元年度における収支計算書の概要

項目	主な内容等	金額
人件費	給与・各種手当等	8,184 千円
	法定福利費	997 千円
	その他	183 千円
人件費計		9,365 千円
旅費		2 千円
需用費	消耗品費(文房具・用紙等)	59 千円
	印刷製本費(会議資料・チラシ印刷等)	19 千円
	修繕料(バイク・自転車修理等)	49 千円
	光熱水費	128 千円
役務費	通信運搬費(電話料・郵便料等)	28 千円
	広告料(求人等)	3 千円
	保険料	40 千円
人件費以外計		332 千円
総合計		9,698 千円

(出所:収支計算書より監査人作成)

【認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書 抜粋】

(委託料の返還)

第7条 第8条に定める「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還するものとする。

実績額 9,698 千円は委託料 5,051 千円の 1.9 倍程度に相当し、この間に大きな乖離があるが、実績額の 97.4%は人件費が占めており、これが乖離の主要因といえる。

認知症初期集中支援チーム業務に関する委託業務の委託料は、平成 27 年 10 月に公表された「認知症初期集中支援チーム業務委託 <公募要領>」(以下「公募要

領」という。)においては4,167千円が見込額として示されており、人件費は、医師及び専門職の別に、ケース訪問及びケース検討等の会議の回数に応じて積算されている。また、当初の契約においては、公募要領に示す見込額により契約が締結されている。

表 73 公募要領における委託料の見込額

区分	内訳
人件費 3,557,000 円	積算の内訳 【ケース訪問】 医 師 @18,400 円/回×(75 人÷2)件=690,000 円 専門職 @4,575/回×(75 人×2 回)×2 職種=1,372,500 円 【ケース検討等の会議】 医 師 @6,200 円/回×75 件=465,000 円 専門職 @4,575/回×(75 人×1.5 回)×2 職種=1,029,375 円
事務費 610,000 円	旅費、需用費(消耗品費・印刷費等)、役務費(電話・郵便等)、手数料(認知症初期集中支援チーム員研修参加費等)など
総額(年額):4,167,000 円	

(出所:市提出資料より監査人作成)

また、業務量の増大等に伴い令和元年度から契約額が変更されており、その際の委託料の積算に際しては、人件費が3,557千円から4,591千円に増額されているが、これにおいても、医師及び専門職の別に、ケース訪問及びケース検討等の会議の回数に応じた積算がなされている。

表 74 変更契約時における委託料の積算額

区分	内訳
人件費 4,591,100 円	積算の内訳 【ケース訪問】 医 師 @18,400 円/回×30 件=552,000 円 専門職 @4,575/回×300 回×2 職種=2,745,000 円 【ケース検討等の会議】 医 師 @6,200 円/回×70 件=434,000 円 専門職 @4,575/回×70 件×2 職種=640,500 円 【普及啓発】 専門職 @4,575/回×(2 回×12 月)×2 人=219,600 円

区分	内訳
事務費 460,000 円	旅費、需用費(消耗品費・印刷費等)、役務費(電話・郵便等)、 手数料(認知症初期集中支援チーム員研修参加費等)など
総額(年額):5,051,100 円	

(出所:市提出資料より監査人作成)

一方、受託者より提出された収支計算書及びその添付資料によれば、医師についてはケース訪問とケース検討等の会議の回数等に応じて算出されているものの、看護師等の専門職の person 費については、当該職員の年間の給与総額に一定の兼務割合を乗ずる方法により算出されている。看護師や社会福祉士などの専門職の中には、兼務割合が 50% (0.5) や 70% (0.7) の者が含まれていることから、ケース訪問や会議等の回数に応じた person 費の額よりも相対的に高額となるものと考えられる。

表 75 収支計算書における person 費の算出額

職種	算出方法	算出額
看護師	3 名 (兼務割合各 0.7、0.5、0.1)	3,709,758 円
社会福祉士(1 名) 作業療法士(2 名)	3 名 (兼務割合各 0.5、0.1、0.1)	4,035,922 円
医師	【訪問】@60,000 円×2 回 【会議】@30,000 円×50 回	1,620,000 円
person 費合計		9,365,680 円

(出所:市提出資料より監査人作成)

表 76 収支計算書における person 費の算出額

職種	豊中市の積算額 (A)	受託者の算定額 (B)	差異 (A) - (B)
専門職	3,605,100 円	7,745,680 円	△4,140,580 円
医師	986,000 円	1,620,000 円	△634,000 円
合計	4,591,100 円	9,365,680 円	△4,774,580 円

(注)豊中市の積算額の合計は平成 31 年 4 月 1 日の変更契約時のもの。

(出所:市提出資料より監査人作成)

市による委託料の積算資料と受託者の収支計算書を閲覧する限り、人件費の算出方法について、市と受託者との間で認識の相違があることが、委託料と実績額との間に大きな差異が生じる主要因と考えられる。公募要領や変更契約時における市の積算においては、認知症初期集中支援チームの構成員はケース訪問やケース検討等の会議等に応じて参集し業務を行うことが前提とされているものといえるが、受託者における人件費の算出においては、雇用する専門職の勤務時間の一定割合を認知症初期集中支援チーム業務に割いていることを前提としている。

そもそも、ケース訪問回数等に応じた人件費を想定しているのであれば、受託者から提出された収支報告書はこれとは異なる考え方に沿って作成されている。実績額と委託料との比較による精算を前提とするのであれば、金額を集計する土俵が異なっており適切ではない。もし、市が積算するようにケース訪問回数等に応じた人件費を想定するのであれば、受託者に対しても、これに応じて算出された人件費に基づく収支計算書の提出を求め、その実績額と委託料とを比較する必要がある。一方、兼務割合に応じた人件費の計上を認めるのであれば、委託料の積算方法が実態と乖離していることを示唆しており、委託料の見直しを図ることが必要である。

いずれにしても、市は委託料で賄う人件費の範囲とその算出方法をあらためて見直すとともに、これを受託者に周知し、この方法に沿った収支報告を求めべきである。

② 委託料実績額の確認等について(監査の結果)

認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書第7条において、受託者が提出する「収支計算書」に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が定められている。

本来、実績額に基づく精算を前提とするのであれば、人件費として計上された額について、ケース訪問及びケース検討等の会議の回数に応じて算出されているのであれば、その職種ごとの単価の根拠や回数の確認を行うことが必要であり、兼務割合に応じて算出されているのであれば、兼務割合の算出方法や勤務時間等の基礎数値の集計方法、年間の給与総額等の確認を行うことが必要になるものと考えられるが、現状、そのような確認は行われていない。

実績額の妥当性を確保するためには、人件費以外の経費も含めて、収支計算書の根拠となる帳簿及び証憑類等の提出を求めて、その正確性の確認を行うか、実地検査を前提として、帳簿及び証憑類等の保管を契約書にて義務付ける等の対応を図る必要がある。

③ 評価票の位置付けについて(監査の意見)

認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書第8条第2項において、委託期間満了後、事業報告書及び収支計算書とともに評価票を市に提出するものとされているが、現時点において、評価票の意義及び項目や様式等が明確に定まっていない。所管課によれば、受託者の自己評価と認識しているとのことであるが、既に令和2年度の過半が経過し、委託期間は残り1年半程度となっている。評価である以上、実績が出る前に設定し、これと実績とを比較分析することが前提といえる。

自己評価とは言え、あくまで委託者である市が提出を求めるものであり、具体的にどのような活動に対して、どのような考え方で目標値や計画値等を設定し自己評価を行うことを求めるのか早急に検討し、受託者に示すことが望ましいものとする。

【認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書 抜粋】

(実績報告等の提出)

第8条 受託者は、毎月の業務実施状況及び委託者が指示する必要な報告書等を、その翌月の15日までに提出するものとする。

2 受託者は、委託期間満了後、速やかに事業報告書、収支計算書及び評価票を委託者に提出するものとする。

3 前項のほか、受託者は委託者が必要とする資料等を委託者の請求に基づき提出するものとする。

3. 徘徊高齢者家族支援サービス事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容			
基本目標	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化			
施策	3) 家族介護者への支援の充実			
基本目標	4. 認知症高齢者支援の充実			
施策	2) 認知症の人や介護家族に対する支援の充実			
取り組み	【徘徊高齢者家族支援サービス】 在宅の認知症高齢者が徘徊した場合の早期の安全確保に結びつけるため、徘徊位置情報システム機器を利用したサービスを提供します。			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	徘徊高齢者家族支援サービス (システム利用者)	50世帯	50世帯	50世帯

(注) 第7期計画の計画値である「徘徊高齢者家族支援サービス(システム利用者)」は、徘徊高齢者位置情報サービスに関するものである。

② 事業内容

在宅の認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる仕組みを活用し、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図る等家族が安心して介護できる環境を整備することを目的とし、以下の2つの事業を実施する。

ア. 徘徊高齢者位置情報サービス

徘徊の見られる認知症高齢者にGPS方式の端末装置等を貸与して、当該高齢者が徘徊した場合、その家族等の通報に基づき、委託業者が位置情報提供サービスを用いて、高齢者の場所を特定し、家族等に通報を行うもの。

表 77 徘徊高齢者位置情報サービスの概要

区分	内容
対象者	市内に居住し住民基本台帳に記載されている、同居家族が介護している 65 歳以上の徘徊の見られる認知症高齢者
費用の取扱い	1. 初回のみ豊中市が負担 ○付属品代金(2,000 円:税別) ○加入料金(5,000 円:税別) 2. 利用者負担 ○月額基本料金(500 円:税別) ○位置情報提供料金 ・パソコンや携帯で検索 (月 2 回まで無料、3 回目以降は 1 回 100 円:税別) ・オペレーターへ電話し検索(1 回 200 円:税別) ○機器や付属品の紛失・修理・交換 ・紛失時は、10,000 円:税別 ○現場急行料金:1 回 1 時間ごとに 10,000 円:税別 ※位置情報により発見されたが、家族が現場までかけつけることができないとき。
受託者	セコム株式会社

(出所:市提供資料より監査人作成)

イ. 高齢者みまもりあいステッカー(愛称:ミモカ)利用支援事業

認知症高齢者等が徘徊した場合に備え、衣服や所持品に貼り付けるフリーダイヤルが記載されたステッカー(みまもりあいステッカー:ミモカ)を配布し、行方不明になった場合でも、発見者がステッカー記載の連絡先に電話し ID 入力することにより、個人情報を知られることなく、家族等と連絡を取ることができるようにするもの。

表 78 高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業の概要

区分	内容
対象者	市内に住民登録のある高齢者又は第 2 号被保険者で、次のいずれかの要件に該当する者。 ・認知症の確定診断が出ている者 ・過去に徘徊をしたことがある者

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa 以上である者 ・今後、認知症の医療受診を検討している者 ・その他理由により、必要と認められる者
費用の取扱い	1. 初回のみ豊中市が負担 ○初期費用(2,000 円:税込) 2. 利用者負担 ○年間利用料(3,600 円:税込)
受託者	一般社団法人セーフティネットリンケージ

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

ア. 徘徊高齢者位置情報サービス

「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」(第7期)においては、令和元年度の計画値として50世帯の利用を掲げているが、令和元年度末における利用世帯数は16世帯にとどまっている。

表 79 徘徊高齢者位置情報サービスの利用実績

前年度からの継続	新規登録	廃止	令和元年度末
10 世帯	12 世帯	6 世帯	16 世帯

イ. 高齢者みまもりあいステッカー(愛称:ミモカ)利用支援事業

「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」(第7期)においては特段の計画値を設定していないが、「令和2年度事業評価シート(令和元年度実施分)」においては、令和元年度の年間延べ利用者数の目標値として250人を掲げているが、令和元年度における年間の延べ利用者数は21人とどまっている。

表 80 高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業の利用実績

前年度からの継続	新規登録	廃止	令和元年度末
14 人	7 人	2 人	19 人

(注)年間の延利用者数は21人。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	119	762	957
決算額	101	113	350

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	231	
役務費	13	
委託料	105	みまもりあいステッカー利用支援事業業務委託、徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託
合計	350	

(2) 監査の結果及び意見

① 一層の利用促進に向けた実施方法等の継続的な見直しについて(監査の意見)

GPS による徘徊高齢者家族支援サービスの利用世帯数は令和 2 年 3 月末において 16 世帯にとどまっており、みまもりあいステッカー(ミモカ)の利用者数も 19 人(年間延べ利用者数 21 人)にとどまっている。一方、令和元年度において、認知症高齢者情報提供制度同意者として警察から市に情報提供を受けた人数は 195 人にのぼり、必ずしも制度利用に結びついていない面があるものといえる。所管課によれば、情報提供を受けた方には本件事業を直接案内しているものの、複数回にわたり継続的に徘徊が行われる事案は、令和元年度においてその 2 割程度(38 人)であり、一度きりの徘徊事案が多いことが制度利用に結び付いていない一因と考えているとのことである。また、徘徊高齢者家族の捜索にかかる負担軽減を目的とする一方、認知症高齢者に対する接し方や対応方法等を含めた「地域力」の底上げも重要と考えており、引き続き啓発を行っていききたいとのことである。

表 81 2 回以上徘徊人数の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
2 回以上徘徊人数	23 人	33 人	38 人

(注) 高齢者情報提供制度同意者として警察から市に情報提供を受けた人のうち、2 回以上の徘徊によるもの。

(出所: 市提供資料より監査人作成)

その点は理解し得るものであり、徘徊高齢者家族にとっては、周囲の環境によって制度が利用しやすいものであるかどうかが変わってくる。利用する側にとっては、GPS による速やかな検索や、個人情報を知られることなく家族等と連絡を取ることができるという制度上の利点だけではなく、例えば、周囲を巻き込んでまで身内の探索を行うことに引け目を感じてしまうことが無いような環境面での利用しやすさの醸成等も重要なものと考えられる。

例えば、GPS による徘徊高齢者家族支援サービスについては、徘徊による行方不明時に GPS を活用することは十分な効果があるものと考えられるが、そもそも認知症高齢者に端末を持ち歩いてもらうこと自体が困難な場合も想定されることから、より軽量の端末や靴等に装着された形態のもの等を検討することも考えられる。また、ミモカにおいては、無償提供のスマートフォンアプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいる「協力者」に対して検索を呼びかけることが可能であるが、令和 2 年 3 月における「みまもりあいアプリ」のダウンロード数は市内で 4,812 件である。これは豊中市認知症サポーター 20,287 人の 5 分の 1 程度の規模にとどまっており、今後、認知症サポーターの方に積極的な参加を促すことも考えられる。

いずれも即効性があるものではないが、徘徊高齢者家族を支援する方策の一つとしてより利用しやすいものとなるよう、今後も継続的に検討を行うことが望まれる。

4. 老人クラブ支援業務(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	1. 介護予防と健康・生きがいづくりの推進による生涯現役社会の実現
施策	3) 高齢者の地域活動や社会参加の促進
取り組み	【老人クラブや高齢者のスポーツ・文化活動への支援】 老人クラブの会員拡大や事業の活性化に向けて、高齢者の相互支援活動や地域福祉活動がさらに促進されるよう、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。また、高齢者の体力や運動能力に応じたニュースポーツをはじめ、世代間交流につながるスポーツの普及や、市老人クラブ連合会が実施する大会の運営の支援を行います。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

本事業は、僅かな役務費を除くとほぼ全額が老人クラブへの補助金である。この補助金は3つの内容からなっているが、詳細は下記のとおりである。

表 82 老人クラブ支援業務の補助金

区分	令和元年度当初予算	補助金交付先	内容
豊中市社会福祉協議会事業補助金	9,680 千円	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会に設置されている老人クラブ連合会の事務局運営に係る人件費(9,142 千円)及び事業費(通信費、消耗品費等:537 千円)
豊中市老人クラブ連合会運営補助金	2,714 千円	豊中市老人クラブ連合会	各ブロック・グループ・部会の運営費(1,790 千円)、老人クラブ大会などの会場費(106 千円)、大阪府老人クラブ連合会の分担金(818 千円)

区分	令和元年度 当初予算	補助金交付先	内容
豊中市老人クラブ 運営補助金(145 単位クラブ)	5,767 千円	各単位老人ク ラブ	各単位老人クラブへの活動助成金

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

ここでは、豊中市老人クラブ連合会の取り組みを紹介する。

豊中市老人クラブ連合会は、仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくりを豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。

豊中市老人クラブ連合会が補助金交付申込をした令和元年6月時点では、単位老人クラブが147クラブであり、会員数は8,184人である。

表 83 老人クラブ連合会の活動

担当・主催部会	主な内容
総務企画部会	常任理事会・理事会、単位老人クラブ会長・役員研修会・役員管外研修会、豊中市高齢者文化祭 等
若手部会	老人クラブ運営補助金支援事業、健康ウォークラリー大会
グラウンドゴルフ部会	豊中市シルバーグラウンドゴルフチャンピオン大会
ゲートボール部会	豊中市シルバーゲートボールチャンピオン大会 など
謡曲部会	豊中市高齢者謡曲大会 等
文化広報部会	豊中市老連だより「豊寿」の発行、初心者向けスマホ研修
将棋部会	豊中市高齢者将棋大会 等
囲碁部会	豊中市高齢者囲碁大会 等
レクリエーション部会	豊中市高齢者レクリエーション大会
趣味部会	秋季旅行(徳島県/大塚国際美術館等)
社会活動部会	とよなか市民環境展 2019 への出展
女性部会	健康づくりチャレンジ講座(新型コロナウイルスの影響により中止)
カーリンコン部会	カーリンコン大会(新型コロナウイルスの影響により中止)
記念大会実行委員会	創立 60 周年記念大会

(出所:市提供資料より監査人が作成)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	19,250	18,737	18,722
決算額	18,912	18,311	18,151

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	0	公金取扱手数料
負担金補助及び交付金	18,151	豊中市社会福祉協議会事業補助金、 豊中市老人クラブ連合会運営補助金、 豊中市老人クラブ運営補助金(145 単 位クラブ)
合計	18,151	

(2) 監査の結果及び意見

① 単位老人クラブに対する補助金の内容について(監査の結果)

「(1)事業の概要 ②事業内容」に記載したとおり、本事業では、147 ある単位老人クラブのうち交付条件に合致する 145 のクラブに対し補助金を交付している。

補助金の交付要件等は、豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱(以下本事業においては「交付要綱」という。)に、以下のように定められている。

【交付要綱 抜粋】

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、老人クラブ助成事業運営要綱(別添 1)に基づき活動を行っている老人クラブ及びそれを総括している老人クラブ連合会とする。この場合において、同要綱 2 の(5)中「50 人」とあるのは「15 人」と、同要綱 4 の(2)中「30 人」とあるのは「15 人」とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 単位老人クラブ

- ア 会員数 15 人～29 人 @810 円×年間活動延月数
- 〃 30 人～39 人 @1,620 円×年間活動延月数
- 〃 40 人～49 人 @2,430 円×年間活動延月数
- 〃 50 人以上 @3,240 円×年間活動延月数
- イ 1 クラブ 60 人をこえる会員 1 人に対し年額 970 円

(2) 老人クラブ連合会

- ア @640 円×単位老人クラブ年間延月数
- イ @ 70 円×会員数
- ウ 特別加算 194,400 円
- エ 大阪府老人クラブ連合会分担金 @100 円×会員数(毎年度 4 月 1 日現在)

【老人クラブ助成事業運営要綱 (※交付要綱中の「別添 1」) 抜粋】

1 目的

老人クラブは、老人の老後の生活を健全でゆたかなものにし、老人の福祉の増進に資することを目的とする。

2 組織

- (1) 老人クラブは、これに参加しようとする老人を差別することなく会員に加えるものとする
- こと。
- (2) 老人クラブは、政治上または宗教上の組織に属さないものとする
- こと。
- (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること。
- (4) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする
- こと。
- (5) 会員数は、おおむね 50 人以上とすること。

3 運営

(略)

4 活動

- (1) 老人クラブは、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものとする
- こと。
- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね 30 人以上の会員が常時参加するものである
- こと。

5 経理
(略)

また、本補助金については、交付要綱において次のようにその用途が定められている。

【交付要綱 抜粋】

(補助の条件)

第5条 補助金の条件は次のとおりとする。

(1) 単位老人クラブの場合、この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する報償費、図書購入費、印刷製本費、備品購入費、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料のみに使用し、他に流用できない。

(略)

交付要綱第5条第1号に記載されているとおり、補助金の用途は老人クラブの活動を支援するためかなり広範に認められている。一方で、これらに係る実績報告とそれに添付されている支出明細及び領収書等を通査した結果、支出の内容について問題があると考えられるものが散見された。

特に、令和元年度においては年度末の3月あたりから新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや集会等が中止されたケースが多い。そこで余った補助金を消化するために上記「補助の条件」に合致しないような支出や交付申請時の予算書に記載していなかった補助金を使い切ることが目的になっているような支出が複数見受けられた。

今後、市においては、交付要綱にある「会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動」のための支出を定義し直し、予算書に記載していない支出については事前に協議する等、ルール化することが必要である。

表 84 単位老人クラブへの補助金の経理処理について

クラブ名	不適切と考えられる経理処理の内容
A 老人クラブ	補助金 48,580 円のうち 26,400 円について、令和 2 年 3 月 31 日に会員に対する記念品(ボールペン)を購入し、配布している。本支出は交付申請時の予算書に記載していない。

クラブ名	不適切と考えられる経理処理の内容
B 老人クラブ	補助金 47,610 円のうち 15,000 円について、令和 2 年 3 月 26 日に 3 名の会員に対して米寿祝い(タオル)を支給している。本支出は交付申請時の予算書に記載していない。
C 老人クラブ	補助金 38,880 円のうち 19,389 円について、令和 2 年 3 月 25 日と 27 日に総会費用及び事務用品と称して大量の雑貨を購入している。交付申請時の予算書では事務費は 3,880 円と記載されている。
D 老人クラブ	補助金 38,880 円のうち 10,780 円について、令和 2 年 3 月 25 日に決算報告時の粗品としてゴミ袋を購入している。本支出は交付申請時の予算書に記載していない。
E 老人クラブ	補助金 38,880 円のうち 11,800 円について、令和 2 年 3 月 5 日に電気ポットを購入している。本支出は交付申請時の予算書に記載していない。
F 老人クラブ	補助金 44,700 円の全額について、令和 2 年 3 月 25 日に記念品と称してゴミ袋と洗剤を購入している。本支出は交付申請時の予算書に記念品 35,000 円との記載がある。
G 老人クラブ	補助金 38,880 円の全額について、令和 2 年 3 月 8 日に記念品(内容不明)を購入している。本支出は交付申請時の予算書に記載していない。

② 老人クラブ連合会への加入率について(監査の意見)

老人クラブ助成事業運営要綱に記載されているとおり、老人クラブは、「老後の生活を健全でゆたかなものにし、老人の福祉の増進に資すること」を目的としている。そして、多くの自治体が、このような目的のために設立された団体の社会的有用性に着目して、その活動を助成するための補助金を支出している。

一方、そのように高齢者福祉に貢献する団体とはいえ、加入する高齢者の数が少なければ効果は減殺され、自治体はその団体に補助金を支出する意義は薄れてしまう。

市における老人クラブの会員数は、令和元年 6 月現在時点 8,184 人である。これは令和元年 4 月 1 日現在の市における 60 歳以上人口 124,649 人の約 6.5%である。この割合は低いと言わざるを得ない²。これについては、高齢者の活動の幅が広が

² 平成 30 年度の中核市(50 市)の平均は 11.9%であり、同年度の豊中市の割合は 7.0%であった。

り、選択肢が多様化したことの現れと捉えると、寧ろ喜ばしいことともいえるが、老人クラブへの補助金の有効性を考えるともっと多くの高齢者に加入してもらいたいことが望ましい。

「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」の「1. 介護予防と健康・生きが
いづくりの推進による生涯現役社会の実現 2) 高齢者の地域活動や社会参加の促進
【老人クラブや高齢者のスポーツ・文化活動への支援】」には、『老人クラブの会員拡
大や事業の活性化に向けて、高齢者の相互支援活動や地域福祉活動がさらに促進
されるよう、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。』と記載している。市と
しては、補助金交付先である老人クラブ連合会に対し、引き続き上記の6.5%という割
合を増やしていくように働きかけていくことが求められる。

5. シルバーハウジング生活援助員派遣事業(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容			
基本目標	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化			
施策	1) 生活支援サービスの充実			
取り組み	【シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)に対する生活援助員の派遣】 シルバーハウジングの居住者の閉じこもりや孤独死を防止するため、安否確認や緊急対応などの見守り支援や生活相談、一時的な生活援助などを行う生活援助員を派遣します。			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)に対する生活援助員の派遣	8箇所 360戸 26人	8箇所 360戸 26人	8箇所 360戸 26人

② 事業内容

高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者世話付住宅(以下「シルバーハウジング」という。)及びすでに生活援助員派遣を行っておりすべての住戸に緊急通報装置の整備がなされている市営住宅に生活援助員(以下「援助員」という。)を派遣し、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

表 85 シルバーハウジング対象住宅

住宅名	住所
市営三国住宅	豊中市三国2丁目1番1号
市営島江西住宅	豊中市島江町1丁目2番8号
市営原田住宅	豊中市原田元町2丁目21番10号
市営向丘住宅	豊中市向丘3丁目9番8号

住宅名	住所
市営アルビス旭ヶ丘住宅	豊中市旭丘 1 丁目 10 番
市営野田第 2 住宅	豊中市野田町 17 番 1 号
府営上新田住宅	豊中市上新田 4 丁目 18 番 1・2 号
府住宅供給公社豊中 B 団地	豊中市服部本町 5 丁目 2 番 7 号

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 86 シルバーハウジング生活援助員派遣事業の概要①

区分	内容
契約名	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託
契約の方法	指名競争入札

表 87 シルバーハウジング生活援助員派遣事業の概要②

住宅名	委託先	委託期間(注)	委託金額 (令和元年度)
市営三国住宅	特定非営利活動法人 オリーブの園	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	10,496,296 円
市営島江西住宅	社会福祉法人 淳風会	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	2,957,110 円
市営原田住宅	府事業団	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	2,573,592 円
市営向丘住宅	社会福祉法人 豊中ファミリー	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	6,274,996 円
市営アルビス旭ヶ丘 住宅	社会福祉法人 愛和会	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	5,690,184 円
市営野田第 2 住宅	特定非営利活動法人 オリーブの園	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	2,422,222 円
府営上新田住宅	社会福祉法人 豊中ファミリー	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	8,528,222 円
府住宅供給公社豊 中 B 団地	府事業団	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	2,573,592 円

(注)長期継続契約としている。

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

区分	令和元年度 目標値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 実績値
シルバーハウジ ングの入居者数	360 戸	323 戸	313 戸	312 戸

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	47,207	47,346	44,532
決算額	45,795	44,006	44,436

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	444	光熱水費
役務費	927	通信費
委託費	42,959	生活援助員派遣事業に係る業務委託料
備品購入費	105	
合計	44,436	

(2) 監査の結果及び意見

① 安否確認に係る様式の統一について(監査の意見)

シルバーハウジングは、市営住宅 6 ヶ所、府営住宅 1 ヶ所、府営住宅供給公社団地 1 ヶ所の 8 ヶ所があり、市は全てのシルバーハウジングに対して生活援助員派遣事業を実施している。生活援助員の業務内容は、次のように規定されている。

【豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要領 抜粋】

(生活援助員の業務内容)

第 4 条生活援助員は、入居者に対して次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 生活相談

- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上の必要な援助

上記「(2)安否の確認」については、豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託仕様書において「定期的な巡回を行い、1日1回以上は必ず入居者の安否を確認する。」と規定されており、8ヶ所の各シルバーハウジングで安否確認簿にその記録が残されている。安否確認は主に午前中に訪問によって行われるが、必ずしも対象となる入居者が在宅しているとは限らない。また、在宅だとしても訪問に応じないこともある。更には、入居者から土日祝日は安否確認が不要との申出もある。このように、「安否確認」にも様々な状況が想定され、各援助員はそれぞれの状況に合わせた記号等を使い安否確認簿に記録を残しているが、各シルバーハウジングによりその記録様式は異なっており、確認時刻や状況を詳細に記録しているケースもあれば、単に○印のみで確認できたかそうでないかの記録のみを残しているケースもある。一見すると各シルバーハウジングの状況に合わせて柔軟に安否確認簿を作成しているようにも思えるが、全体としてみれば、業務の統一性はなく、残された記号からどのような確認を行ったのか又は入居者がどのような状況だったのかは非常にわかりにくい。

確かに、安否確認における入居者の状況は複数考えられるが、実施している業務内容はどのシルバーハウジングでも同じである。したがって、業務の効率化や統一化を図るためにも、記録様式のルールを定め、契約書の様式として追加し、共通の安否確認簿が作成できるように整備することが望まれる。

② 事業の継続性について(監査の意見)

「(1)事業の概要 ③事業実績」にも記載のとおり、シルバーハウジングの延利用者数は目標値に達しておらず、微減傾向である。一方、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にある状況を踏まえると、想定どおりの入居が進んでないと考えられ、今後の増加に対する準備も現状では予定しなくても問題ない。

第7期計画の策定に向けて実施したアンケートによると、未認定者(65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人)が利用してみたいサービスで、「定期的に訪問や電話などがあり、安否などを確認されるサービス」は9.1%で上から7番目の位置付けであった。一方、31.9%で全体の1位は「緊急時にボタンを押すと、自動的に通報し

助けを求められるサービス」であり、高齢者の要望は、訪問という受け身のサービスから、何かあれば高齢者側から発信する方向へと変化しているといえる。

このような状況を考えると、現状でも一定の効果を得ている生活援助員派遣事業については継続することも必要ではあるが、現状のサービスで高齢者側の要望に合致しているかどうかを定期的に見直し、その規模や実施方法については、柔軟に変更することが求められる。

Ⅲ 長寿安心課・障害福祉課

1. 軽度生活援助事業(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容			
基本目標	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化			
施策	1) 生活支援サービスの充実			
取り組み	【軽度生活援助サービス】 家事や外出時の援助、軽微な修繕、代筆等の軽易な日常生活上の援助を行います。			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	延利用者数 (人)	650	650	650

② 事業内容

本事業は、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止し、在宅の高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

事業の対象者、内容等は表88のとおりである。

表88 軽度生活援助事業の内容

区分	内容
対象者	市内に在住の65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、日常生活に支援が必要な人 (要支援・要介護認定を受けている場合、介護保険の訪問介護の利用が可能なものを除く)
内容	簡単な日常生活の援助を、公益社団法人豊中市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に委託して行う。 援助内容:家事援助、外出時の援助、軽微な修繕等

区分	内容
利用料等	通常費用の一部自己負担あり(援助内容により 300 円から) 1 週間に 1 回(2 時間)まで。市に事前登録のうえ、シルバー人材センターに利用を申し込む。
実施根拠	豊中市軽度生活援助事業実施要綱 (以下本項において「実施要綱」という。)

(出所:市提供資料より監査人が作成)

表 89 軽度生活援助事業に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	豊中市軽度生活援助業務委託
委託先	シルバー人材センター
委託期間	平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から令和 2 年(2020 年)3 月 31 日まで
契約の方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 (随意契約理由) 高齢者市民の社会参加の促進や就業を通じて生きがいの充実を図り、活力ある地域社会を実現するという市の政策目的に適合していること。
委託金額	援助項目ごとの単価により 1,600 円～5,200 円 1 回分の単価は 2 時間以内の単価 推定の年総額 1,688,000 円
支出済額	1,265,600 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

本事業の指標として、所管課では、延利用者数(第7期計画の計画値)と延利用回数
の2つを設定している。平成27年度以降のこれら指標の推移は表90のとおりである。

表90 軽度生活援助事業の指標の年次推移

(単位:回、人)

指標	目標値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
延利用回数(A)	1,500	1,393	1,027	913	919	791
延利用者数(B)	650	411	309	275	258	212
平均(A/B)	2.3	3.4	3.3	3.3	3.6	3.7

2つの指標ともに減少傾向がみられ、直近4年度で延利用者数は第7期計画の計画値である650人の半数以下となっている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	2,400	2,080	1,688
決算額	1,463	1,470	1,265

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	1,265	シルバー人材センターへの委託料
合計	1,265	

(2) 監査の結果及び意見(長寿安心課における対応が求められるもの)

① 請求書の徴取遅延について(監査の結果)

シルバー人材センターへの委託料の支払について、契約書に次のとおり定められている。

【豊中市軽度生活援助業務委託契約書 抜粋】

(委託料の支払)

第 15 条 受託者は、毎月翌月 10 日までに、別表 1 による費用に基づき、利用対象者が事業を利用した実績に応じた請求書(サービス提供に要する費用に事務費を加えた金額から利用者が負担する金額を差し引いた金額)を委託者に提出するものとする。

2 委託者は、前項の金額を請求書を受理した日から 30 日以内に受託者に支払うものとする。

シルバー人材センターから提出された請求書、所管課で作成された復命書、支出命令書を閲覧したところ、表 91 のとおりであった。復命とは、命令を受けた者が、その経過や結果を報告することである。ここでの復命書は長寿安心課長名で市長宛てに作成されている。

表 91 請求書、復命書、支出命令書の日付

請求対象月	請求書の 日付の記載	復命書の 日付	支出命令書の 起票日	支出命令書上の 支払希望日
平成 31 年 4 月	2019 年 6 月 25 日	令和元年 5 月 1 日	令和元年 6 月 25 日	令和元年 7 月 12 日
令和元年 5 月	2019 年 7 月 8 日	令和元年 6 月 3 日	令和元年 7 月 9 日	令和元年 7 月 26 日
令和元年 6 月	2019 年 7 月 25 日	令和元年 7 月 1 日	令和元年 7 月 25 日	令和元年 8 月 9 日
令和元年 7 月	2019 年 8 月 23 日	令和元年 8 月 1 日	令和元年 9 月 2 日	令和元年 9 月 13 日
令和元年 8 月	2019 年 9 月 27 日	令和元年 9 月 2 日	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 25 日
令和元年 9 月	2019 年 11 月 1 日	令和元年 10 月 1 日	令和元年 11 月 8 日	令和元年 11 月 29 日

請求対象月	請求書の 日付の記載	復命書の 日付	支出命令書の 起票日	支出命令書上の 支払希望日
令和元年 10月	2019年 11月29日	令和元年 11月1日	令和元年 12月2日	令和元年 12月20日
令和元年 11月	2019年 12月27日	令和元年 12月2日	令和元年 12月27日	令和2年 1月24日
令和元年 12月	2020年 1月17日	令和2年 1月6日	令和2年 1月21日	令和2年 2月7日
令和2年 1月	2020年 3月25日	令和2年 3月19日	令和2年 3月25日	令和2年 4月3日
令和2年 2月	2020年 3月25日	令和2年 3月19日	令和2年 3月25日	令和2年 4月3日
令和2年 3月	2020年 4月17日	令和2年 3月31日	令和2年 4月17日	令和2年 4月24日

(出所:市提供資料より監査人作成)

令和元年度の全ての月で請求書の提出が契約書に定める翌月10日より遅延しており、平成31年4月や令和2年1月分のように業務の完了から支払日までが2ヶ月を超えているものもある。所管課の説明では、シルバー人材センターからの請求書の提出は毎月遅延しており、督促しても直ちには提出されない状況にあるとのことである。

シルバー人材センターは実施要綱第2条において本事業の委託先と定められ、入札や見積合せといった競争によらず委託先として選定されていることもあり、業務の完了から2ヶ月を超える支払の遅延をもたらしていることは適切ではない。所管課は、シルバー人材センターを所管する市民協働部くらし支援課とも連携して、契約書の定めに従って請求書を提出するよう求めることが必要である。

【実施要綱 抜粋】

第2条 この事業の実施主体は豊中市とする。ただし、市長はこの事業を公益社団法人豊中市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に委託して実施するものとする。

② 復命書の作成日付について(監査の結果)

復命書は、前月における委託業務の履行を確認したことを報告する目的で、毎翌月初に作成されている。復命書には「上記の委託業務が、当初の契約に基づき履行されたことを確認しました。」と記載されており、具体的には、シルバー人材センターからの請求書とともに提出された請求書内訳及び豊中市軽度生活援助事業利用者台帳(利用者の受領印のあるもの)について内容の確認を行っているとのことである。

しかし、「①請求書の提出遅延について(監査の結果)」に記載したとおり請求書の提出が大きく遅延しているため、毎翌月初に請求書、請求書内訳及び豊中市軽度生活援助事業利用者台帳の内容を確認することは不可能である。

現状では請求書類の受領後に確認作業が行われ、遡及した日付で復命書が作成されている蓋然性が高い。復命書は契約義務の履行を確認する証跡として重要な書類であり、その作成日付は遡及することなく、実際に履行確認を行った日付とすべきである。

③ 事業の重複について(監査の意見)

「表 90 軽度生活援助事業の指標の年次推移」に示すように、2つの指標(延利用回数・延利用者数)ともに減少傾向がみられ、直近4年度で延利用者数は第7期計画の計画値である650人の半数以下となっている。所管課からは、市社会福祉協議会が実施する「福祉便利屋」事業との競合が起きているとも考えられるとの説明があった。

市社会福祉協議会のウェブサイトによると、福祉便利屋事業は高齢者のちょっとした困りごとに対応するサービスである。メニューは買い物同行、話し相手、家具の移動、電球交換、ゴミ出し・分別、重い物の移動、大型ゴミの搬出、簡単な日曜大工、携帯電話操作、簡単な針仕事、草むしり、荷物の入れ替え、見守り・安否確認に限定されているが、これらの大部分は軽度生活援助事業と重複する。また、年会費300円がかかるが謝礼金は15分につき200円である(福祉便利屋事業を校区福祉委員会が実施する区域では、年会費300円は不要。)

サービスの利用者にとっては、市が実施する軽度生活援助事業と市社会福祉協議会が実施する福祉便利屋事業との選択肢が存在することになり、一人ひとりがより適するサービスを選択できる点でメリットがあるとも考えられる。一方、市と市社会福祉協議会とで類似のサービスを実施することは、市社会福祉協議会に対して市から補助金が支出されていることに鑑みると、事業の重複により非効率な面が生じる可能性がある。

令和2年3月末現在、福祉便利屋事業の実施区域は市内39校区中18校区であり全校区には及んでいないとともに、実施している18校区においても人材育成に課題を有する等、校区の状況によっては利用者のニーズに十分対応できていない場合もあるとのことである。一方、シルバー人材センターへの委託には、高齢者の生きがいづくりの側面もあることから、各校区における福祉便利屋事業の充実度等を踏まえた本事業とのすみ分けの適否等も含め、本事業の方向性について検討が必要である。

2. 高齢者外出支援サービス事業(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容			
基本目標	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化			
施策	1) 生活支援サービスの充実			
取り組み	【外出支援サービス】 在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎します。			
第7期計画の 計画値	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	延利用者数 (人)	850	900	950

② 事業内容

本事業は、在宅の要介護高齢者に対し、移送用車両(リフト付車両等)により、利用者の居宅と医療機関や公的機関(市役所等)との間を送迎する事業である。要介護高齢者の生活の利便性を図り、要介護高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で、引き続き生活していくことを支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

事業の対象者、内容等は表92のとおりである。

表 92 高齢者外出支援サービス事業の内容

区分	内容
対象者	市内に在住の65歳以上の在宅の人で、下肢等の障害のため車椅子等を使用し、家族等の介助により一般の交通機関等を利用することが困難な人(事前登録が必要)
内容	リフト付自動車で居宅から医療機関・公的機関へ送迎する。 府事業団への委託により実施する。
利用料等	距離制で片道300円(税込)から 当日キャンセルのみ、キャンセル料300円(税込) 月2回まで。市に事前登録のうえ、府事業団の「豊寿荘」に利用を申し込む。

区分	内容
運行範囲	豊中市内及び特定区域(池田市、吹田市、箕面市、尼崎市、伊丹市、大阪市(淀川区・西淀川区・東淀川区・北区))
実施根拠	豊中市高齢者外出支援(送迎)サービス事業実施要綱 (以下本項において「実施要綱」という。)

(出所:市提供資料より監査人が作成)

表 93 高齢者外出支援サービス事業に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	豊中市高齢者外出支援(送迎)サービス業務委託
委託先	府事業団
委託期間	平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から令和 6 年(2024 年)3 月 31 日まで
契約の方法	指名競争入札(1 者辞退、1 者応札)
委託金額	年額 6,328,800 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

本事業の指標として、所管課では、延利用件数(第 7 期計画の計画値)を設定している。平成 27 年度以降の延利用件数を各年度末の登録者数とともに示すと表 94 のとおりである。

表 94 高齢者外出支援サービス事業の実績の年次推移

(単位:件、人)

指標	目標値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
延利用件数(A)	900	716	761	822	760	693
登録者数(B)	-	337	298	334	320	319
平均(A/B)	-	2.1	2.6	2.5	2.4	2.2

(出所:市提供資料より監査人作成)

④ 事業費の推移及び事業費の主な内訳

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,799	5,900	6,458
決算額	5,798	5,835	6,399

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	6,387	府事業団への委託
負担金補助及び交付 金	12	
合計	6,399	

(2) 監査の結果及び意見(長寿安心課における対応が求められるもの)

① 契約書の文言誤りについて(監査の結果)

市と府事業団との業務委託契約は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 5 年間の長期継続契約である。

委託業務に関する報告に関して、府事業団との契約書において次のとおり定められている。

【豊中市高齢者外出支援(送迎)サービス業務委託契約書 抜粋】

(報告)

- 第 3 条 受託者は、毎月翌月 10 日までに、遅滞なく委託事業報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、年度終了後 30 日以内に、委託事業精算報告書を発注者に提出しなければならない。
- 3 前項の他、受注者は、発注者が必要とする資料を受注者の請求に基づき提出しなければならない。

第 3 条第 3 項の「受注者の請求に基づき」の部分は「発注者の請求に基づき」の誤りである。本契約書は長期継続契約の契約期間である 5 年間にわたって契約当事者

間の権利義務を規定するものであることから、文言の確認には特に慎重な事務が要請され、すみやかに訂正する必要がある。

② 事業収支計画書の未徴取について(監査の結果)

委託業務に係る仕様書において、報告書類につき次のとおり定められている。

【豊中市高齢者外出支援(送迎)サービス業務委託仕様書 抜粋】

(各種報告書)

受託者は、契約締結時に福祉有償運送の登録書及び事業収支計画書等の必要書類の提出を行い、年度末の事業終了後には事業収支報告書及び事業報告書の提出を行う。

しかし、事業収支計画書について所管課は提出を受けていなかった。仕様書は契約書の一部をなすものであり、事業収支計画書を府事業団が提出しないことは適切ではない。

実質的にも、事業収支計画書は、委託業務の実施計画を収支面で表すものであり、業務の実施前の段階において、委託業務が適切に遂行し得ることを受託者が説明する性格を持つものである。また、事業の実施後においては、事業収支報告書と対比すること等により、委託業務の履行状況を確認する材料の一つとなり得るものでもあり、委託業務の透明性を確保するためにも重要な書類といえる。

少なくとも、受託者から提出を受けるべき報告書として契約書又は仕様書に定めたのであれば、未徴取のままとすることは妥当性を欠く。市は、仕様書に定める書類を確実に徴取する必要がある。

③ 委託事業精算報告書の徴取遅延について(監査の結果)

契約書第3条第2項には、年度終了後30日以内に「委託事業精算報告書」を市に提出することを定めているが、閲覧のため所管課に提示を求めたところ、「委託金収支報告書」が提示された。これは契約書に定める「委託事業精算報告書」とは名称が異なるが、内容としてはこれが該当するとして府事業団から受領したとのことであった。

しかし、当該「委託金収支報告書」の日付は令和2年8月7日と記載されており、業務の完了から大きく遅延して提出されている。確かに、業務の遂行状況を示す委託事業報告書は毎月提出されており、業務の履行自体は確認されているものの、本委託事業精算報告書は令和元年度における委託業務の履行状況を収支面で表すものであり、業務の履行確認作業が既に完了している出納閉鎖後の8月に提出を受けることは適切ではない。

少なくとも、受託者から提出を受けるべき報告書として契約書に定めたのであれば、当該年度における委託業務の履行確認前には提出を求めることが必要である。

3. 避難関連事業(一般会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	7. 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化
施策	2) 地域での支え合い機能の強化
取り組み	【防災・福祉ささえあいづくり推進事業】 防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、在宅で生活し災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

市では、災害時に自力での避難が難しいと思われる者のうち、特に支援が必要な者(避難行動要支援者)の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を作成している。本事業は、この名簿の作成と平常時における名簿情報の外部提供に対する意思確認の実施、避難支援等関係者への個人情報取扱研修を行うものである。

事業の対象者及び内容等は表95のとおりであるが、このうち、障害者に関しては障害福祉課が、高齢者に関しては長寿安心課が所管している。

表 95 避難関連事業の内容

区分	内容
対象者	市内に在宅で生活し、次のいずれかに該当する者で、本人または家族等の同居者のみでは災害発生時に自力避難が困難な者。 (1) 65歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護1又は2並びに要支援1又は2の認定を受けた者 (2) 介護保険法に定める要介護3、4又は5の認定を受けた者 (3) 身体障害者手帳所持者(児) ①視覚障害(1級又は2級) ②聴覚障害(2級)

区分	内容
	③ 上肢機能障害(1 級又は 2 級) ④ 下肢機能障害(1 級又は 2 級) ⑤ 体幹機能障害(1 級又は 2 級) (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で単身者 (5) 療育手帳 A 所持者で単身者 (6) 難病患者 ① 特定医療費(指定難病)の受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者 ② 小児慢性特定疾病医療受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者 (7) 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者
内容	避難行動要支援者名簿の作成と平常時における名簿情報の外部提供に対する意思確認の実施、避難支援等関係者への個人情報取扱研修を行う。
実施根拠	防災・福祉ささえあいづくり推進事業実施要綱 (以下本項において「実施要綱」という。)

(出所:市提供資料より監査人が作成)

表 96 避難関連事業に関する委託契約の概要

区分	内容
契約名	避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類発送業務
委託先	東洋印刷株式会社 大阪営業所
委託期間	令和元年(2019年)6月5日から令和元年(2019年)8月31日まで
契約の方法	指名競争入札
委託金額	702,000 円

(出所:市提供資料より監査人が作成)

③ 事業実績

平成 30 年度以前は危機管理課において避難行動要支援者名簿を作成していたが、令和元年度から、避難関連事業として長寿安心課と障害福祉課とが所管する形としている。

本事業の指標として、避難行動要支援者数、意思確認回答者数、意思確認同意者数の 3 つが設定されており、令和元年度における目標値と実績値は表 97 のとおりである。

表 97 避難関連事業の実績

指標	目標値(人)	令和元年度(人)
避難行動要支援者数	14,000	13,782
意思確認回答者数	10,000	9,603
意思確認同意者数	8,500	8,329

(注) 高齢者と障害者の双方を含む指標として設定している。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	—	—	1,718
決算額	—	—	1,013

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	104	消耗品
役務費	329	意思確認書類の郵送料
委託料	579	意思確認書類の作成委託(注)
合計	1,013	

(注) 避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類発送業務(702,000 円)について、対象者人数の割合にて障害者福祉費と老人福祉費とで按分している。

(2) 監査の結果及び意見(障害福祉課における対応が求められるもの)

① 業務委託契約の内容と件名の不整合について(監査の結果)

市は、避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類の作成等を外部への委託により行っている。この委託に係る事務は障害福祉課が担当している。

【業務委託契約書(以下本事業において「契約書」という。)抜粋】

(処理の方法)

第1条 受注者は、委託業務を処理するに当たっては、別添の避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類発送業務委託仕様書(以下本事業において「仕様書」という。)によらなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。

契約書第1条第1項に定める仕様書においては表98のような記載となっている。委託業務の内容が契約書上は「書類発送」とされているのに対し仕様書では「書類作成および発送」とされ、契約書にない「書類作成」が追加されている。

表 98 契約書、仕様書における委託業務の記載

契約書上の委託業務名	避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類 発送 業務
契約書に記載されている仕様書の名称	避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類 発送 業務委託仕様書
仕様書名	避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類 作成および発送 業務委託仕様書
仕様書上の委託業務名	避難行動要支援者名簿作成に係る意思確認等書類 作成および発送 業務

(出所:市提供資料より監査人作成)

仕様書に定める業務内容は下記の4点であり、印刷物は封入後に市へ納品されており、委託先から対象者への発送業務は行われていなかった。

【仕様書 抜粋】

6. 業務内容

- ①市から提供する資料を基に発送物の作成・印刷
- ②対象者への送付物の封入・封緘
- ③発送日数日前に市から提供するリストデータを基に死亡・転出者の引き抜き
- ④豊中局と豊中南局に分けて障害福祉課へ納品

また、仕様書7. スケジュール(予定)には次のように記載されており、対象者への発送を市が行うのか委託先が行うのかが明確に読み取れない。

7月24日(水)(予定) 納品

7月26日(金)(予定) 対象者へ発送

市は、どのような業務を委託するのか範囲をあらためて確認・整理した上で、契約書と仕様書の記載を実態に即したものとするとともに、契約書と仕様書間において名称を整合させるよう改善する必要がある。

② 個人情報の保護について(監査の意見)

仕様書上、業務内容として「発送日数日前に市から提供するリストデータを基に死亡・転出者の引き抜き」が定められている。

これは、送付物の封入・封緘後に、市の最新データに基づいて死亡・転出者には送付しないようにするための業務である。ただし仕様書には、引き抜いた後にどのような取扱いとすべきか記載されていない。市から提供する死亡・転出者の情報は個人情報であり、その取扱いについても仕様書に定めておくべきである。実務上は、引き抜いたものを一括して市に引き渡す運用となっているとのことであったが、仕様書上においても、この運用を明文化することが望まれる。

③ 処理結果の報告等について(監査の意見)

契約書上、市が委託業務の処理結果について書面で報告を受け、それに基づいて支払手続がなされるべきことを次のとおり定めている。

【業務委託契約書 抜粋】

(処理結果の報告等)

第3条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なくその処理結果に関する報告書(以下「報告書」という。)を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から報告書の提出があったときは、その日から10日以内にその内容を検査するものとする。

3 (以下省略)

(報告書等の引渡し)

第4条 発注者は、検査の結果、報告書等の内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、当該報告書等の引渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第5条 受注者は、発注者が報告書等の引渡しを受けたときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

障害福祉課によると、処理結果の報告については報告書でなく納品書、送品明細書の提出を受けることで代替しているとのことであった。このため、納品書、送品明細書を開覧したところ、納品書においては委託業務の名称と、一式としての金額(契約額)が記載されているのみであった。また、送品明細書には市に納品された帳票(封緘物)名称と数量が記載されているのみであり、いずれも、仕様書6. 業務内容に定める業務①から③についての遂行状況を具体的に示すものではない。

特に、「② 個人情報の保護について(監査の意見)」に記載した、引き抜いた封緘物の数量やその後の取扱いに関しては、納品書及び送品明細書をもって報告されたとは認められず、不十分である。

市は、本委託業務の処理結果としてどのような事項を報告させるべきか確認・整理した上で仕様書に明記し、委託先から提出を受けることが必要である。

IV 保険給付課

1. 高額介護サービス費(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

介護サービスと総合事業の利用者負担の合計が上限を超えた場合、その超えた額を給付するものである。

月々の介護サービス利用料の利用者負担額(一部対象外がある)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、いったんサービス事業者に支払い、後日申請により超えた分が給付費として払い戻される制度である。

ア. 自己負担の限度額(月額)について(平成29年8月～)

利用者負担段階	対象者	利用者負担限度額
第1段階	生活保護を受給している人	個人 15,000円 世帯 15,000円
第2段階	市民税非課税世帯の人で、老齢福祉年金を受給している人 市民税非課税世帯の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	個人 15,000円 世帯 24,600円
第3段階	市民税非課税世帯の人で、上記の第2段階に該当しない人	世帯 24,600円
第4段階	市民税課税世帯の人で、下記の第5段階に該当しない人	世帯 44,400円 (注1)
第5段階	市民税課税世帯の人で、同一世帯内に課税所得が145万円以上の65歳以上の人がいる人	世帯 44,400円 (注2)

(注1)利用者負担割合が1割の人のみの世帯については年間(8月～7月)446,400円が上限となる。

(注2)65歳以上の人の収入の合計額が520万円(65歳以上の人が1人の場合、383万円)未満の場合で、利用者負担割合が1割の人のみの世帯については、基準収入額適用申請(対象者には12月～1月頃申請書を送付)により、年間(8月～7月)446,400円が上限となる。

イ. 申請方法について

対象者に、市から後日申請について通知を行い、対象者は、保険給付課へ申請を行う。また、一度申請をすると、2回目以降該当した場合は、給付費が初回に登録した口座に自動的に振り込まれるので申請は不要としている。

ウ. 受領委任払いについて

大阪府内の「特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設等」に入所している対象者は、施設の同意を得て受領委任払い制度の利用を申請することで、その施設でのひと月の介護サービスの費用の支払いが、利用者負担限度額までとなる。

③ 事業実績

法に基づく実施が行われ、被保険者の要介護状態又は要支援状態に応じて必要な給付を行っている。実績は下記④を参照のこと。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	873,391	855,203	934,199
決算額	787,736	842,757	949,253

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	949,253	高額介護サービス費
合計	949,253	

(2) 監査の結果及び意見

① 給付申請時における代理権の確認について(監査の意見)

介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書の中に、申請者本人ではなく保佐人が申請している事案があった。保佐人の場合、成年後見人とは異なり代理権が当然にはないため、申請に係る代理権が存在するかを確認する必要がある。しかしながら、保佐人の登記事項証明書の写しは徴取しているものの、代理権範囲を示す別紙目録の写しがないため、確認ができていないか判然としなかった。

市では、保険給付・資格に係る窓口業務を株式会社アイ・シー・アールへ委託している。保険給付課担当者によれば、窓口での代理権の確認は従前から行っているものの、保佐人の登記事項証明書の写しを保管すること等は徹底されていないとのことであり、今後は、課として徴取すべき書面やファイリングの方針を再度整理した上で、委託先へ指示する必要がある。

V 福祉指導監査課

1. 介護保険サービス事業者指導監査(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 「豊中市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」における位置付け

本事業は、第7期計画において以下のように位置付けられている。

区分	内容
基本目標	5. 介護サービスの充実・強化
施策	2) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進
取り組み	<p>【介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言などの強化】</p> <p>介護保険サービス事業者等に対する集団指導や実地指導等を計画的に実施するとともに質の向上に取り組み、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅については、住宅施策と福祉施策の連携を図り、指導等を行います。</p> <p>【高齢者施設における虐待防止に向けた取り組み】</p> <p>介護保険サービス事業者等に対する集団指導や人権研修を実施するとともに、計画的に実地指導・立入検査を行うことにより、高齢者虐待防止や身体的拘束等の原則禁止に関する基本的知識や考え方を周知し、事業者が提供するサービスの質の確保を図ります。</p> <p>また、高齢者虐待に関する通報等があった場合には、適切に調査等を実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。</p>
基本目標	7. 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化
施策	4) 高齢者虐待防止に向けた取り組みの推進
取り組み	<p>【事業者や関係機関、高齢者施設等に対する支援】</p> <p>介護保険サービス事業者に対する指導を計画的に行うことにより、高齢者虐待防止、身体的拘束等の原則禁止に関する基本的知識や考え方を周知し、事業者が提供するサービスの質の確保を図ります。</p> <p>また、介護保健事業者連絡会等の連携により、ケアマネジャー、介護職員、介護保険事業者や関係機関等に対して研修等を実施するなどの資質向上に関する取組を実施します。</p> <p>さらに、高齢者虐待に関する通報等があった場合には、適切に調査等を実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。</p>

区分	内容
第7期計画の計画値	特有の計画値は設定されていない。

② 事業内容

本事業は、市内の介護保険サービス事業者や介護保険の適用外である有料老人ホーム等の施設(以下「サービス事業者等」という。)に対して、指導と監査を行うものである。指導は、豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第1項により、集団指導と実地指導の形で行う。

集団指導は、集団指導実施日までに指定を受けている介護保険サービス事業者を始めとするサービス事業者等を対象に、講習会形式により事業運営上の留意事項等について周知を行うものである。

実地指導は、運営状況及び介護報酬の算定等について、関係書類の確認及び管理者等に対するヒアリングを各事業所にて行うものである。実地指導には以下のものがある。

【一般指導(市が単独で行うもの)】

すべてのサービス事業者等に計画的に、また、必要に応じて実施する。

【随時指導(市が単独で行うもの)】

次のいずれかに該当する場合で、特に緊急性の高いものを優先して実施する。

- 高齢者虐待との関連が疑われる。
- その他日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある。

【合同指導(市と大阪府が合同で行うもの)】

複数の市町村で指定を受けているサービス事業者等のうち特に大阪府等と合同で指導を行うことが必要と認められる事業者等について実施する。

改善を要する事項及び介護報酬について適切でない請求が行われている事項等が確認された場合は、指導を行う。また、改善期限日までに改善報告が行われない場合、あるいは改善内容が不十分な場合は、追加で指導を行う。一方、監査は、利用者に対する虐待や指定基準等における重大な違反などについて苦情や相談があった場合、あるいは疑いがある場合に当該サービス事業者等を対象として行うものである。

監査においては、監査事案について関係書類の確認及びヒアリングを行い、指定基準違反等が認められた場合は、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告する。正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、期限内にその勧告に係る措置

をとるべきことを命令する。この期限を経過しても、なお相当期間を経た後も改善されない場合を含め、指定の取り消し等の事由に該当する場合は、処分の対象となる。

③ 事業実績

令和元年度における集団指導の実績は表 99 のとおりである。

表 99 令和元年度における集団指導の実績

1	指定居宅サービス事業者 ※高槻市、茨木市、吹田市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町との共催	
	開催年月日	令和元年5月23日
	開催場所	高槻現代劇場
	参加数	360 事業者
	欠席数	12 事業者
	内容	介護保険指定事業者に対する主な指導事項 事業運営上の留意事項 等
2	介護保険施設 ※大阪府、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市との共催	
	開催年月日	令和元年12月18・20日
	開催場所	大阪府庁新別館南館大研修室
	参加数	24 施設
	欠席数	なし
	内容	高齢者虐待について、感染症及び食中毒について、 高齢者施設における災害対策について 等
3	指定地域密着型サービス事業者	
	開催年月日	令和元年6月18日
	開催場所	豊中市立文化芸術センター小ホール
	参加数	122 事業者
	欠席数	3 事業者
	内容	講演「健康で魅力ある職場づくりと職員のメンタルヘルスケア」、 豊中市における指導・監査等、豊中市からの情報提供 等
4	有料老人ホーム ※大阪府及び府内他市町村との共催	
	開催年月日	令和元年12月19日
	開催場所	大東市立文化ホール(サーティホール)
	参加数	39 施設
	欠席数	5 施設
	内容	高齢者虐待について、感染症及び食中毒について、 高齢者施設における災害対策について 等

5	サービス付き高齢者向け住宅 ※大阪府及び府内各市町村との共催	
	開催年月日	令和元年12月19日
	開催場所	大東市立文化ホール(サーティホール)
	参加数	27 施設
	欠席数	6 施設
	内容	高齢者虐待について、感染症及び食中毒について、 高齢者施設における災害対策について 等

(出所:市提出資料より監査人作成。)

同じく令和元年度における実地指導の実績は表100のとおりである。なお、サービス分類ごとの実施状況について記載し、参考として平成30年度の実績を表101に併記する。

表100 令和元年度におけるサービス分類ごとの実地指導等実施状況

区分	所管数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数
居宅サービス(予防含む)	605	105	100	924 (696・228)	736
地域密着型サービス (予防含む)	179	53	53	601 (513・88)	473
居宅介護支援	160	29	27	243(181・62)	167
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	0	0	0	0
介護老人保健施設	10	3	3	45(40・5)	38
有料老人ホーム	43	6	6	48(47・1)	34
サービス付高齢者向け住宅	28	10	10	81(76・5)	59
豊中市介護予防・日常生活総合事業	404	68	67	688 (509・179)	500
合計	1,450	274	266	2,630 (2,062・568)	2,007

(出所:市提出資料より監査人作成。)

表 101 平成 30 年度におけるサービス分類ごとの実地指導等実施状況

区分	所管数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数
居宅サービス(予防含む)	642	107	107	998 (787・211)	666
地域密着型サービス (予防含む)	178	40	40	552 (505・47)	347
居宅介護支援	164	26	26	294 (230・64)	153
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	4	4	54(48・6)	35
介護老人保健施設	10	3	3	36(30・6)	24
有料老人ホーム	41	9	9	111(110・1)	49
サービス付高齢者向け住宅	27	8	8	130(127・3)	62
豊中市介護予防・日常生活総合事業	408	30	30	328(243・85)	190
合計	1,491	227	227	2,503 (2,080・423)	1,526

(出所:市提出資料より監査人作成。)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	17,396	15,149	14,826
決算額	16,736	16,715	14,082

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	13,563	非常勤指導員への報酬
報償費	50	
旅費	17	
需用費	192	

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	103	
使用料及び賃借料	60	
負担金補助及び交付金	94	
合計	14,082	

(2) 監査の結果及び意見

① 集団指導の実施方法について(監査の意見)

「(1) 事業の概要 ③ 事業実績」に記載したとおり、市は、要綱に基づき、介護保険事業者に対して集団指導、すなわち、事業運営上の留意事項等について周知するための講習会形式での指導を行っている。

この集団指導は毎年度実施しているものであるが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会形式のものは中止とし、その集団指導で使用する予定であった資料を市ウェブサイトにてダウンロードできるようにしている。加えて、集団指導の効果を担保する目的で各事業所に対してアンケートを実施し、所定の期限までに福祉指導監査課に提出してもらうようにしている。今般の新型コロナウイルス感染症の発生は突然であったため、このような対応となったことは致し方ないところであり、寧ろ臨機応変な措置であったと考えられる。

一方で、今後についても、このようなウェブサイトから資料をダウンロードしてアンケートを採るような方式を進めていくのかという点については検討も必要であろう。このような方式はやむを得ずの措置であるが、効果や効率性の面からは工夫の余地もある。例えば、集団指導の内容について、ウェブ配信を行う方法や録画をDVDに書き込んで事業者配布するなどの方法も考えられるが、システムの構築に時間とコストを掛けずに行うならば、令和2年度に実施したウェブサイトから資料をダウンロードする方法を土台にして、配付資料やアンケートを工夫することで、システム上の情報伝達機能と双方向性を強化することなどが考えられる。市においても様々な方法を検討された。

また、上記の令和2年度の方式も含めて、今後新たな方法を採用していこうとする場合には、現在の要綱第3条第2項にある『集団指導は、指導の対象となるサービス事業者等を必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会形式により行う。』という条項を改定する必要があることを補足する。

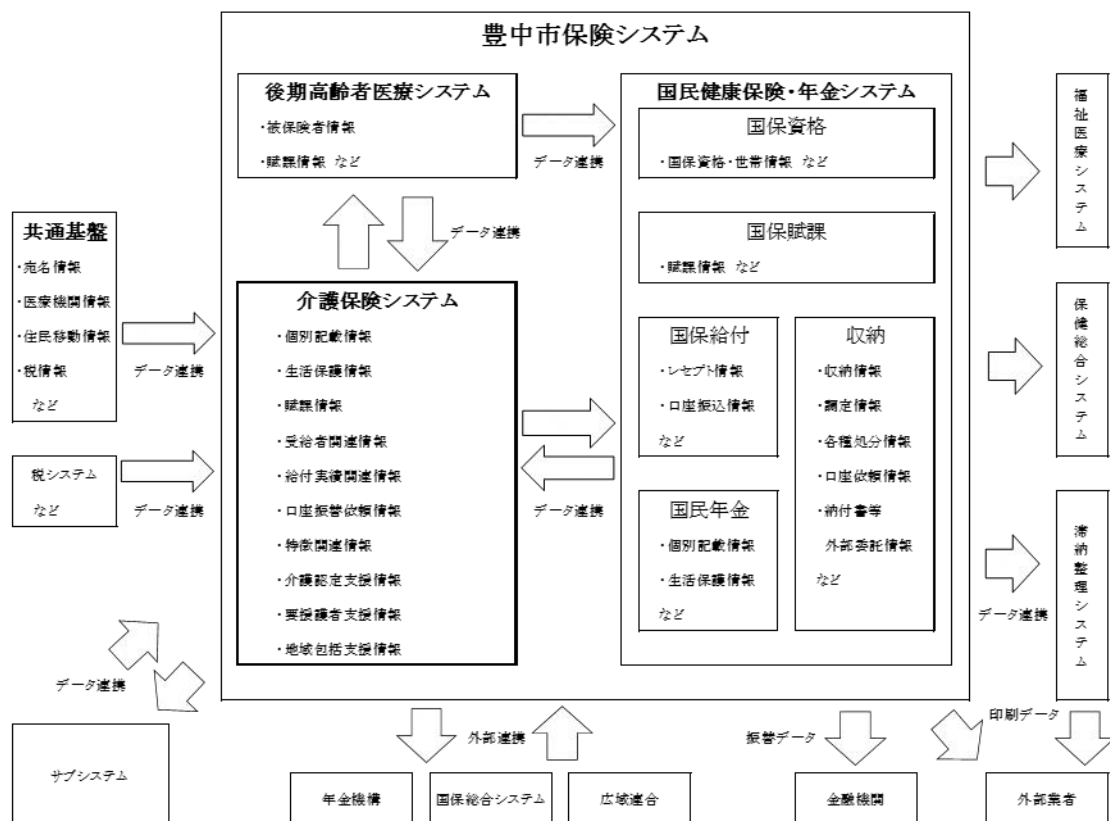
第4-4 監査の結果及び意見(情報セキュリティ関連)

1. 豊中市保険システムの概要

豊中市保険システム(以下「保険システム」という。)は、介護保険システム、後期高齢者医療システム及び国民健康保険・年金システムから構成されており、株式会社日立製作所(平成29年度から株式会社日立システムズに事業譲渡)が独自に開発したシステムである。なお、現行のシステムは、平成30年度に新保険システムとして更新されている。

保険システムの構成と関連するシステム等の概要は以下のとおりである。また、必要に応じて介護保険事業者管理システム及び介護認定支援システム等をサブシステムとして使用しており、保険システムとの間でデータ連携を行っている。

図3 保険システムの概要



(出所：市提供資料より監査人作成)

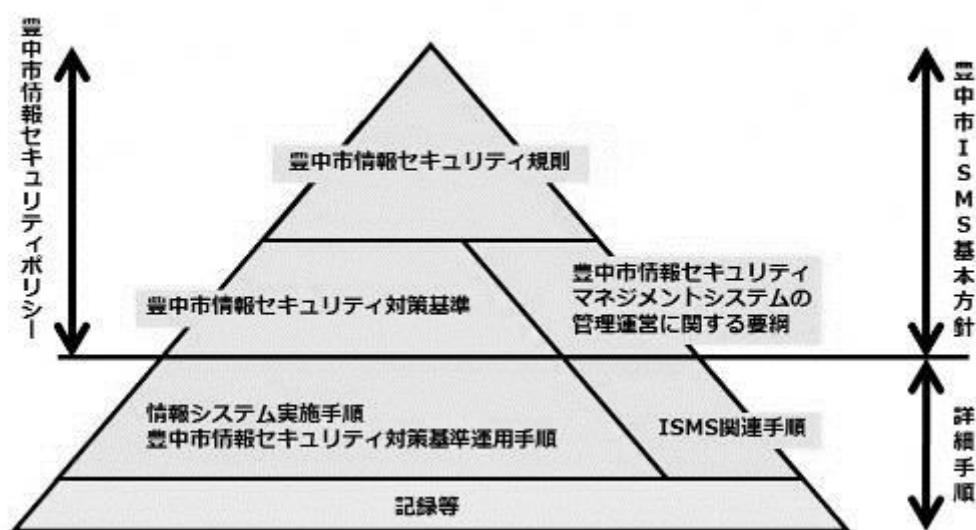
2. 豊中市における情報セキュリティに関する取り組みの概要

市では、平成 28 年 5 月に、情報セキュリティ対策の強化及び規定の整理を図るため、「豊中市電子計算組織の管理及び運営に関する規則」を「豊中市情報セキュリティ規則」に全部改正するとともに、「豊中市情報セキュリティ対策基準」を改正した。

市では「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」によって、豊中市情報セキュリティポリシーを構成している。このうち、「豊中市情報セキュリティ規則」では情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、「豊中市情報セキュリティ対策基準」において具体的にとるべき対策を規定している。

市では、豊中市情報セキュリティポリシーにもとづき、全庁的にセキュリティ対策を実施するとともに、内部監査を行うことによって、情報セキュリティの質の向上に取り組んでいる。また、豊中市情報セキュリティポリシーに「豊中市情報セキュリティマネジメントシステムの管理運営に関する要綱」を加えたものを豊中市 ISMS 基本方針とし、デジタル戦略課において ISMS の認証も取得している。

図 4 情報セキュリティポリシー等に関する構成の概要



(出所：市ウェブサイト)

市が情報セキュリティ管理に関して定めている主な規則等は次のとおりである。

- ・豊中市情報セキュリティ規則(以下「セキュリティ規則」という。)
- ・豊中市情報セキュリティ対策基準(以下「セキュリティ対策基準」という。)
- ・豊中市情報セキュリティマネジメントシステムの管理運営に関する要綱

- 豊中市情報セキュリティ対策基準運用手順(以下「セキュリティ対策基準運用手順」という。)
- 豊中市情報セキュリティマネジメントシステム リスク分析・リスク対応実施手順
- 豊中市情報セキュリティマネジメントシステム 教育・研修実施手順

3. 検討対象の範囲及び監査にあたっての着眼点等

(1) 検討対象の範囲

当年度の包括外部監査が対象とする高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の財務事務の適切な遂行にあたっては、関連する各種システムの支援は必須である。日常、複数の支援システムや外部システムとの連携の下、基幹システムにより絶え間のない大量の処理が行われているが、そこで扱う大量のデータは個人情報とその多くを占めており、機密性が極めて高い。

このように、システムの安定運用が財務事務の適正な執行の基盤となっており、個人情報の漏洩の防止を始めとする取扱いに細心の注意を払わなければ、市民の信頼も揺らぐことになる。

そこで、今般の監査にあたっては、監査テーマに係る事務事業領域に存在する情報セキュリティのリスク(事務におけるシステムの重要度や機密情報を取り扱う程度)を考慮して、以下の3つのシステムを検討対象とした。

表 102 情報セキュリティの検証対象とするシステム

No	システム名	種類 (注 1)	規模	ISMS 適用	所管課
1	介護保険システム	基幹	大	対象	デジタル戦略課 (注 2)
2	介護保険事業者管理システム	サブ	小	対象外	長寿社会政策課
3	介護認定支援システム	サブ	小	対象外	長寿安心課

(注 1)「種類」欄の「基幹」は p201 の保険システムの概要図における「豊中市保険システム」に、

「サブ」は概要図左下の「サブシステム」に該当する。

(注 2) ユーザ部門としては、長寿社会政策課、長寿安心課及び保険資格課等が存在する。

(2) 監査にあたっての着眼点

セキュリティ規則第7条においては、内部監査及び自己点検によって、セキュリティポリシーの遵守、ひいては情報セキュリティの品質を保証することを定め、いわゆるPDCAサイクルによる改善活動の確立をうたっている。

【セキュリティ規則 抜粋】

第7条 市長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、情報セキュリティ監査(情報セキュリティに関する監査をいう。以下同じ。)及び自己点検を実施するものとする。

また、セキュリティ規則第1条によれば、セキュリティポリシーを市が定める目的は、情報資産の適正なリスクコントロールの実現を主眼としていることが読み取れる。なお、情報資産とは、職員が業務上用いる情報及び当該情報を利用するための機器等を言い、介護保険における被保険者の情報を始めとする様々な情報を記録・集計・加工等するための端末やサーバーのみならず、当該情報自体を含むものである。

【セキュリティ規則 抜粋】

第1条 この規則は、情報セキュリティに関する基本的な事項について定めることにより、情報資産を適正かつ円滑に管理し、及び運用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産 職員が業務上用いる情報及び当該情報を利用するための機器等をいう。

ただし、市においては、現状、システムに着目してその適切な運用手順を整備し、その結果として、情報資産の適切なリスクコントロールを実現するアプローチが主流(多くの職員の認識)となっていると思われる。

このため、検討にあたっては、対象とする3つのシステムについて、実施手順書及び自己点検票の内容を中心に検討するとともに、セキュリティポリシーへの準拠性並びに情報セキュリティの品質について評価し、改善提案を行うこととした。また、対象システムの検討において、セキュリティポリシーとその関連規程そのもの見直しの必要性を認識した場合には、あるべき方向性についての提案を試みるものとした。

I デジタル戦略課

1. 自己点検関連

(1) 自己点検票の構成について

① 自己点検票の点検項目

自己点検票は、セキュリティ対策基準の記載内容に概ね沿う形で、計 66 にのぼる点検項目について自己評価を記すようになっている。なお、市長部局のシステムにおいては、自己点検票の点検項目・内容は原則的に統一されている。

【自己点検票の点検項目】

- ① 全般 No1～3 全 3 問
- ② 人的対策 No4～33 全 30 問
- ③ 物理的対策 No34～43 全 10 問
- ④ 技術的対策 No44～66 全 23 問 計 66 問

② 自己点検票の記載例

自己点検票の記載例を示すと、以下のようになる。また、各課記入欄の「評価」及び「評価理由」を記載するための基準等については、自己点検票の付随文書である記載要領にまとめられている。

【自己点検票の記載例】

	No	点検項目	点検証拠の例	点検ポイント	各課記入欄	
					評価	評価理由
全般	1	豊中市情報セキュリティ対策基準に基づく実施手順が定められているか。	実施手順書	対策基準に基づいた実施手順書が策定されているか確かめる (必要な項目が入っているか確かめる)	○	策定された実施手順は対策基準の準拠性を満たしている。
	2	…	…	…	…	…
	3	…	…	…	…	…

(出所:市提出資料より監査人作成)

【各課記入欄における「評価」の評価基準】

評価	判断例	改善例(注2)
○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文書化された要件があり、最新になっている。 ■ 規定が周知された記録がある。 ■ 規定どおり運用された記録がある。 	—
△	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文書化された要件はあるが、一部、実施できない対策がある。 ■ 文書化されていない要件がある。 ■ 要件が口頭で周知されている(事業継続の観点からは文書化が望ましい)。 ■ 一部規定どおりに運用されていない。 ■ 規定と異なる運用がされている(軽微)。 ■ 規定の実施・実装の記録が一部存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規定を見直し、○月末までに更新する。 ■ ○月末までに規定を文書化し、周知する。 ■ 次年度予算要求し、速やかにシステム改修する。
×	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際に要件が実施・実装されておらず、速やかに対応できない。 ■ 規定と異なる運用がされている(重大)。 ■ 規定の実施・実装の記録が存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要件を満たす対策を検討し、○月末までに決める。 ■ 研修会を開いて実施徹底する。 ■ 次年度予算要求し、速やかにシステム改修する。
—	—	—

(注1) 評価欄の○△×—の意味は次のとおり。

○: 実施できている。

△: 一部実施できていない・改善余地がある・実施しているが手順及び証拠がない。

×: 実施できていない。

—: 対象外

(注2) 「改善例」については、「評価理由」欄に原因とあわせて記入。また、本点検を受けて改善した場合には、改善後の結果で判断し、改善内容を「評価理由欄」に記入。

(出所: 市提出資料より監査人作成)

③ 自己点検結果の報告様式

情報システム管理者の行った自己点検結果は、各部等に置かれた情報セキュリティ責任者に対して、実施手順の点検結果として報告される。

○年○月○日			
部等情報セキュリティ責任者			
○○部長			
情報システム管理者			
○○課長			
豊中市情報セキュリティポリシーに基づく実施手順点検結果報告書			
○年○月○日、豊中市情報セキュリティ対策基準第 83 条に基づき、所管する情報システムについて、実施手順の点検を実施しましたので報告します。			
1. 情報システム名			
<input type="text" value="○○システム"/>			
2. 点検責任者			
氏名:	<input type="text"/>	連絡先:	<input type="text"/>
3. 点検結果			
実施状況			
<input type="text"/>			
内容(規定)			
<input type="text"/>			
4. 備考			
<input type="text"/>			

(2) 監査の結果及び意見

① 自己点検票の体系の見直しについて（監査の意見）

現行の自己点検票は以下の2点について、見直しが必要である。

項目	内容
i. 管理部門とユーザ部門とが異なる場合の評価方法	<p>介護保険システムは市の基幹システムであることから、管理部門であるデジタル戦略課と複数のユーザ部門（保険資格課、保険給付課、保険収納課、長寿安心課、長寿社会政策課、庄内出張所、新千里出張所）とに分かれて運用されている。</p> <p>現状はデジタル戦略課のみによって自己点検（評価）が行われているが、ユーザ部門各課に対しても点検内容を報告させ、総合的な評価を下す仕組みを検討されたい。</p>
ii. 自己点検の評価単位等の見直し	<p>現状の自己点検票の点検項目の中には、課等の部署ごとの全般的な情報セキュリティを問うものが含まれている。現状、システムを評価単位の主体とするアプローチが採用されているが、これに加えて、各課等の部署を単位とした自己点検も行うことにより、牽制効果がより高まるものとする。このため、自己点検票をシステム主体の質問票と、全般的な質問票とに分ける等の工夫を検討されたい。その際、豊中市のシステム体系の変化に伴いサブシステムを持たない部署が生じたとしても、情報セキュリティの自己点検が行えるような構成とすることが考えられる。</p> <p>また、他課で所管しているシステムの管理の一部をデジタル戦略課が担っている事案もあるため、逆に関係部分のみをデジタル戦略課が自己点検することも検討されたい。</p>

以上の点を踏まえると、次のように自己点検票を再構成することも一案である。

【現行イメージ】						
	デジタル戦略課	その他の部署のシステム関与パターン				
		基幹AとサブA	基幹とサブB	基幹のみ	サブCのみ	なし※2
基幹システム	作成					
サブシステムA ※1		作成				
サブシステムB ※1			作成			
サブシステムC ※1					作成	

↓

【改訂イメージ】						
	デジタル戦略課	その他の部署のシステム関与パターン				
		基幹AとサブA	基幹とサブB	基幹のみ	サブCのみ	なし※2
全般的セキュリティ	作成	作成	作成	作成	作成	作成
基幹システム	作成	関係部分	関係部分	関係部分		
サブシステムA ※1	関係部分	作成				
サブシステムB ※1			作成			
サブシステムC ※1					作成	

※1 サブシステムAの管理にデジタル戦略課は一部関与するが、サブシステムB・Cには関与しない前提としている。
 ※2 システムの管理や操作をすることはなく、例えば重要な情報資産を管理している場合を想定している。

② 自己点検票の点検項目の適宜の改定について（監査の意見）

情報資産の管理については、「人的対策」の点検項目（No17 及び 18）として問われているが、情報資産（個人情報等）の管理は、情報セキュリティの根幹に位置しており、本来は「全般」の項に含めて質問するべきである。また、セキュリティ対策基準における建付けからしても、情報資産の管理を「人的対策」とは分類することは適切ではない。この点、旧来からの対策基準の改訂を反映できていないものと推測される。また、自己点検票の内容がセキュリティ対策基準の改正を反映できていない事例（例：点検項目 No7 のパスワードの文字数の規定）も見受けられた。

自己点検票の点検項目については、適宜の改訂を行うことが必要である。

③ 自己点検票の評価理由の記述について（監査の意見）

自己点検票における評価が「△（一部実施できていない・改善余地がある・実施しているが手順及び証拠がない）」ないし「×（実施できていない）」とされている場合であつ

でも、評価理由の記述が原因の記載でとどまっているが、「いつまでに措置をするのか」という記述が必要と思われる事案が見受けられた。本来、自己点検票で認識した未実施事項等については、問題点の把握にとどまらず、どのように改善していくのが重要であり、今後、PDCA サイクルを意識した記述を求めたい。

また、評価理由の記述等が曖昧なものが見受けられた。例えば、「No29 事故等が発生した場合の代替手順が定められているか？」という項目に対して、「○(実施できている)」として「業務所管課に代替手順を定めるよう指導している」との記述がなされているにもかかわらず、実際には、ユーザ部門各課が定めた代替手順が網羅的に収集されていない。このため、評価の根拠を十分に確認することができない。また、「No14 重要情報資産を電磁的記録媒体で搬送する場合、鍵付のケース等に格納しているか」に関する回答も、「－」(該当なし)が相当なものとするものであった。

今後は、既に存在する「記載要領」を周知・活用しつつ、根拠に基づいた適切な評価とその理由を記載し、これに対応した是正措置を行っていくことが必要である。

④ 保険システム実施手順の整備と対策基準への準拠について（監査の結果）

セキュリティ対策基準第 83 条第 2 項において、実施手順の記載内容の要件を次のように定めており、システムの実実施手順書だけでなく、「(1) 概要」から「(6) ウイルス対策ソフトウェア・バックアップ・無停電電源装置等の設定一覧」までを含めた一体としての文書体系をもって「実施手順」と規定しているものといえる。

【セキュリティ対策基準 抜粋】

前項に規定する実施手順においては、この基準に基づき情報セキュリティ対策を具体的に実施するための手順のほか、次に掲げる事項について記載しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 機器・ソフトウェア一覧
- (3) 機器構成図
- (4) 業務フロー
- (5) 事故発生時連絡網
- (6) ウイルス対策ソフトウェア・バックアップ・無停電電源装置等の設定一覧

また、セキュリティ規則第 10 条においては、セキュリティ対策基準に基づき実施手順を策定することを定めている。

【セキュリティ規則 抜粋】

第10条 市長は、前条の対策基準に基づき、情報セキュリティに関する実施手順を策定するものとする。

しかし、デジタル戦略課においては、実施手順の体系に保険システムの「(4)業務フロー」を含めた整理ができていない。このため、自己点検票の質問項目 No1「豊中市情報セキュリティ対策基準に基づく実施手順が定められているか(セキュリティ規則第10条)」について、「セキュリティ対策基準に基づいている」として自己点検の評価が「○」となっているものの、相当な評価とは言い難く、業務フローの内容を含めた実施手順とする必要がある。

⑤ 「リスク対応計画」の文書化について（監査の結果）

「豊中市情報セキュリティマネジメントシステム リスク分析・リスク対応実施手順」では、「情報資産リスク分析調査票」においてリスク許容水準を超えるリスク要因があった場合には、「リスク対応計画」を作成する必要がある。しかし、デジタル戦略課の作成した「情報資産リスク分析調査票」の一部に、リスク許容水準を超えるリスク要因があったものの「リスク対応計画」が未作成であった。

実際のリスクに対しては対応済みであり文書化の問題ではあるものの、「リスク対応計画」として明確に作成することが必要である。

⑥ 情報資産の管理に関するセキュリティ対策基準の見直しについて
（監査の意見）

ア. セキュリティ規則における情報資産の位置付け

セキュリティ規則においては、情報システムではなく「情報資産」を適正かつ円滑に管理・運用することを主眼としている。

【セキュリティ規則 抜粋】

第1条 この規則は、情報セキュリティに関する基本的な事項について定めることにより、情報資産を適正かつ円滑に管理し、及び運用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

【セキュリティ規則 抜粋】

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産 職員が業務上用いる情報及び当該情報を利用するための機器等をいう。

このため、例えば、システムに入力する前に市民から提出された紙面の申請書等も「情報資産」であり、この申請書に個人情報に記載されていれば、情報セキュリティ上の重要度は高くなり、リスクが高いものとして管理にはより厳格さが求められる。また、データ入力後に生成される個人情報の搭載された電子情報やデータベース(及び当該データが格納された電子機器)も同じく高リスクと判断される。更に、システム処理後において紙面に印字された出力帳票も、個人情報が記載されていれば高リスクなものとなる。つまり、「情報」がどのような状態で記録されているかにかかわらず、存在する情報の持つリスクを分析した上で、リスクの量と性質に応じた対応を求めている。

この考え方を反映して、セキュリティ対策基準においては、広く情報資産を視座におく「情報セキュリティ対策」と、システムを視座におく「情報システムの管理」とを別個に整理し、情報の管理とシステムの管理とを明確に区分している。また、情報資産には情報システムが含まれることから、セキュリティ対策基準においては、情報システム管理者は情報セキュリティ責任者の指示の下、情報システムの管理を行う旨を定めている。

【セキュリティ対策基準 抜粋】

第3条 部等情報セキュリティ責任者は、豊中市事務分掌規則(昭和37年豊中市規則第7号)第1条1項に規定する課(これらに相当する事務組織を含む。以下同じ。)を所管する部の長又は部に属さない課の所属員を指導監督する者をもって充て、所管する部等に係る情報セキュリティ対策の実施を統括管理する。

第4条 略

第5条 情報セキュリティ管理者は、第3条に規定する課の長をもって充て、部等情報セキュリティ責任者の下、その所管に係る情報セキュリティ対策を実施する。

第6条 情報システム管理者は、情報システムを所管する課等の長をもって充て、部等情報セキュリティ責任者の指示の下、所管する情報システムの管理を行う。

イ. 実施手順及び自己点検における情報資産の位置付け

セキュリティ対策基準第83条第1項においては、各情報システムに関して実施手順を作成する旨が定められており、必ずしも情報資産に焦点を当てた規定とはなっていない。また、自己点検の実施を同条第3項に定めているが、第1項に定める実施手順を前提としていることから、情報システム以外の情報資産の管理が視点から抜けている。

なお、セキュリティ対策基準第83条第5項には、「情報セキュリティの管理運営について、必要に応じて実施手順を策定する。この場合において、実施状況及び内容

を定期的に点検する」との規定もあり、別途、情報資産の管理について自己点検を行うことも可能ではあるものの、現状、実施されていない。

【セキュリティ対策基準 抜粋】

第 83 条 情報セキュリティ副統括責任者、情報システム管理者、情報セキュリティ管理者は、規則第 10 条に基づき、情報処理における情報セキュリティを確保するため、それぞれの情報システムに関して定める実施手順を策定する。

(略)

3 情報セキュリティ副統括責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、前 2 項に規定する実施手順の実施状況及び内容を、毎年度 6 月に点検しなければならない。

【セキュリティ規則 抜粋】

第 7 条 市長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、情報セキュリティ監査(情報セキュリティに関する監査をいう。以下同じ。)及び自己点検を実施するものとする。

また、セキュリティ対策基準における情報資産の管理の規定は、第 14 条(情報資産の分類)、第 15 条(リスクの分類、評価及び対応)及び第 16 条(情報資産の管理責任)に定められており、詳細については、別途「セキュリティ対策基準運用手順」(以下「運用手順」という。)(情報セキュリティマネジメントシステム導入の場合は、「豊中市情報セキュリティマネジメントシステム リスク分析・リスク対応実施手順」)が設けられている。しかし、セキュリティ対策基準及び運用手順においても、情報資産の管理を実施手順にどう反映させるのか具体的な紐付けが明示されておらず、毎年度、情報資産の見直しを行うようデジタル戦略課から各部署に対して通知を出しているものの、その報告までは求めている。

ウ. セキュリティ対策基準上における情報資産管理の明確化

上記のとおり、自己点検において、情報システム以外の情報資産の管理が視点から抜けているとともに、具体的な情報資産の管理方法等の実施手順への反映方法が明確になっていない。結果として、情報資産のリスク管理における PDCA サイクルが確立できておらず、情報資産の収集、リスクの分類及び対応に関する事務は行っているが、その品質がどうなのか、問題がある場合にどう改善しているのかという、フィードバック機能を見出すことができない。今後、セキュリティ対策基準において情報システム以外の情報資産も含めた取扱いを明確化し、自己点検や実施手順への反映方法等

を具体的に示す必要がある。その際、例えば、実施手順書において、所管するシステムに関連する情報資産を明記(情報資産台帳との紐付け)するとともに、自己点検票において、情報資産のリスク管理項目に関する質問項目を増やし、より情報資産に焦点をあてた情報セキュリティの検証体制とすることが考えられる。

⑦ より情報資産に焦点をあてた情報セキュリティの検証体制の検討について (監査の意見)

リスク管理を適切に行うためにはリスク自体を認識することが必要であるが、リスクにどう気付いて認識するかは個人の力量によるところが大きい。このため、各課等の職員に対し、単に「情報資産」を認識した上でリスクを分析し対策を講じることを求めたとしても、その要求を正確に理解し対応するには相当の困難を伴うことが想定される。このため、当面の間は、知見のある者が行うセキュリティ監査による現場視察を充実させ、情報資産台帳の整備状況にも配慮し、改善を促すことを検討されたい。

また、市全体の情報セキュリティの統制強化という点からは、自己点検結果を部等情報セキュリティ責任者への報告で完結することなく、PDCA サイクルをさらに機能させるための施策として機能させることも有用である。現在、市全体の情報セキュリティ対策に関する重要事項の調査審議等を行うため、情報セキュリティ統括責任者を議長とするセキュリティ会議が設置されているが、自己点検の点検結果等をセキュリティ会議における確認事項としてセキュリティ対策基準運用手順第4条に明示し、自己点検によって洗い出された課題を集約し、認識できていないリスクへの対応方法等を全市的に検討することも検討されたい。

Ⅱ 長寿社会政策課

1. 介護保険関連システムの運用(介護保険事業特別会計)

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護保険制度を適正かつ円滑に運営するために、システムを運用し、事業所情報の管理や大阪府や大阪府国民健康保険連合会との情報の共有及び報告等を行う。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	173,691	72,750	53,186
決算額	158,639	56,246	30,846

(注)平成 29 年度の決算額が相対的に大きい。これは平成 30 年度にシステム更新を行っており新保険システムの稼働開始があったが、平成 29 年度はこの開発期間に含まれることから、委託料が 157,577 千円に増加したことが主要因である。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	30,556	システム保守委託、システム開発委託
使用料及び賃借料	289	システム使用料
合計	30,846	

(2) 監査の結果及び意見

① 自己点検票による点検実施の精度について（監査の結果）

自己点検票の「評価」及び「評価理由」に関して、長寿社会政策課に対して記述内容の事実確認を行ったが、例えば「○」と評価している項目であっても、「△」や「×」が相当な事案や評価理由の記述を見直すべき事案が複数見られた。今後は、セキュリティ対策基準の要求を満たせるよう自己点検の精度について改善が必要である。また、長寿社会政策課自らが「×」と評価する事案に関しては、「記載要領」を参考に、適切な記述に努められたい。

今回の監査において発見された主な発見事項を列挙すると次のとおりである（○ないし△の評価であるが、「×」が相当なもの）。

なお、介護保険事業者管理システムに係る機器については長寿社会政策課が所管しているため、下記の ID・パスワード管理や USB メモリのアクセス制限に係る問題点及び影響は、長寿社会政策課独自のものである。

点検 項目 No	発見事項
1	・介護保険事業者管理システム実施手順に、情報セキュリティ管理者の記述が欠落している ・実施手順に記載された、データバックアップの機器の説明が事実と相違している ・ID、パスワード管理が実質行われていない
2	・セキュリティ対策基準第 83 条第 2 項で整備すべき業務フローが整備されていない
3	・情報セキュリティに関する規則類の周知や研修実施が不十分
6・7	・ID、パスワード管理が実質行われていない
11・12	・USB コネクタの使用制限が機器設定で行われていない(※)
17・18	・外部媒体データ等の管理が適切に行われておらず、重大なリスクが看過されている(大量の MO の無管理保管、情報資産の保管文書の保管場所を「机上」と位置付けている)
34	・端末が施錠可能な場所に保管されておらず盗難防止が図られていない

※ USB メモリ等の外部媒体の接続による情報流出やウイルスの侵入を許すものであり、早急な対応が必要である。

② 実施手順点検結果報告書について（監査の結果）

セキュリティ対策基準第 83 条第 4 項に定めるとおり、自己点検実施の結果は、情報システム管理者から部等情報セキュリティ責任者に対して、「豊中市情報セキュリティポリシーに基づく実施手順点検結果報告書」として報告される。

令和元年 6 月付の介護保険事業者管理システムに係る実施手順点検結果報告書には、点検結果として「手順通りに管理運用されている」と記載されているが、そもそもの自己点検票に、「×」や「△」の項目が散見され、これらの評価内容からは、「手順通りに管理運用されている」という結論に至ることは妥当と言いがたい。

点検結果報告書に改善点も今後の措置も明記されていない状態では、セキュリティ対策基準第 83 条第 1 項の「情報セキュリティ確保」の意図の下行われる自己点検が機能しないばかりか、セキュリティ対策基準第 3 条に定める部等情報セキュリティ責任者の「情報セキュリティ対策の実施を統括管理する」という職責も全うできず、更にはセキュリティ会議（セキュリティ規則第 4 条第 3 項）の段階においても、現場の実態が把握できていないことも想起され、会議の有効性が阻害されているおそれすらあるものと考ええる。

また、点検結果の記載方法として、現状のような「自己点検上問題なし」という点検結果の結論を中心に記載する形式では、問題点や改善策等が組織上部に伝達されないためフィードバックが難しくなり、活用度は低くなる。むしろ、点検結果の報告自体を PDCA サイクルにおける改善に向けた活動の一つとして位置付け、点検の過程で認識した個々の事案に係る課題や問題点等を示した上で、その改善策や措置の概要を記載する形式とすることもデジタル戦略課と協議の上、検討されたい。

③ 情報資産の管理について（監査の結果）

ア. 情報資産の管理の概要

セキュリティ対応基準第 15 条第 2 項には、以下の規定がある。

【セキュリティ対応基準 抜粋】

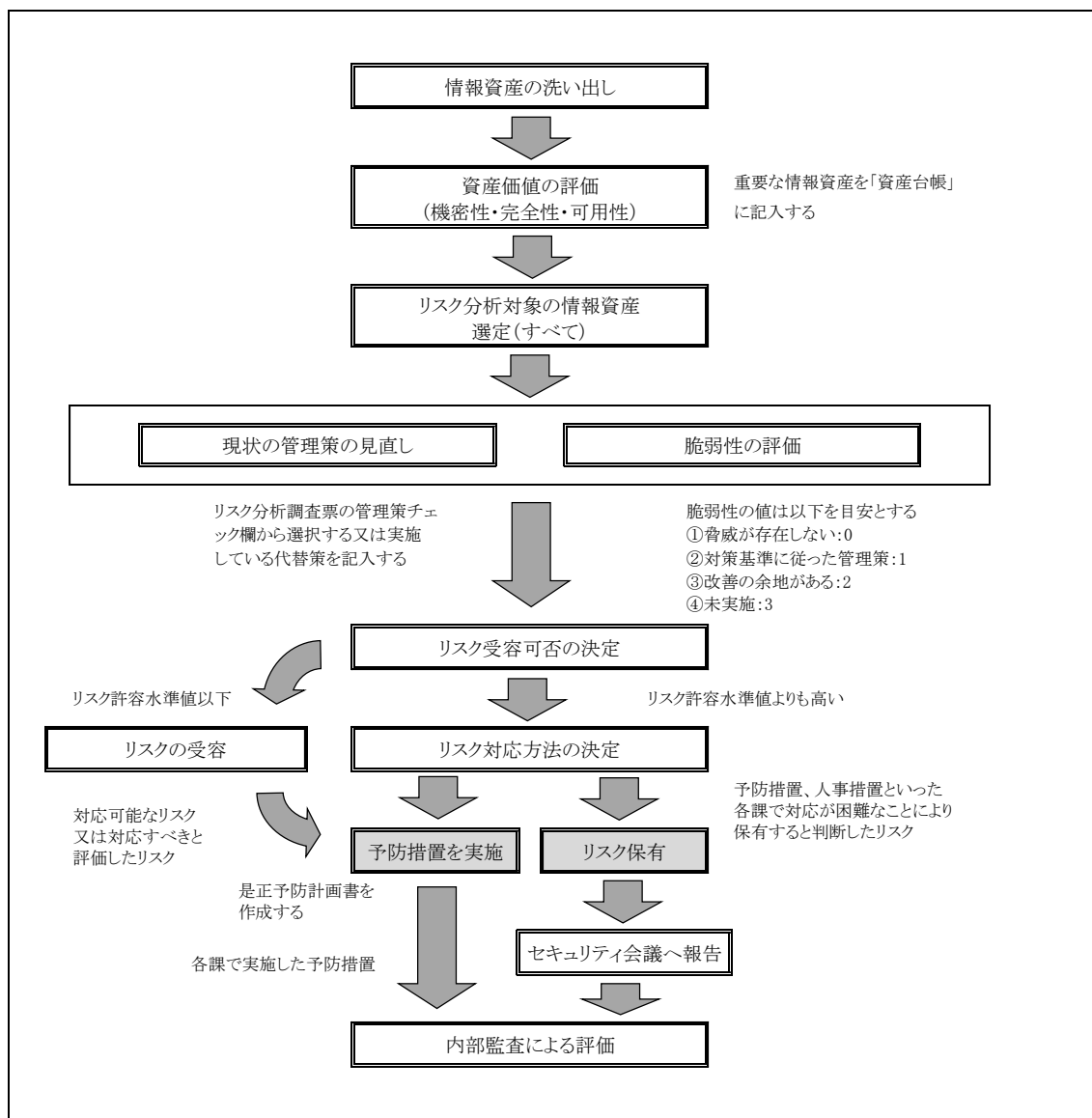
第 15 条

- 2 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産について、前項の運用手順(注)に基づき、毎年度一回以上リスク分析を行い、リスクに対する対応を実施しなければならない。

(注) 豊中市情報セキュリティ対策基準運用手順を指している。

これを受けて、セキュリティ対策基準運用手順第2章第1節「リスク分析・リスク対応」にて第8条から第20条にて情報資産のリスク管理手法が詳細に定められており、「(別表1)リスク分析・リスク対応フロー」にて、手続きフローが図示されている。

図5 リスク分析・リスク対応フロー



(出所：セキュリティ対策基準運用手順)

イ. 情報資産台帳の整理について

各課において情報資産の洗い出しを行った結果は「情報資産台帳」に整理されることとなるが、長寿社会政策課では情報資産台帳の作成が適切に行われておらず、以下の問題が見られた。

- 情報端末(ノートPC)が二台漏れていた。
- 紙面の文書ファイルを「保管文書 1」、「保管文書 2」、「保管文書 3」、「保管文書 4」、「保管文書 5」として、それぞれの保管場所(例えば、鍵付きロッカーや庁舎外倉庫等)を記載しているが、この「保管文書 1」から「保管文書 5」にカテゴリされた文書の中身が具体的に示されておらず不明である。本来は、文書に登載された情報のリスクを測らなければならないのであるから、文書(簿冊)の種類ごと、簿冊の編集年次、簿冊の管理 No 毎の所在・管理を整理しなければ、情報資産の管理(洗い出し)ができていないと考える。
なお、今後の是正に向けた具体的な対応については、デジタル戦略課との協議の上、進められたい。
- 保管(設置)場所に、「机上」という記述が見られた。施錠のされない「机上」に置いている意味と取れるものであり、情報資産台帳作成後において、第三者チェックが働いていないことがうかがわれる。
- 「可搬媒体 1」として、「MO(光ディスク)が 262 個存在する」とあるが、本来、情報資産台帳のチェックが機能していれば、このような記載を行う以前にリスク排除の意思が働き、廃棄等の措置を行うことが可能であったものといえる。

ウ. リスク分析調査表の問題について

情報資産台帳の整理・分類を基礎として、「リスク分析管理表」の作成によって、それぞれ分類された情報資産の持つリスクを分析し、必要なリスク対応策を策定することとされている。情報資産台帳に登載された情報資産の一つ一つに、9 種類の脅威に対する評価をリスク値として数値化し(※)、それぞれのリスク値が、閾値(ここでは「8」)を超える場合に、リスク対応を求める仕組みとなっている。

※ 豊中市でのリスク評価の算式は次のとおり。

「資産価値(項目ごと)」×「脅威の発生頻度」×「脆弱性」＝「リスク値」

- ・「資産の価値」は、定数「3」となっている(資産固有のリスクであるため、本来は個々に計測するべきだが、セキュリティ対策基準運用手順第 14 条に準拠する場合は定数)。
- ・「脅威の発生頻度」は、市が設定した 9 種の脅威のそれぞれに頻度が定められている(例えば脅威が「システム障害(機械の故障)」の場合の「頻度」は「2」と定められている)。
- ・「脆弱性」は、自己判断により「0」から「3」までの計測を行うこととなっている。脅威が存在しない場合「0」、適切な対策があつて安全なら「1」、管理はなされているが改善の余地があるなら「2」、対策が施されていないなら「3」である。

(出所:「セキュリティ対策基準運用手順第 13 条から 15 条」より監査人作成)

監査の結果として、以下のような事項が検出された。いずれも情報資産のリスク管理について、理解が不足していることと、作成後のチェックも行き届いていないことが背景としてあると思われる。

項目	内容
1) 情報資産に対するリスク分析の網羅性の欠如	<p>セキュリティ対策基準等では、情報資産を洗い出し、個々の情報資産すべてについてリスク分析を行うこととなっているが、長寿社会政策課では、課全体としての情報資産のリスク分析を行うものとの理解から、リスク分析管理表を「住民情報端末」及び「情報端末」の 2 項目しか作成していない。</p> <p>このため、情報資産の管理について、セキュリティ対策基準の要求を満たせていない。</p>
2) リスク値「8」を超える脅威に対する是正・予防計画の立案等の未作成	<p>セキュリティ対策基準運用手順において、各脅威の項目のリスク値が「8」を超えると、何らかの是正・予防対策を講じなければならないが、下記の事案について、セキュリティ対策基準に準拠した対応がされていない。</p>
「住民情報端末」のリスク分析について	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 誤動作・誤設定への対策内容」に対し、「パスワード等による使用者の制限」を挙げているが、これに対する対策の評価を「2」としている。結果、3(定数)×3(脅威の頻度)×2(評価)=リスク値 18 と算定されている。 ・「6 遵守事項違反への対策内容」に対し、「廃棄処理ルールの整備及び周知/契約上の機密保持義務の徹底」を挙げているが、これに対する対策の評価を

	<p>「2」としている。結果、$3(\text{定数}) \times 2(\text{脅威の頻度}) \times 2(\text{評価}) = \text{リスク値 } 12$ と算定されている。</p> <p>ただし、住民情報端末のパスワード管理は徹底しているため、対策の評価は「1」と評価される。また、廃棄ルールや契約上の機密保持契約もデジタル戦略課の管理の下で整備されており、評価は「1」となる。結果、セキュリティ対策基準運用手順第16条の規定により、管理評価が「1」の場合、仮にリスク値が「8」を超えても是正・予防対策は不要ということになる。しかし、これは、その誤りを是正した上での結果論であり、セキュリティ対策基準への準拠ができていないことには変わりはない。</p>
<p>「情報端末」のリスク分析について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 誤動作・誤設定への対策内容」に対し「パスワード等による使用者の制限」を挙げているのだが、これに対する対策の評価は「2」としていた。結果、$3(\text{定数}) \times 3(\text{脅威の頻度}) \times 2(\text{評価}) = \text{リスク値 } 18$ と算定されている。 ・「6 遵守事項違反への対策内容」に対し「廃棄処理ルールの整備及び周知/契約上の機密保持義務の徹底」を挙げているのだが、これに対する対策の評価は「2」としていた。結果、$3(\text{定数}) \times 2(\text{脅威の頻度}) \times 2(\text{評価}) = \text{リスク値 } 12$ と算定されている。 <p>なお、「情報端末」に関する情報資産のリスク分析に関して、ここに含まれる介護事業者管理システムのID・パスワード管理は全くできておらず、自己点検票 No58でも機密情報保持が契約上不十分で、評価を「×」としている。いずれも評価は「2」ないし「3」と判定されるものであり、速やかな是正・予防対策が作成・実行されなければならない。</p>

④ 現場視察において発見された問題について（監査の結果）

自己点検内容の事実確認のため、長寿社会政策課における情報セキュリティの状況を現場視察したところ、以下の問題が見られた。

ア. 大量の外部記憶媒体である MO (光ディスク) の存在 (保険システム関連)

大量の MO (光ディスク) が、キャビネットにむき出しの状態では保管されていた。また、当該キャビネットは、就業時間中は施錠されていない。当該 MO は、情報資産台帳に可搬媒体として「運搬・保存用 MO:262 個」と記載されているものであり、デジタル戦略課とデータをやりとりするため、数年前まで使用されていた媒体とのことである。

その上で、当該 MO にどのようなデータが記録されているか調査を依頼したところ、次のデータが記録されている旨の報告を受けた。

- ・介護報酬の給付実績 (つまり個人別のレセプトデータ)
- ・個人別高額受領委任払いデータ
- ・統計用データ

いずれも CSV 形式によるデータベースで、パスワードでロックする等の保護はされていないとのことであった。さらに、情報資産台帳上は MO の数量として 262 個と記録されているものの、これまで数量管理が実施されておらず、あらためてカウントを依頼したところ 229 個の存在しか確認できなかった。しかしながら、後日の再調査で 110 個が見つかり、合わせると 339 個が課内に存在することが判明した。なお、保管データで最も新しいものでも平成 26 年 7 月のデータであったとの報告を受けている。

イ. 介護事業者支援システムの ID・パスワード管理の方法

Web ブラウザのオートコンプリート設定が有効になっているため、ID・パスワードの入力欄でマウスをクリックすると、履歴がプルダウン表示され、表示された ID・パスワードが自由に入力できる状態であった。なお、ブラウザでオペレーションするサブシステムは、どれも同じようなリスクが潜在していることが推測される。

情報セキュリティの基本であるアクセス管理が日常的に無効化されており、セキュリティに対する認識の甘さを強く感じざるを得ない。この実態は、自己点検票の No1 及び No6 を「○」と評価している内容とも相違するものである。

ウ. 端末の収納に際しての盗難防止策

端末を収納する棚に施錠の機能がなく、セキュリティ対策基準第 40 条第 1 項に違反している。セキュリティ対策基準の周知不足に由来するものと考えられる。

⑤ 研修・周知について（監査の意見）

長寿社会政策課の研修記録においては、システム担当者 1 名が勉強会に参加はしているものの、その資料を課内で回覧することで終わっており、課の職員に情報セキュリティに対する理解や周知が十分になされているとはいいがたい。研修に対する取り組みを強化することが必要である。

Ⅲ 長寿安心課

1. 介護認定支援システムの運用(介護保険事業特別会計)

① 事業内容

要介護・要支援認定の申請情報管理、主治医意見書・訪問調査依頼及び提出された資料のイメージデータでの管理、介護認定審査会の運営管理、認定結果情報の管理、居宅介護支援事業所等への保有個人情報外部提供、介護保険総合支援センターへの月例報告、各種統計等を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	20,526	22,102	12,094
決算額	18,825	15,962	8,230

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,093	
使用料及び賃借料	7,136	機械器具借上料
合計	8,230	

(2) 監査の結果及び意見

① 自己点検票による点検実施の精度について (監査の結果)

自己点検票の「評価」及び「評価理由」に関して、長寿安心課に対して記述内容の事実確認を行ったが、例えば「○」と評価している項目であっても、「△」や「×」が相当な事案や評価理由の記述を見直すべき事案が複数見られた。今後は、セキュリティ対策基準の要求を満たせるよう自己点検の精度について改善が必要である。また、長寿安心策課自らが「×」と評価する事案に関しては、「記載要領」を参考に、適切な記述に努められたい。

今回の監査において発見された主な発見事項を列挙すると次のとおりである(○ないし△の評価であるが、「×」が相当なもの)。なお、ここでは自己点検票の評価からの指摘ではあるが、本質的には実施手順書の見直しを求めるものであることを付記する。

点検 項目 No	発見事項
1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定支援システム実施手順に、情報セキュリティ管理者の記述が欠落している ・セキュリティ対策基準 83 条 2 項に求められている業務フローが整備されていない ・実施手順がセキュリティ対策基準の改定を反映できていない項目がある ・実施手順上、規制するパスワードの文字数が実際と異なっている
2	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策基準第 83 条第 2 項で整備すべき業務フローが整備されていない ・実施手順がセキュリティ対策基準の改定を反映できていない項目がある

② 情報資産台帳の問題点について（監査の結果）

各課において情報資産の洗い出しを行った結果は「情報資産台帳」に整理されることとなるが、長寿安心課では情報資産台帳の作成が適切に行われておらず、以下の問題が見られた。

○紙面の文書ファイルを「保管文書 1」、「保管文書 2」、「保管文書 3」、「保管文書 4」として、それぞれの保管場所(例えば、鍵付きロッカーや庁舎外倉庫等)を記載しているが、この「保管文書 1」から「保管文書 4」にカテゴリーされた文書の中身が具体的に示されておらず不明である。本来は、文書に登載された情報のリスクを測らなければならないのであるから、文書(簿冊)の種類ごと、簿冊の編集年次、簿冊の管理 No 毎の所在・管理を整理しなければ、情報資産の管理(洗い出し)ができていないと考える。なお、今後の是正に向けた具体的な対応については、デジタル戦略課との協議の上、進められたい。

- 保管(設置)場所に、「机上」という記述が見られた。施錠のされない「机上」に置いている意味と取れるものであり、情報資産台帳作成後において、第三者チェックが働いていないことがうかがわれる。
- 外部記憶媒体の情報資産として「MO(光ディスク)」と「LTO(バックアップ用磁気テープ)」が複数存在するが、情報資産台帳に登録されていない。なお、これらは使用中の媒体であり、個体管理はなされている。